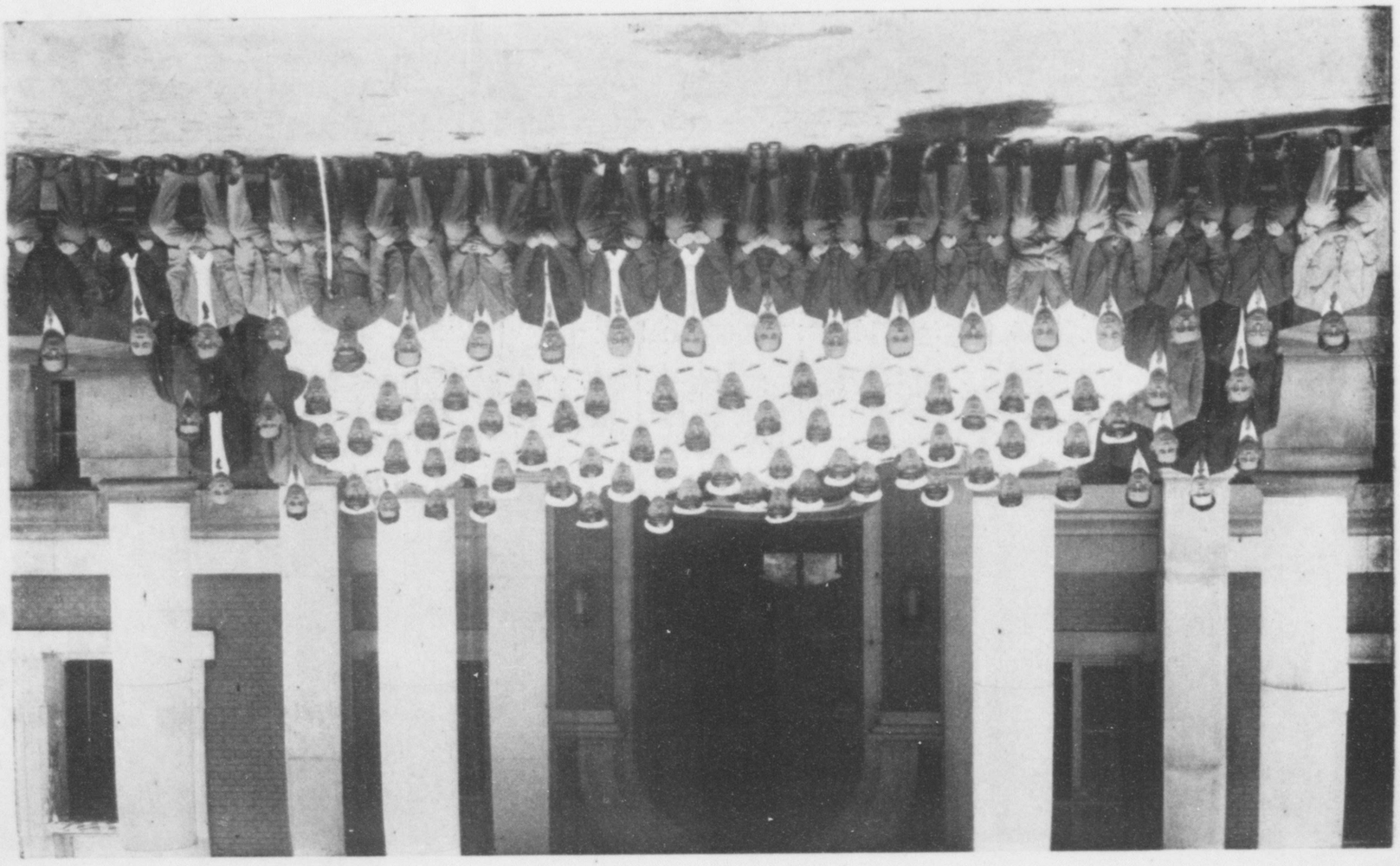
刑政第53巻第9号
矯正図書館

# 刑政

第五十三卷　九月號　第九號


時局と行刑（卷頭言）　中尾文策 二
官と後任者の事務引繼の責任　鷲津愛十郎 五
滿洲國監獄作業の概況（一）　林英雄 三
旅で拾つた話（三）　吉田秋水 完
ニューヨーク州矯正法（二）　四
成年犯人の社會的處遇　ナサニエル・キヤンター 五
江戸時代の行刑（四）　平沼文男 完


財團法人　刑務協會發行



（號前事記）　式所閉所習練官務刑回二十三第

矯正図書館

矯正図書館

# 刑政

九月號

第五十三卷

第九號

函館刑務所身心鍛錬運動（上・下）





# 時局と行刑

現下の我が非常時局が如何にして乗切られ此の時艱が如何にして克服せらる可きかは言ふ迄もなく我が國の當面して居る最大の問題である。されば國家は國内のあらゆる能力を動員して之に立向つて居るのであり、國民は其の各立場に於て最大の努力を傾けて之に奉仕することを必要とするのである。從つてわれわれ國民は其の所屬する各境遇各世界に於てそれぞれの時局に關連した問題を課せられて居り、而してそれは極めて眞劍且つ深刻なるものである。行刑人としてのわれわれが行刑の世界にも亦深刻なる問題を負はされて居ることは言ふ迄もない。

其の問題として此處に私は二つのものを考へる。一は作業二は食糧に關するそれである。

事變發生以來軍需作業の分量は著しく增加して居る。特に近年の新着手に係る其の或種のものは量の上に於ても質の點に付ても我が國の行刑史上實に類を見ざる域に達するに至り、爲に今日の行刑は其の相貌を一變したるかの觀を呈して居るのである。而して作業に於ける此の新傾向は少く共此處數年間は變更を見ないであらうとされて居る。

作業に於ける此の新形態は確かに行刑の相貌を一變せしめ其の内容に一大變化を招來するものであるが、之に對しては行刑を破滅に導くものとして行刑家の中に相當深刻なる反對論のあることを留意する必要がある。卽ち此の種の作業は其の特殊なる環境上、累進處遇の適用に障害を與へ規律を弛緩せしめ敎誨の機會を少くし且つ事故を發生せしめると言ふ大きな行刑上の欠陷を有すると共に、一面作業經營の點よりするも今日では收益上有利なる大口の註文が容易に得られるのであるから、之を無視して迄も斯る危險なる作業に就く必要は決してないとする。されば極言する者は此の新作業への着手は行刑史上の一大過誤であるとさへするのである。けれ共私は此の議論に對しては徹底的に爭はなければならぬ。今問題とされる此の種の作業が果して說かるゝが如くに行刑上有害なりや否やと言ふことは暫く問題外として、抑々何故に行刑が斯く迄熱意を傾けて此の作業に乘出さざるな得ないかと言ふことに付き論者の認識は不充分である。

此の作業は國策遂行上眞に緊急止むを得ざるものである。卽ち其の作業の内容は我が國が急速なる遂行を必要とするにも拘らず、一般的勞働力不足の爲に自然の成行きに放置することを得ず最後の手段として受刑者の勞力が動員されて居るのである。故に端的に言へば、もともと此の作業は行刑上有意義なりや否や行刑は之に手を染める可きや否やを考慮したる後初めて着手せられたものではなく、國策上眞に止むことを得ざる動機に押されて開始されたものであり、それは事實最早行刑の問題ではなくして國策の問題であり、換言すれば行刑より高次なるもの卽ち超行刑的なるものなのである。假に之が行刑上有害なりとするも——私は然しそれを信じない——行刑は今如何にして其の害惡を除き之を善に導くかと言ふことを研究す可きであつて、遡つて抑々之に着手す可きであるか否かを選擇する餘地の無いものであらう。その選擇は平時に於て、必ずしも國家が斯る非常的手段に訴ふることを必要とせざる場合に於てのみ許されることである。

次は受刑者の食糧問題である。言ふ迄もなく全國民は現在各方面の物資不足に耐へ、特に食糧の不足には極めて深刻なる體驗の中に置かれて居るのである。或は減量或は代用食と日ごとに工夫をこらし努力を

傾けて國民は鋭意此の食糧不足に對處して居るのであるが、何故か獨り受刑者の食糧に關しては殆ど舊態が其の儘に維持せられて來た。通常食に付ては私は玆には觸れない。必ずや極めて近い將來に於て適切なる處置の講ぜられることであらう。私の問題とし度いのは附加的食糧卽ち作業上又は累進處遇上の優遇食である。之等のものは本來受刑者の營養の問題を考慮したものではなく其の行刑成績に對する褒賞として考へられたものであり、純然たる優遇方法の一種に屬するものである。故に私は諸種の食料品特に砂糖の不足せる現在に於ては此の優遇的食糧の給與を原則として全廢又は少く共極度に節減し之に代ふるに他の優遇方法を以てすべきことを提言し度いのである。

人或は言はん食糧に依る優遇方法は最も有効であつてではないと。私は斯る心構へを以て果して現在の非常時局を乘切り得るや否やを問ふ前に、行刑上の問題としても之に依つて受刑者の敎化が可能なりや否やを疑はなければならない。國民にのみ時局の重荷を負はせて受刑者をして獨り晏如たらしむるが如きは決して忠良なる國民誠實なる社會人を作り上げる所以ではないと思ふ。國民と共に忍び時局と共に苦しむことを訓練することが眞の行刑の理想であるのみならず私は受刑者は日本人として行刑上の使命遂行に專念し其の成績の向上を希願するのは當然である。けれ共われわれが刑務官として行刑上の使命遂行に專念し其の成績の向上を希願するものと信じるのである。

われわれの常に忘れてならないことは行刑の外にも尙廣い世界があると言ふこと、從つて刑務官はそのより高次なる價値の段階があると言ふより行刑を客觀視すると言ふ態度を常に保持す可きものであると云ふことである。同時に實は之が眞の行刑への奉仕と成るのである。時局に超然とし國策から遊離してひたむきに行刑上の原則に執着することは、其の主觀的熱意は一應の賞讃に値するとしても眞に行刑を愛するの所以でもなく又國民としての道を踏む所以でもなからうと思はれる。

昭和十五年八月二十五日

中尾文策



# 官吏の事務引繼と後任者の責任

## ——刑務官吏を中心として——

鷲津愛十郎

目次

一 前がき
二 事務引繼手續
三 事務引繼の原因
四 事務引繼の方法
五 後任者の責任
六 後がき

## 一

前任官吏の在任中に其の部下職員によつて行はれた不法行爲が、後任官吏の着任後發覺せる場合に於て、前任官吏は如何なる責任を負擔せしめられるであらうか。又後任官吏は前任官吏時代の出來事なるの故を以て、何等責任を負擔せしめられないのであらうか。この問に答へんとするのが本稿の主たる目的ではあるが、むしろこれに關聯する部分の方が多いのみならず、三の「事務引繼の原因」中には曾て叱正を仰いだ拙稿と重複せる點が相當ある。尙本稿中官吏なる用語には待遇官吏を含める場合と、然らざる場合とがあることを斷つておく。

## 二

### 官吏の事務引繼と後任者の責任

官吏が交迭した場合には一般に事務引繼が行はれるが、凡ゆる官吏に共通な事務引繼手續の存しないのは勿論、或は文官のみに、或は武官のみに、或は待遇官吏のみに適用ある事務引繼手續も見當らない。出納官吏の事務引繼手續が出納官吏事務規程（大正十一年大藏省令第二號）の中に定められてあることは後に述べる通りであるが、出納官吏は文官又は武官の一部の者が、各省大臣又は其の委任を受けた官吏によつて任命されるに過ぎない。（**註一**）尤も免官、免職のときに付ては太政官達（**註二**）の定あるも、僅に事務引繼を爲すべき旨を抽象的に命じて居るのみであつて、如何なる事項を如何なる方法に依り引繼ぐべきやに付ては具體的に定められて居らぬ。卽ち次の通りである。

○

官吏免官ノトキ事務引渡日限

明治六年十二月太政官達第四百一號

諸官員免職ノ節從來擔當ノ事務ハ卽日同官又ハ次官へ可引渡若事故有之難行屆モノハ辭令拜受ノ翌日ヨリ五日ヲ限リ悉皆引渡可申〔尤右日限中ハ其日數ニ應シ前官月給三分ノ一下賜〕候此旨相達候事

右の括弧內の部分は高等官官等俸給令二十八條「休職廢官退官ノ者事務引繼殘務整理ノ爲特ニ命ヲ受ケ事務ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ間仍從前ノ年俸ヲ給ス」（**註三**）との規定に依り現在は其の効力を存しないであらう。而して事務引繼殘務整理の爲特に命を受けて事務に從事する者が、如何なる身分を有するかに付ては一般的の規定はないけれども、前官職の待遇を與へて居る官廳がある。例へば海軍省の如きこれであつて、大正十二年海軍省達第四十八號には「自今廢官退官退職等ノ者殘務整理又ハ事務引繼ニ從事中ハ部內限リ前官職ノ待遇トス」と定められてある。又事務引繼の爲め退官者が旅行を命ぜられたときは前官相當の旅費を支給せられ、退職せる刑務所現業員に對し事務引繼を命じた場合に於て、現業に從事する期間は仍ほ勤勉手當を給與せられ、僻地在勤の刑務官吏が退職後事務引繼の爲め公務に從事するときは其の事務終了の當日まで、僻地手當の支給が繼續される。これらの制度は事務引繼に愼重、



完全を期せしめんとするに出でたものであらう。（內國旅費規則第十六條、大正十一年行甲第一一〇五號現業員勤勉手當給與方ノ件、大正十年司法省令第九號僻地在勤者手當支給細則）

**註一** 會計規則第百二十五條　出納官吏ハ各省大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏之ヲ命ス

物品會計規則第十九條　會計規則……第百二十五條……ハ物品會計官吏又ハ物品出納員ニ準用ス

**註二** 明治六年七月十八日太政官達第二百五十四號は太政官の發する法令の中で全國一般に相達すべきものと、各廳限り心得べきものを形式的に區別し、以來前者は「布告」と呼ばれ、後者は「達」又は「布達」と呼ばれることになつた。然し其の區別は必ずしも嚴格ではなく「布告ト布達ト時アリテ區別アリ時タルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス」と定めて居るから、太政官布告で今日尙効力を保有するものもある。（宮澤俊義稿、法律學辭典第三卷一七九九頁以下）尙右の公文式は公式令の施行された明治四十年二月一日に廢止された。

**註三** 高等官官等俸給令第二十八條は判任官俸給令、奏任及判任待遇監獄職員給與令の各第十四條に依り看守長、待遇刑務官吏にも其の準用あるものと思ふ。

司法部以外に於ける個々の官職に付ても、其の長官たると否とを問はず、省令以上の法規を以て定められた事務引繼手續は恐らく絕無であらう。（**註一**）固より司法部內に於ても見るべきものはないが、ひとり典獄事務引繼手續（明治三十六年司法省訓令）の存するのは異樣な感に堪へない。實に典獄事務引繼手續は官界に稀有な法令であつて、異色のある存在を保持して居る。この手續は單に典獄なる官名を有する者のみに適用あるに非ずして、刑務所（拘置所、少年刑務所を含む、以下同じ）の長たる職に在る限り、其の官名の如何を問はず、之が適用を受くること言を俟たぬ。故に刑務所長たる者は、典獄事務引繼手續を遵守して事務の引繼を爲し、又は之を受けねばならぬ。刑務所長以外の刑務官吏も典獄事務引繼手續の精神を尊重して、事務引繼を爲すべきである。事務引繼手續の定あると否とに拘

らず、前任者は良心に從つて忠實に引繼を爲し、後任者は後任者としての地位と責任とを自覺して、事務の引繼を受けると共に、引繼を受けない事項に付ては、引繼を要求すべきである。蓋し事務の引繼を爲し、又は之を受くることは官吏の職務であり、義務であるからである。

出納官吏（註二）の交替せる場合に於ける事務引繼手續は出納官吏事務規程第五十九條乃至第六十四條に定められてある。卽ち出納官吏交替の場合に於ては、前任出納官吏は現金出納簿に締切を爲し、引繼の年月日を記入して、後任出納官吏と共に記名捺印すべきであり、前任出納官吏死亡又は其の他の事由に因り、引繼を爲すこと能はざるときは、會計規則第百四十六條（註三）の規定に依り、計算書の調製を命ぜられた官吏が、引繼手續を爲すべきことなど事務引繼の手續が詳細に規定されてある。蓋し出納官吏の責任は其の取扱ひたる出納事務に限られ、又當該官吏に專屬するものであつて、よしや交替して後任出納官吏に事務の引繼を爲すも、責任の轉嫁を許さるべきでないから、交替の際には出納事務を締切り自己の責任と後任者の責任との分界點を明白にするの要があるからである。然しながら後任出納官吏が其の前任出納官吏より現金又は物品の引繼を受くるに當り、帳簿との對査を爲さずして受授を了し、後日に至り其の不足あるを發見したるが如き場合には、假令前任官吏の保管中に亡失又は毀損したものであつて後任官吏着任後の出來事ではないにしても、前任官吏の保管中に亡失又は毀損せる事を明に立證しない限り後任出納官吏は辨償の責を免れない。（武藤榮治郎　會計法規通論　第七〇三頁、第七四一頁）この點は出納官吏以外の官吏にも準用され得る。これを以てしても事務引繼の必要性と重要性とが理解される。

出納官吏事務規程は會計規則第百三十一條（註四）に依り現金出納官吏にのみ其の適用があるから、物品會計官吏には適用を見ない。從つて物品會計官吏の遵守すべき事務引繼手續は現存しないけれども、如何なる事項を、如何なる方法により引繼ぐべきやに付ては、花田七五三著「官廳會計」三六一頁に說明されてある。

註一　明治二十年遞信省公達第十號には郵便局長等の事務引繼手續が極めて詳細に定められてあるの外、稅務監督局長の如き



所謂中間機關の訓令に依り、所屬部下職員の事務引繼手續が定められたものもある。又各廳の處務規程、處務細則等に於て、其の廳の事務引繼手續を抽象的に定めたものもある。少年審判所、少年院の制定せる處務細則の如きこれである。

註二　出納官吏には現金出納官吏と物品會計官吏とある。現金出納官吏は現金の出納保管を爲し、物品會計官吏は物品の出納保管を爲す。而して現金出納官吏とは收入官吏、賚金前渡官吏、歲入歲出外現金出納官吏及繰替拂出納官吏の總括的名稱であるが、繰替拂出納官吏は鐵道官署と郵便官署にあるのみである。畢竟するに出納官吏とは法令の定むる所に依り政府の現金又は物品の出納保管を爲し其の責に任する官吏の總稱である。

註三　會計規則第百四十六條　出納官吏又ハ出納員死亡其ノ他ノ事故ニ因リ自ラ計算書ヲ調製スルコト能ハサルトキハ所管大臣ノ命シタル官吏ヲシテ之ヲ調製セシムヘシ

註四　會計規則第百三十一條　出納官吏及出納員ハ本令ノ定ムルモノヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ現金ノ出納保管ヲ爲スヘシ

右の規定に基いて大藏大臣の定めたものは卽ち出納官吏事務規程である。

述べて玆に至れば、現金出納官吏、刑務所長以外の官吏の多くは達示、內規又は前例に從つて事務引繼を爲すものの如く觀察される。之に反し市町村の吏員は委任命令（註一）に依る事務引繼手續の適用を受けて居る。明治四十四年法律第六十八號市制第百七十一條には、

市吏員ノ服務規律、賠償責任、身元保證及事務引繼ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ命令ニハ事務引繼ヲ拒ミタル者ニ對シ二十五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

と規定されて居り、明治四十四年法律第六十九號町村制第百五十一條にもこれと全く同樣の規定がある。右の兩法條に基き市制町村制施行規則（大正十五年內務省令第十三號）第二十三條乃至第三十二條に於て市町村吏員の事務引繼の具體的方法が極めて詳細に定められてある。かくの如く市制、町村制の施行區域內に於ける市町村吏員を全面的に支配する事務引繼手續の存することは、官吏と著しく其の趣を異にする。北海道二級町村制、島嶼町村制には町村吏員の事務引繼に關する規定は內務大臣が之を定める旨の法條があるけれども、內務大臣の定めた町村吏員事務引繼

手續が、現存するや否やは私は知らない。（北海道二級町村制第百五十四條、島嶼町村制第九十八條參照、註二）

**註一**　委任命令とは法律の特別の委任に基く命令である。法律の特別の委任とは、法律が或る特定の事項を指定して自ら之を規定する代りに命令を以て之を定むべきことを規定するを謂ふ。例へば監獄法第十九條第二項には「戒具ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」とあり。この規定に基いて、戒具の種類を列擧せる監獄法施行規則第四十八條は委任命令である。

**註二**　市制、町村制は法律であるが、北海道二級町村制、島嶼町村制は勅令である。

## 三

官吏の事務引繼は官吏關係の成立、變更及消滅に因つて發生するが、それは絶對的なものではなく多少の例外は免れない。

一、官吏關係は官吏（本官）の任官又は待遇官吏の任命によつて成立する。之を新任と謂ふ。新に官吏又は待遇官吏に任ぜられた者が後任者としてある職に補せられた場合には、勿論前任者との間に於て事務引繼を爲すべきであるが、新に官廳が設けられた場合には前任者なるものはあり得ないから、事務引繼の問題はおこらない。嚴格なる意義に於ける官廳とは國家意思の決定權を有する地位に在る人を指すのであるが、こゝに官廳とは通俗的の意義に於ける官衙を指す。

二、官吏關係の變更には轉官、轉職、休職、退職、待命及停職がある。官吏關係の變更は一般的に事務引繼原因となるのであるが、甲刑務所の作業課長たる看守長が、作業技師となり、引繼き甲刑務所の作業課長たるが如き場合は事務引繼の原因とはならないであらう。

轉官とは一の官から他の官に轉ずることを謂ひ、看守長が司法屬に轉じ、司法書記官が典獄に轉ずるが如きは卽ち轉官である。看守長又は司法屬から作業技師になり、作業技師から典獄補になる場合も通俗的には轉官と稱せられる



が正しい表示方法ではない。これらの場合は先づ願に依り看守長又は司法屬なる身分を失ひ、次で作業技師に任ぜられ、或は先づ願に依り作業技師なる身分を失ひ、次で典獄補に任ぜらるゝのであるから、官吏關係の消滅と成立とが日を同じふして行はれたのであつて、本來の意味に於ける轉官ではない。然し官吏關係變更の範疇に屬するものと解すべきであらう。

轉職とは一の職務から他の職務に轉補せらるゝことである。換言すれば原則として國家の單獨意思を以て官吏の擔任職務を變更することを謂ふ。轉職には職名の變更を伴ふ場合と、然らざる場合とがある。戒護課長が作業課長に轉じ、甲工場擔當から乙工場擔當に轉ずるが如きは前者に屬し、庶務課勤務の事務看守が教務課勤務を命ぜらるゝが如きは後者に屬する。待遇官吏の任免進退には「官」なる文字は用ゐられない。本官に付ては任官、免官、退官又は失官と謂ふに對し、待遇官吏に付ては任命、免職、退職又は失職と謂ふ。保健技師、作業技師、甲刑務所教誨師又は乙刑務所看守と謂ふが如きは其の實質は本官の官名に相當するけれども形式上は職名である。願に依り官吏關係を消滅せしむる場合に本官に付ては「依願免本官」と表示するに對し、待遇官吏に付ては「願ニ依リ本職ヲ免ス」と表示するのはこれが爲めである。又甲刑務所教務課長、甲工場擔當と謂ふが如きも職名であるが、この場合に於ける職名は本官の職名と同一性質である。結局待遇官吏は二の職名を保持すると稱して差支なく、其の一は本官の官名に相當するものであり、他は本官の職名と同一性質のものである。從つて待遇官吏の轉職にも二種類あり得る。技術的條件を具ふる看守が作業技手に轉ずることは形式上は轉職であるけれども、其の實質は本官の轉官に相當するものであり、甲工場から乙工場擔當に轉ずることは本官の轉職と同一性質の轉職である。轉職は轉勤とは異なる。轉勤（裁判所構成法に於ては轉所と謂ふ）とは單に其の任所を轉ずることを謂ふのであるから（註）官名又は官名に相當する待遇官吏の職名は變更せしめられない。甲刑務所の看守長が乙刑務所勤務を命ぜられ、甲刑務所看守長が本所から其の支所へ轉ずるが如きこれである。轉勤は出向と其の實質を同じうするが、前者は原則として身分上の本屬長官の單獨意思に依

つて之を命じ得るも、後者は身分上の本属長官相互の協議に依るものであるから、公法上の契約に依る轉勤である。又轉職は轉任とも異なる。轉任とは甲刑務所の看守又は作業技手が看守長又は作業技師に轉じて乙刑務所勤務を命ぜらるゝが如き場合を謂ふのであるから、結局轉官（轉官に相當する待遇官吏の轉職を含む）と轉勤との競合である。

**註** 在外公館費用條例第十四條　本令ニ於テ……轉勤トアルハ其ノ住所ヲ轉スルヲ謂フ

休職とは一時職務を休止せしむることであるから、休職を命ぜられた者は擔任職務なく、從つて職務の擔任を前提とする義務は負はないけれども、其の他に於ては在職者と同一の義務を負ふ。文官分限令の適用ある文官に對しては休職を命じ得る場合が四あるが（**註一**）待遇刑務官吏に休職を命じ得るのは、戰時又は事變に際し陸海軍に召集せられた場合に限られてある。之に反し巡査、消防手、小學校教員は種々なる場合に休職を命ぜられる。（**註二**）

**註一**　文官分限令第十一條　官吏左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一　懲戒令ノ規定ニ依リ懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

二　刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ

三　官制又ハ定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四　官廳事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

尚文官分限委員官制參照のこと

**註二**　巡査分限令第五條　巡査左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトヲ得

一　懲戒令ノ規定ニ依リ巡査懲戒委員會ノ審査ニ付セラレタルトキ

二　刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ

三　定員ノ改正ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

四　事務ノ都合ニ依リ必要ナルトキ

因に巡査分限令は其第十條に依り判任官の待遇を受くる消防手にも準用される。

小學校令施行規則第百二十二條　市町村立小學校正科教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得



一　傷病ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ

二　學校編成ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ

三　教員養成ヲ目的トスル官立、府縣立學校ニ入學スルトキ

四　名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ

五　私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ

六　刑事事件ニ關シ起訴セラレタルトキ

從つて待遇刑務官吏が刑事々件に關し起訴せられても、刑務所長は之に休職を命ずることは出來ない。而も起訴後には懲戒委員會を開くことは出來ぬから、（文官懲戒令第七條）判決確定に因り當然失職するまで現職の儘にして置くの外はない。かくの如きは甚だ妥當を缺くの筋合なるにより、凡く起訴前に懲戒免職にされて居る。萬一この場合に無罪の判決の確定を見るに於ては、巡査、消防手に比し著しい不利益を招くから、待遇刑務官吏の休職原因を擴張するの要がある。

退職には官吏關係を變更するに過ぎないものと、官吏關係を消滅するものとの二種があるが、後者に付ては後に述べる。こゝに退職とは官吏關係を變更せしむるに過ぎずして、これを消滅せしむるものではない。終身官たる判事、陸軍法務官、海軍法務官に限りこの制度がある。退職者は官だけは退職後もこれを保持するが、永久に職を離れるのであるから、恩給關係に付ては恩給法第二十六條に依り免官、退官などと同視せられ恩給給與の事由となる。終身官たる陸海軍の將校か豫備役に編入されることは、こゝに退職と實質を同じふする。

待命とは擔任すべき職務が一時不定の狀態に在ることを謂ひ、判事、外交官領事官、陸海軍將校に限りこの制度がある。裁判所構成法第七十五條に依れば、法律を以て裁判所の組織を變更し又は之を廢止した場合に於て、其の判事を補すべき闕位のないときには司法大臣は之に俸給の二分の一を給して闕位を待たしむることが出來る。これ卽ち判事の待命に關する規定である。外交官又は領事官にして一時外國在勤を免ぜられた者は之を待命とし、臨時外務省の

刑政第53巻第9号
矯正図書館



事務に從事することを命ぜられた者を除くの外、待命中は本俸の三分の一以内を給せられる。待命期間三年を經過すれば當然其の官を免ぜられる。(外交官領事官官制第十條、在外公館費用條例第三條) 陸海軍の將校は職分の關係に依り待命を命ぜられ、待命中は俸給の十分の八を給せられる。待命と爲り一年を經過するも就職の命がないときは休職となり、休職が二年に及べば豫備役に編入される。休職中は俸給の十分の六を給せられる。(陸軍將校分限令第五條、第六條、第八條、海軍武官服役令第九條、第十條、第十五條)

停職は懲戒罰として科せらる。文官懲戒令には停職に關する規定がないから、同令の適用又は準用を受くる官吏又は待遇官吏には停職と謂ふことはあり得ない。判事、陸軍法務官、海軍法務官、陸海軍將校には停職の制度がある。判事及陸海軍の法務官の停職は三月以上一年以下職務を停止し、停職中は俸給を給しない。(判事懲戒法第六條、陸軍法務官海軍法務官懲戒令第五條) 陸海軍將校が停職を命ぜられた場合には、戰時又は事變の際を除くの外、六月後でなければ復職せしむることは出來ない。停職中は俸給の三分の一を給せられる。(陸軍將校分限令第七條、陸軍給與令第八條、海軍武官服役令第十一條、海軍給與令第七條)

三、官吏關係の消滅原因には官吏又は待遇官吏の死亡の外

イ、失官、失職

ロ、退官、退職

ハ、依願免官、願に依る免職

ニ、懲戒免官、懲戒免職

ホ、懲戒に依らざる一方的の免官、免職

がある。官吏關係の消滅は一般的に事務引繼の原因となるのであるが、廢廳の爲當然退官者又は退職者となりたるが如き場合に於ては、後任者なるものはあり得ないから、事務引繼の原因とはならない。然しかゝる場合には殘務整





理といふ問題が必然的に發生する。殘務整理完了後は何人かに之を引繼ぐべきであるが、後任者に對し引繼ぐものではないから、本稿に所謂事務引繼には該當せぬ。

凡て官吏、待遇官吏が禁錮以上の刑に處せられたならば、其の刑期の如何を問はず、判決確定と同時に、別段の手續を要せず、卽ち辭令の交付を俟つことなく當然に現任の官職を失ひ、且恩給を受くる權利を失ふ。(刑法施行法第三十七條、舊刑法第三十三條、恩給法第五十一條) 然し陸海軍將校が陸軍刑法又は海軍刑法に依り一年未滿の禁錮に處せられた場合には、當然失官となるに非ずして、當然休職となるのである。(陸軍將校分限令第三條、第六條、海軍武官服役令第十條)

終身官及文官分限令の適用を受けない官吏を除くの外、一般の文官は廢官又は廢廳の場合には當然退官者となること文官分限令第四條に依り明である。官制又は定員の改正に因り過員を生じたるか、又は官廳事務の都合に依り必要ある爲休職を命ぜられた者は、休職期間の經過に依り當然退官者となることは同令第五條及第十一條に定められてある。待遇刑務官吏は廢職、廢廳の場合に限り當然退職者となる。刑政、第五十二卷、第六號の第三七頁に於て「待遇刑務官吏が當然退職者となる場合はない」と說明せる拙稿は明に誤謬である。巡査及判任官の待遇を受くる消防手が當然退職者となるのは廢職又は廢廳の場合と休職期間 (一年) 滿了せる場合とであり、市町村立小學校教員が當然退職者となる場合は、當該學校の廢せられたときと、休職期間の滿了したときとである。當然の退官、退職は法定原因の發生に附隨するから何等の手續を要しない。從つて辭令の交付などあり得ないことは失官、失職の場合と同じい。恩給法に用ゐられてある退職なる文字は其の第二十六條に依り免官免職、退官退職、失官失職、終身官の退職、現役軍人の現役を離るゝこと、非現役軍人の召集解除及志願兵の解職等を含み極めて廣義なものである。卽ち恩給給與の事由たるべき官吏關係の變更と消滅が含ましめてある。又新所得稅法第十條に所謂退職は恩給法上の退職に比し更に廣義であることは說明を要しないであらう。

刑政第53巻第9号
矯正図書館



依願免官、願に依る免職は官吏又は待遇官吏の意思に基いて官吏關係を消滅せしむることである。勿論辭表を提出しただけでは官職を失ふものはでなく、一般には辭令の交付に因つて其の効力を生ずる。強ひて辭任を希望する者に對しては、懲戒免官又は懲戒免職の處分を科するの外はない。通俗的に退職とは依願免官と願に依る免職とを併せ稱し、免職とは次に述ぶる懲戒免官と懲戒免職とを併せ稱せるやに思料せられる。

懲戒免官は凡ての官吏に、懲戒免職は凡ての待遇官吏に適用あること說を要しない。懲戒に依つて免官、免職となつた者は恩給を受くる權利を失ふが、一たび終身年金たる恩給を受けて居つた者が再び官吏又は待遇官吏となり、其の再任の官職に付て懲戒免官又は懲戒免職となつた場合には、前の在官在職に基いて已に確定して居つた恩給權はこれによつて失はれるものではない。

懲戒に依らざる一方的免官、卽ち官吏又は待遇官吏が懲戒に依らず而も自己の意思に反して其の身分を失ふ場合あるや否やは、官職の種類によつて異なる。終身官は任意の辭職、失官又は懲戒免官の外其の意に反して免官することは法律上不能である。稍これに近い身分の保障を有する者は會計檢査官、行政裁判所長官評定官、檢事である。文官分限令の適用ある、文官は不具、廢疾に因り又は身體若は精神の衰弱に因り職務を執るに堪へざるとき及官制又は定員の改正に因り過員を生じたるときに限り其の官を免ずることが出來る。(文官分限令第三條)待遇刑務官吏は事務の都合を理由としていつでも退職を命ぜられる。一般の文官、巡査、消防手等は事務の都合に依り休職を命ぜらるゝことはあるも、退職を命ぜられるのは恐らく待遇刑務官吏だけであらう。待遇刑務官吏の身分進退に關する法令が甚だしく不備であるのは誠に遺憾に堪へない。

## 四

前任者が事務の引繼を爲し、後任者が其の引繼を受くる經過に於て、過失怠慢のとがむべきものがあつたならば、後任者は必然的に官吏法上の責任を問はれ、前任者も前任當時と同一の懲戒條規に支配せらるゝ官職に在る限り官吏法上の責任を免れないから、事務の引繼は愼重、細密、誠實に爲されねばならぬ。而して事務の引繼方法には、

一、文書に依る引繼と口頭に依る引繼

二、動的引繼と靜的引繼

とがある。事務引繼手續の定なき官吏は文書に依つて引繼を爲すと、口頭に依つて引繼を爲すとは其の任意であるが、後任者が文書に依る引繼を求めた場合には、前任者は之に應ずべき義務がある。事務引繼手續の定ある官吏は、當該手續に於て文書に依り事務引繼を爲すべく命ぜられてある事項に付ては、必ず文書を作成して引繼をせねばならぬ。若し之に反するに於ては職務上の義務に違背するものなること勿論である。典獄事務引繼手續の大部分の規定は文書に依つて爲されるのが望ましいけれども、前任者に於て文書に依り引繼を爲すに忍びない事項があり得ると思ふ。

前任者が自發的に爲す引繼を、私は名づけて靜的引繼と謂ふ。靜的引繼を爲すことは前任者當然の義務にして又當然の職務である。惟ふに官吏の事務引繼は家督相續に於ける單純承認のやうなものであるから、前任者は善いことも惡いことも包括的に一體として之を引繼ぐべきであり、後任者は之が引繼を甘受せねばならぬ。さりとて後任者は引繼事項の全部に付て責任を負擔するに至るや否や、又前任者は全責任を解除されるや否やは別問題である。この點に於て單純家督相續とは其の趣を異にする(註一)引繼事項は原則として公務に屬するものであらうが、私務に屬する引繼事項も勿論あり得る。後任の刑務所長、作業課長、會計主任などが古い時代の作業收入未濟金を整理せられ、又公務には屬せざるも、後任刑務所長が所謂職員共同會の赤字を拂拭せらるゝが如き何れも包括的承繼の理論より流出する後任者當然の責務なりとはいへ、かゝる累を關係後任者に及ぼす前任者の官吏道德的責任たるや實に重大なりと謂ふべきである。

若し後任者にして靜的引繼だけでは不充分なりと思料するときは、前任者に對し其の知らんと欲する事項に付引繼

を請求すべきである。私は之を名づけて動的引繼と謂ふ。典獄事務引繼手續第九條「後任典獄ニ於テ前數條ノ外特ニ文書ヲ作製シテ受授ヲ明カニセムコトラ請求シタルトキハ前任者ハ之ニ應ズベシ」との規定は動的引繼に關するものであつて、大正四年の典獄會議に於ける當局の注意事項中にも動的引繼の必要性を強調された部分がある。卽ち次の通りである。

典獄交迭ノ場合ハ明治三十六年四月司法省訓令監甲第二五八號ニ依リ、新舊典獄ニ於テ事務ノ引繼ヲ爲スヘキコト勿論ナルモ、往々之ヲ忽諸ニ附シ甚タシキハ新舊典獄會合ノ打合ヲモ爲サスシテ、上席看守長ニ引繼又ハ引繼キヲ爲サシメテ形式的ニ受授ヲ了スル者ナシトセス、抑事務引繼ノ事タル執務上最モ重要案件ノ一ニシテ晉ニ物質又ハ文書ノ引繼ニ止マラス監獄ノ沿革、地方ノ習慣、職員個々ノ性格技能其ノ他監獄全般ニ關スル過去、現在及將來ノ情勢及計畫ニ付詳悉スルコトヲ要スルハ言ヲ俟タス、而シテ引繼ヲ愼重ニスルハ前任者ノ義務タルト共ニ之ヲ要求スルハ後任者ノ任務タリ、爾今交迭ノ場合ニハ引繼ニ重キヲ置キ可成相互會見ヲ遂ケ忠實ニ引繼ヲ完了スル樣注意スヘキコト

この注意事項は官吏の職務と義務に關する法理を巧に織交ぜたものであつて、正に刑務官吏の事務引繼に關する金科玉條であり、又座右の銘である。多數の古めかしい怪しげな通牒の類が依然として「行刑法規輯纂」に姿をとどめ刑務官吏を睥睨して居る今日、燦然として有意義な光彩を放つて居るものの一はこの注意事項である。後任者が動的引繼を請求することは其の任務であり義務であつて、之を權利なりと解するは適當ではない。典獄事務引繼手續第九條には「受授ヲ明カニセムコトヲ請求シタルトキハ云々」と規定されて居るから、恰も後任者は動的引繼請求權を有するやに觀察せられるがさうではない。引繼を請求すること自體が後任者の義務なのである。故に後任者は引繼を請求すべき義務を負擔せしめられて居る。然らば如何なる義務であるか、後任者は自己の見るところに依つて、擔任事務の改善、刷新、擴充を期し以て國家の利益を圖らねばならぬから、動的引繼を請求すべく義務づけられてある。從つて



忠實の義務に屬するものと解すべきであらう。

かくの如く後任者は動的引繼を要求すべき義務を有する外、定められた手續に則らない違法なる事務引繼の訂正補充を求むべき義務をも有する。然しながら後任者にして、事務引繼手續に規定のない事項に付ての靜的引繼の有無又は精疎等を批評するが如きことあらんか、それは後任者としての地位と責任を解せざることを自ら彈劾するものであつて、官吏道德に背反するの甚だしいものであり、見方によつては官職上の威信を失墜する所爲なりとも謂ふことが出來る。

後任者から靜的引繼事項の訂正增補又は動的引繼を求められ前任者は勿論之に應ぜねばならぬ。引繼に應じない前任者に對しては制裁を加へ得るであらうか、前任者の死亡又は其の他の事由に因り引繼を爲すこと能はざるとき、前任者が免官、免職、退官、退職等に因り官吏たるの身分を失つたときなどには、之に對し懲戒權を發動せしむることは出來ない。然しながら前任者が事務引繼の爲め特に命を受けて事務に從事する場合に於て、前官職の待遇を受けるものなるときは待遇官吏として文官懲戒令を準用し、然らざるときは本屬長官の見込を以て適宜處分するが當然である（註二）前任者が前任當時と同一の懲戒條規に支配せらるゝ官職に在るとき、前任者の死亡又は其の他の事由に因り引繼を爲すこと能はざる場合に於て其の代理官が引繼に應じないときなどには、これらの者に對し懲戒處分を加へ得ること明である。

市町村の吏員が事務の引繼を拒みたるときは之に對し二十五圓以下の過料（註三）を科し得ることが、市制町村制施行規則第三十一條に定められてある。

**註**　單純承認卽ち單純家督相續とは相續人が相續の效果を、無條件の留保なしに　完全に發生せしむる相續の仕方である。民法はこのことを規定して「相續人カ單純相續ヲ爲シタルトキハ無限ニ被相續人ノ權利義務ヲ承繼ス」と其の第千二十三條に謂つた。しかし實際には相續人がわざわざ單純承認の届出を爲すものではなく、相續の拋棄又は限定承認を定められた期間内にしないが爲

めに單純承認と看做されるだけである。

**註二**　明治三十二年六月内閣書記官長通牒には、文官懲戒令の準用せられない雇員等に對しては、本屬長官の見込を以て適宜懲戒處分を爲すべきものとされてある。

**註三**　過料とは一定の場合に科せられる金錢罰であつて、國法上特に過料と稱せらるゝものを謂ふ。過料は刑罰の性質を有せざること明であるから、刑罰の性質を有する科料とはこの點に於て區別される。

## 五

後任者の責任を知るに先ち官吏及國家の責任の一斑を知るの要がある。そもそも官吏が其の義務に違反して不法行爲を爲したときには、三個の責任を生ずるのが一般である。官吏法上の責任、刑事上の責任及民事上の責任これである。然し刑事上の責任は常に官吏の不法行爲に伴ふものには非ずして、官吏の行爲が刑罰法規に觸るゝ場合に限つて發生するのである。三個の責任の中ここには民事上の責任に付てのみ述べる。

官吏が其の職務を執行するに當り第三者に損害を加へた場合に、其の官吏は如何なる民事上の責任を負擔しないものであらうか、官吏が其の職務を執行するゝか、又官吏の使用主たる地位に在る國家は、何等の責任を負擔せしめられるゝか、又官吏の使用主たる地位に在る國家は、何等の責任を負擔しないものであらうか、官吏が其の職務を執行するに當り故意又は過失に因り、第三者に損害を加へたときは、民法第七百九條「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ゼネバナラヌ。其の行爲が私經濟的作用（私法行爲）なると權力的作用（公法行爲）なるとを問はない。而して官吏の不法行爲が成立するには、違法なる權利侵害が故意又は重過失に因る場合たるを要する。官吏の注意義務は國家に對すると、第三者に對するとにより異り、第三者に對し義務違反たる爲めには、重過失でなければならぬ。重過失とは善良なる管理者の注意を著しく缺くの謂である。別言すれば官吏として一般に要求せられる注意を著しく缺くことである。

我が國に於ては官吏の不法行爲責任に付民法の一般規定の外に別段の規定を爲さず、僅に不動産登記法、戸籍法、公證人法等に於て、當該官吏が故意又は重過失に因り第三者に加へた損害を賠償すべき旨を規定し居るにとどまるも





（註一）右は民法に對する例外規定ではなくして、唯一般原則の個々の場合に於ける適用を明示し且官吏は故意又は重過失ある場合に限り損害賠償責任を負ふものなることの法理を明にしたるに過ぎない。（註二）

**註一**　不動産登記法第十三條　登記官吏カ其ノ職務ノ執行ニ付申請人其ノ他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其ノ損害カ登記官吏ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限リ之ヲ賠償スル責ニ任ス

戸籍法第四條　市町村長カ其ノ職務ノ執行ニ付届出人其ノ他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其ノ損害カ市町村長ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限リ之ヲ賠償スル責ニ任ス

公證人法第六條　公證人其ノ職務ノ執行ニ付嘱託人其ノ他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其ノ損害カ公證人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限リ之ヲ賠償スル責ニ任ス

民事訴訟法第九十八條にも「裁判所書記又ハ執達吏カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ云々」との字句がある。

會計法第三十六條は出納官吏の辨償責任を規定して居る。即ち善良なる管理者の注意を怠りたるときは辨償責任を負ふと定められてあるから出納官吏の職に在る官吏は、然らざる官吏と異なり、輕過失即ち善良なる管理者の注意を缺いたときにも辨償の責を免れない。而して民法が單に「過失」といふときには輕過失を指すものと解すべきである。又出納官吏の不法行爲に因る被害者は國家であつて、前述の所謂第三者ではない。

尚舊刑事訴訟法は要償の訴なるものを認めて居つたが、現行刑事訴訟法には認めて居らぬ。要償の訴とは被告人が被告事件より受けた損害の賠償を求める訴である。之を分つて二とする。其の一は被告人より告訴人、告發人に對する場合であつて、其の二は彼告人より官吏（判事、檢事、裁判所書記、執達吏、司法警察官、巡査、憲兵上等兵）に對する場合である。現行刑事訴訟法に於ては此に不法行爲に關する一般の原則に依つて支配せられる。（牧野博士　新訂刑事訴訟法第三百）

**註二**　美濃部博士　日本行政法　上卷　第三四九頁。
杉村敬授　日本行政法講義要綱　上卷　第二八一頁以下。
渡邊教授　日本行政法　上卷　第一六二頁以下。

官吏の賠償責任に關する判例は必ずしも其の軌を一にしないが、公法上の職務行爲に基く損害に付ては、假令故意又は重過失に因る場合に於ても特別規定なき限り、大體に賠償責任を否定し、只官吏が職務の執行を機會とし、職權

を濫用して故意に他人の權利を侵害したやうな場合には例外として官吏の賠償責任を認むる傾向にあると謂ふことが出來る。(昭和十四年司法研究　官、公吏、國家、公法人の不法行爲責任に就て　第一〇三頁)官吏の職務執行と民事責任に關する最近の判例(昭和十五年二月二十八日　東京民事地方裁判所言渡)は次の通りである。

我が法制上官吏ガ其ノ職務ノ執行ニ付第三者ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ當該職務上ノ行爲ガ公法上ノ權力的行爲ナルトキハ民法ノ不法行爲ニ關スル規定ヲ適用スルコトヲ得ザル結果特別ノ規定ナキ限リ右官吏ニ於テ損害賠償ノ責ニ任ズベキニ非ス、只官吏ガ職務ノ執行ヲ機會トシ職權ヲ濫用シテ故意ニ他人ノ權利ヲ侵害シタルガ如キ場合ハ固ヨリ官吏トシテノ職務行爲ニ非ズシテ個人ノ行爲ナルコト明ナルガ故ニ民法ニヨリ損害賠償ノ責ニ任ズベキモノトス而シテ司法警察官吏ノ現行犯人ノ檢擧ハ司法警察權ノ一作用トシテ爲サルヽモノニシテ之ガ純然タル公法上ノ權力的行爲ナルコトハ言ヲ俟タザル所ニシテ警察官吏ノ右職務ノ執行ニ付他ニ加ヘタル損害ニ付當該官吏ニ對シ損害賠償ノ責任ヲ負擔セシメタル何等特別ノ規定ナキヲ以テ……賠償ノ責任ヲ負ハシムルニ由ナキモノト謂ハザルベカラズ……司法警察吏トシテノ職務上賭博現行犯人ヲ逮捕スルニ當リ檢擧ノ際ニ於ケル急迫セル四圍ノ狀況上控訴人(本件の被害者)ヲ右賭博場ヨリ逃走シタル犯人ノ一人ト誤認シ控訴人ヲ逮捕ノ擧ニ出デタルモノニシテ右ノ誤認ハ前認ノ如キ狀況ノ下ニ於テハ眞ニ已ムヲ得ザルモノト謂フベク被控訴人(司法警察吏)ノ行動ヲ目シテ職務ノ執行ニ名ヲ藉リ職權ヲ濫用シテ惡意ニ出デタルモノトナシ職務行爲ニ非ザルモノト謂フヲ得ザルヤ明ナリ云々(括弧註筆者)

刑務官吏が其の職務を執行するに當り第三者に損害を加へたとき、例へば物品の製作又は修理を目的とする委託作業(註一)に於て委託者が素品の提供を爲さず、其の購入方を依頼された作業技手が、當該素品の代金を受領しながら、之を商人に交付することなく擅に自己の用途に費消せるときは、業務上横領罪となり、準職務犯罪(註二)を構成する。然るに委託者の依頼に依る素品の購入は、作業技手たる資格に於て之を爲すものではなく、一私人としての行爲であるから、職務ではない。私務である。故にこの場合に於ては單純な横領罪となるに過ぎないとの意見もあるが妥當ではない。委託者の爲に素品を購入することは、委託作業契約の內容であるけれども要素でもなければ、常素でもない。唯偶素たるに過ぎないことを注意すべきである。





**註一**　委託作業契約は民法上の請負契約に相當し、官司作業に依る注文の引受は構學上、製作物供給契約と稱せらるゝものであつて、請負と賣買との混合契約である。受負作業契約は勞務供給契約なりと謂ふことが出來る。

**註二**　準職務犯罪とは官吏が其の職務として行つた行爲ではないが、職務に關聯して行はるゝ犯罪を謂ふ。例へば收賄罪の如きこれである。之に反し職務犯罪とは官吏が其の職務として行つた行爲に依り構成せらるゝ犯罪を謂ふ。刑法第百九十三條乃至第百九十五條に規定されてある各種の職權濫用罪はこれである。尙判例に依れば、刑法第二百五十三條に所謂業務とは、法規又は慣習によると契約によるとに論なく、同種の行爲を反覆すべき地位に基く事務を指稱するものとせられ、從て村役場書記が、稅金滯納者より慣行に基き納稅方の委託を受け、該金員保管中擅に之を費消するときは業務上橫領罪を構成するものとせらる。(法律年鑑、昭和十一年版、判例の部、百四十四頁以下)されば作業技手が委託素品の代金を費消せる事案に付ても、之を業務上橫領罪なりとする判例がある。(昭和十五年六月十九日　松江地判)

**註三**　契約の內容は之を分つて要素、常素及偶素の三とする。要素とは契約の成立に缺くべからざる內容を謂ひ、常素とは契約に通常存する內容であつて、而も要素たらざるものを謂ふ。偶素とは契約に通常存せざる內容であつて、當事者の意思表示に依り偶々其の內容たるものを謂ふ。作業章程第三十三條第二項に依れば委託作業に於て、素品を委託者より提供せしむることは、委託作業契約の要素なるが如きも、然らずして常素である。從つて作業技手が偶々委託者の爲に素品を購入するの勞を取ることは委託作業契約の偶素である。

作業技手にして前述の如き不法行爲あらんか、作業技手は一個人として被害者たる商人に對し損害賠償責任を有するのみならず、民法第七百十五條(註一)に依り作業技手の使用主たる地位に在る國家も、刑務作業の執行に付作業技手を監督する刑務所長、作業課長も損害を賠償する責任を負擔するのが原則である。(事業の執行上指揮監督權を有す

る者は假令被用者の選任權を有せざるも本條の責任を有すとの判例がある）故に被害者は全部の賠償を得るまで、國家若は監督者又は作業技手の何れに對しても請求することが出來る。而して國家若は監督者の責任と作業技手の責任とは連帶債務（註二）なりや、不眞正連帶債務卽ち全部義務（註三）なりやに付ては說が分れて居る。私は後說が正しいものと信ずる。

國家若は監督者が賠償義務を負ふことは、これらの者から作業技手に對する求償權の行使を妨げない。從つて國家若は監督者が自ら其の賠償義務を履行したときは、其の範圍に於て作業技手に對し求償を爲し得るが、作業技手は國家若は監督者に對し求償權を有しないものと解せられる。蓋し民法第七百十五條は被害者を保護する爲め特に國家及監督者にも賠償責任を認めたに過ぎないからである。

**註一**　民法第七百十五條　或事業ノ爲メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者ト其事業ノ執行ニ付第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及其事業ノ監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキ又ハ相當ノ注意ヲ爲スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス

使用者ニ代リテ事業ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ス

前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨ケス

**註二**　連帶債務とは數人の債務者があつて、それぞれ同一內容の給付に付て、獨立して全部の辨濟を爲すべき債務を負擔し、しかもその內の何れか一人によつて辨濟が爲されると、他の者の債務も消滅する關係にある債務關係を謂ふ。保證によく似て居るけれども、數人各自の債務は互に依存することがなくて、其の間に主從の關係が認められぬ點に於て保證債務とは本質的に異つて居る。數人の債務は偶然同一內容の給付が併存するに至つたのではなく、數人の間には各自の債務が共同の目的を有することに付て何らか主觀的連繫のあることを要するから、次に述ぶる不眞正連帶債務とは異る。

**註三**　不眞正連帶債務は民法に規定のある制度ではない。例へば火災保險に付してある家屋を第三者が放火して燒いたので、其の所有者が保險會社と第三者とに對して損害賠償請求權を取得した場合などのやうに、それぞれ異なる原因によつて數人が同一給付を爲すべき債務を負ふに至る場合に認められるのを常とする。卽ち偶然にも共同の目的を有する數個の債務が併存するに至つたのである。從つて不眞正連帶債務の實質は請求權の競合である。

次に民法第七百十五條に依り國家の賠償責任を認めた二三の判例を擧げて見やう。

甲

郵便貯金通帳を竊取されたので、其の正當權利者が通帳の再下付申請をした。ところが郵便局員の不注意によつて、不法な改印届を受理して貯金拂戻の請求に應じた事件に付て國家の賠償責任を認めた判例。

郵便貯金ノ事業ハ國ノ行フ所ナリト雖モ實質ニ於テハ私人ノ經營ト敢テ異ナラサルヲ以テ一面私法的事業タル性質ヲ有シ國ト貯金者トノ間ニ於テハ私權關係ヲ生スルモノトス。故ニ貯金事務取扱者ガ其ノ業務ノ執行上他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ國ハ民法ノ不法行爲ニ關スル規定ニ從ヒ其ノ使用者トシテ被用者ノ爲シタル不法行爲ニ付賠償ノ責ニ任セサルヘカラス（大正九年五月二十六日　長崎區判）

乙

電話主任たる通信書記補が他人より金融を依賴せられたかの如く見せかけ、電話加入名義變更請求書、之に對する郵便局長の名義變更承認書を僞造發行して原告より金員の交付を受け、原告に損害を與へた事件に付て國家の賠償責任を認めた判例。

電話加入者ノ電話官廳ニ對スル電話利用ノ關係ハ私法上ノ契約關係ニ屬シ加入者ノ有スル電話利用權ハ一種ノ債權ナルト共ニ電話官廳ハ其ノ義務者ナルコト當院判例ノ是認スルトコロニシテ今之ヲ變更スベキ理由アルヲ見ザレバ電話加入者ガ電話官廳ニ對シ電話加入名義ノ變更ヲ請求シ電話官廳ニ於テ之ヲ承認スルコトモ亦私法關係ニ於テナサルヽトコロノモノナリト謂フベク、從ツテ右ノ請求及承認ニ關シ其ノ職務ヲ執行スル當該官吏ガ個人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ特別ノ事由ナキ限リ國ハ民法第七百十五條ノ規定ニ從ヒ之ガ賠償責任ヲ辭スルコトヲ得ザルモノトス（昭和十一年六月八日　大判）

以上は民法第七百十五條の規定に依り國家の賠償責任を肯定した判例であるが、特殊の事業に付ては特別の法律に依り國家の損害賠償責任を排除し、又は之を制限するものがある。例へば郵便法第三十三條及郵便規則第八十九條に依り書留通常郵便物の亡失の場合に於ける損害賠償金額は其の内容の如何を問はず一個に付金十圓と定められて居るが如き、郵便貯金法第十四條に依り郵便官署は郵便貯金に關する取扱の遲延に因り生じたる損害に付賠償の責に任ぜざるものとする規定あるが如きこれである。

官吏の不法行爲に付て國家も亦損害賠償の責に任ずるのは、國家が統治權を發動することなく、一般私人の爲し得るところと同樣の手段を以て事業を經營し、物を管理する場合に限る。この場合は國家に特有なる權力的作用（公法行爲）ではなく、私人の行動と同樣な非權力的作用（私法行爲）であるから、民法の規定の適用を受けるのが當然である。今日の判例も大體に於て國家の經營に係る非權力的性質の事業に關し、關係職員が事業の執行に付第三者に加へた損害は事業主として國家が民法第七百十五條に依り損害賠償の責に任ずるものと爲して居る。刑務作業は國家の經營する事業であつて、而も私人と同一の資格に於て經營されて居るから、刑務作業に關與する職員が不法行爲を爲したりとせば、民法第七百十五條の適用あること已に述べたところである。從つて公法行爲に因る官吏の不法行爲に付ては國家に賠償責任はないものと解されて居る。この點に關する判例を示せば、

大審院が原告の爲した上告事件に付、最初に定めた公判期日の通知を爲さずして上告を棄却し、刑務所長が收容者から提出した書類を上司又は他官廳に進達しなかつたことを理由として損害賠償を請求した事件に對する判例。

……事務ハ執レモ公法上ノ事務ニ屬スルモノナレハ該事務カ適正ニ行ハレサリシコトヲ批難スルハ結局右事務擔當官吏ノ公法上ノ行爲ヲ批難スルモノト謂フヘク從テ原告ノ本訴請求ハ被告國ノ機關タル大審院及刑務所長ノ公法行爲ノ失當ナルコトヲ原因ト爲スモノニシテ被告國カ民法ノ適用ヲ受クヘキ事項ニアラサルカ故ニ、假ニ原告ノ本件ニ於テ主張スルカ如キ事實アリタリトスルモ原告ハ該事項ニ付他ニ適當ノ匡救ノ道ヲ講スルハ格別、



被告國ガ原告ニ對シ民法上ノ不法行爲ヲ爲シタルモノトシテ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得サルモノト解セサルヘカラス（昭和五年十二月二十四日　大判）

右判例の場合に於て、國家は損害賠償の責任を負はないけれども刑務所長に故意又は重過失があつたならば、民法第七百九條に依る損害賠償責任を免れないであらう。昭和十五年三月二十九日東京控訴院の言渡に係る「訴稱者に對する恩給過誤拂に因る損害賠償訴訟と管轄權」に關する判決はこの點を明にして居る。

さて官吏の不法行爲が後任監督者の着任後發覺した場合に於ける後任監督者の責任如何に付て述べる。この點に關する實例を示せば、

朝鮮總督府郡守　何　某

忠淸南道保寧郡在勤中昭和四年頃ヨリ昭和十二年三月頃迄ノ間ニ於テ元同郡學校書記〇〇〇ガ自己ノ金錢出納事務ヲ擔任セルヲ奇貨トシ東一銀行大川支店ヨリ數十回ニ亙リ計三萬六千三百圓ノ不正借入ヲ爲シ其ノ間表面ヲ糊塗シ遂ニ公金一萬四千四百九十六圓ヲ橫領費消シタルハ郡守トシテ昭和十一年八月二十四日就任當時前任者ヨリ漫然事務ノ引繼ヲ受ケタル爲右不正事件ヲ發見セサリシト又其ノ後ニ於テ部下職員ノ指導監督不行屆ノ致ス所ニシテ職分ヲ怠リタルモノトス仍テ昭和十三年二月十一日以前ノ所爲ニ付テハ同年勅令第七十八號ノ所爲ニ付文官懲戒令ニ依リ譴責ス（昭和十五年二月二十三日官報所載）

右の事例は着任前に行はれた職員の所謂不正行爲を着任に際し發見し得なかつたのは、事務の引繼に愼重、細密を欠き漫然引繼を受けたるに起因するものなれば、之を職務怠慢であると認め、着任後も引續いて行はれた不正行爲に付ては指導、監督の不行屆であると認め、着任前と着任後とは理由を異にして職務を怠りたるものとして居るが理論上當然であると思ふ。故に前任者時代の出來事なればとて後任者に官吏法上の責任なしとは謂へぬ。

前述せる作業技手の不正行爲が前任監督者の時代に行はれ、後任監督者の着任後發覺した場合には、後任者は官吏

法上の責任を問はれることはあり得るも民事上の責任を負擔せしめらるゝことはないであらう。前任者は必ず官吏上の責任を問はるゝのみならず、當該作業技手の監督に付相當の注意を爲したるとき又は相當の注意を爲すも損害の生ずべかりしときの外民事上の責任を免れない。(民法第七百十五條第二項及同條第一項但書)然し前任者時代より後任者着任後も引續いて行はれた不正行爲に付ては、後任者の責任の種類は前任者のそれと同樣である。

この場合に於て被害者が國家を被告として損害賠償の請求を爲したりとせば、後任刑務所長又は其の指定した刑務官吏は國を代表して民事訴訟の被告たる地位に立つべきであるが、作業技手が商人と共謀の上正當價格以下の不良品を納入せしめ其の差額を騙取せるが如き場合(實例あり)には國家が被害者であるから、原告たる地位に立たねばならぬ。(**註一**)又後任刑務所長は起訴前に於て作業技手を懲戒免職と爲し(起訴後には懲戒委員會を開くことは出來ぬ)且其の事情を當局へ報告すべきであり、不正行爲を爲した者が判任官以上の刑務職員であつて、懲戒免職に處するを相當なりと思料するときは其の旨上申せねばならぬ。(**註二**)

**註一**　民事訴訟法ニ依リ國ヲ代表スルニ付テノ規定(明治二十四年勅令第三號)

第二條　各省大臣ハ省令ヲ以テ所屬特別地方機關中其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル者ヲ定ムルコトヲ得

第三條　前二條ノ場合ニ於テ國ヲ代表シ訴訟ヲ爲スモノハ各官廳ノ長官又ハ其ノ長官ノ指定シタル所屬官吏トス

民事訴訟ニ付國ヲ代表スル件(明治三十六年司法省第九號)

各監獄ハ其ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表ス

**註二**　職員ノ處分其ノ他重要事件ニ關スル報告(昭和九年行秘甲二〇九號)

官吏犯罪ノ場合處理方ノ件(大正十三年人庶四四七號)

不正事件處要領(昭和四年會甲第八三三號)

以上で本稿の主要目的たる後任者の責任の一班を述べたのであるが、尙會計法規に重點を置いて刑務官吏の責任を附說して見たいと思ふ。

刑務所長は刑務所會計事務章程第一條及第二條の規定に基き、當然に支出官、歲入徵收官及物品出納命令官である





が、固より出納官吏ではないから其の過失に因り出納命令の事務を誤りたりとするも、單に官吏法上の責任を負擔せしめらるゝに過ぎずして、會計法上の辨償責任は負はしめられない。官吏法上の責任は官吏關係の消滅に因つて消滅するが、會計法第三十六條に依る出納官吏の辨償責任は本人の官吏關係が消滅するとも免除せらるゝことなく、死亡したときは其の遺族に於て辨償の責を盡さねばならぬ。會計檢査院は死亡者に對しても責任判決を下すのである。出納官吏の辨償責任が減免されるのは　天皇の恩赦だけである(**註一**)會計法上の辨償責任は國家に對するものであるから、出納官吏の監督者にまで辨償責任の及ぶことはない。從つて後任監督者の着任後出納官吏の不正行爲が發覺したときは、前任者は必ず官吏法上の責任を問はれ、後任者は問はれることがあり得るにとどまるけれども、國の代表者として公訴附帶の私訴を提起すべきである(**註二**)

**註一**　會計檢査院法第二十一條　會計檢査院ノ判決ニ據リ辨償ノ責ヲ負フ者ハ天皇ノ恩赦ニ由ルノ外本屬長官之ヲ減免スルコトヲ得ス

**註二**　會計檢査院事務章程第三十三條參照

看守給與品及貸與品規則(明治三十一年勅令第三百三十二號)に依れば、看守が過失怠慢に因つて貸與品又は供用期限內の給與品を毀損紛失したときには、其の代料を辨償すべきものとされてある。これ固より出納官吏の辨償責任とは異るが、第三者に對する責任なることは相同じい。

領置物品(領置品、遺留品及假留品を含む)には只今のところ物品會計規則は準用されて居らぬ。そもそも物品會計の對象性を有する物は其の所有權が政府に屬する動產である。卽ち政府所有の動產が物品會計規則の適用を受けるのである。然し政府に於て單に保管するに過きない所謂保管物品と雖各省大臣に於て特に指定する物には物品會計規則が準用されるこの場合に於ては各省大臣より指定保管物品を會計檢査院へ通知せねばならぬ。其の通知に基いて會計檢査院は指定保管物品の檢査を爲すべき權利と義務を有するに至る。領置物品に付ては現在かゝる手續が施されて居らぬ。卽ち指定保管物品ではないから、會計檢査院は領置物品の檢査を爲すべき權限がない。(**註一**)會計實施檢査

に際し領置物品が檢査の範圍外に置かれるのはこれが爲めである。かるが故に領置物品保管主任は物品會計官吏ではないから會計法上の出納官吏ではない。從つて領置物品を亡失、毀損したときは民法上の不法行爲の原則に依つて收容者に對し損害賠償の責に任ぜねばならぬが、國家又は監督者の賠償責任の問題はおこらない。これに反し領置物品が指定保管物品として物品會計規則の準用を受けて居る場合には、之が出納保管を爲す者は物品會計官吏である。若し領置物品の出納保管を掌る物品會計官吏が其の故意又は怠慢に由り、領置物品を亡失、毀損せしめたときには、國家は所有權者たる收容者に對して損害賠償の責に任じ當該物品會計官吏は會計法上の辨償責任（註二）を負はしめられる。蓋し指定保管物品は國家の所有物ではないけれども、物品會計規則を準用して國家所有の物品に準じた取扱を爲すのであるから、物品會計官吏が辨償責任を負ふ當然の結果として國家は權利者に對し賠償の責に任ずべきである。領置物品に付て物品會計規則が準用されて居ると否とに拘らず、監督者は官吏法上の責任を免れないが、賠償の責は負はしめられない。因に陸軍監獄に於ける領置物品には物品會計規則が準用されて居る。

**註一**　現在に於て會計檢査院の檢査の範圍外に在るものは次の通りである。

一　機密費

二　渡切經費の使用

三　陸海軍の出師準備に屬する物品

四　政府の保管に屬するも物品會計規則を準用せざる物品

**註二**　會計法上の辨償責任と民法上の賠償責任との間に存する主なる差違は次の二點である。

一　會計法上の辨償責任は會計檢査院に於て之を判決するもので、原則として司法裁判所の管轄に屬しない之に反し民法上の賠償責任は司法裁判所で判決される。

二　會計檢査院の判決による辨償責任は　天皇の恩赦に依り減免せらるゝことがあり得るが、司法裁判所の判決に依る賠償責任に付ては恩赦の適用がない。





官吏の事務引繼が包括的承繼であることは前に述べた通りであるけれども、事務引繼の完了によつて、前任者は責任の全的解除を見るのでなく、又後任者は前任者時代の出來事に付ても責任を問はれる場合があり得るから、事務引繼は愼重、細密、誠實に之を行ひ以て、前任者、後任者相互の責任區分を明ならしめねばならぬ。營林署の如きは署長交迭の際營林局より係員を派遣して立會せしめ嚴密に事務引繼が行はれるが、刑務所に於ては事實上形式的に行はれて居るに過ぎない。本格的に事務引繼を爲さんとせば、前任者と後任者は相互會見を遂げるの要があるであらう。相互會見を遂げんとせば、管外に出でなければならぬ場合も生ずるであらう。長官以外の職員ならば問題はないけれども、長官の權限に因る長官自身の旅行は其の管內に限られて居るのが一般であるから支障がおこる。刑務所長が管外に旅行せんとするときは、大正二年司法省訓令、職參第八六七號、刑務所職員の身分進退及出張に關する件の第五項「管內ノ分監、出張所……ヘ自ヲ出張スルコトヲ得但シ其ノ都度之ヲ報告スヘシ」との規定の反面解釋により、當局に對し其の許可申請をせなければならぬ。卽ち刑務所長の管外出張は一般的に禁止されてある。この一般的禁止は、大正四年の典獄會議に於ける注意事項（既述）により、事務引繼の爲めにするに管外出張に限り解除されたものと解釋し得るであらうか、勅令の效力が行刑局長の依命通牒により變更されてある實例（註）の存するに徵し、積極に解すべしとなす說の生ずること勿論であらうが、この種通牒の法理的效力は疑はしいものがあるから、穩當ではない。須く許可申請を爲さねばならぬ。然し前記注意事項には「交迭ノ場合ニハ引繼ニ重キヲ置キ可成相互會見ヲ遂ケ云々」と指示されて居る以上、刑務所長が豫算の增額を請ふことなく、單に管外出張の許可申請を爲したる場合に、當局がみだりに之を拒否するが如きことありとせば、それは妥當ではない。

**註**　看守の給與品の供給期限は明治三十一年勅令第三百三十二號、看守給與品及貸與品規則により定められてあるが、大正十三年行甲第一二二二號行刑局長依命通牒に依り右供用期限が短縮された。

# 滿洲國監獄作業の概況（一）

## ——監獄長會議に於ける行刑第一科長の說明せる作業經營方針と注意事項——

司法部行刑司　林　英雄

業の所管科長たる司法部行刑司第一科長の述べし作業經營方針と注意事項に若干の資料と字句の修正を加へ、滿洲國監獄作業の現況の一端を「刑政」誌上に紹介せんとの目的の下に草稿したものである。友邦日本の行刑界に紹介すべき我が國監獄作業の解說としては、もつと根本的な諸問題特に行刑中に於ける作業の意義、監獄特別會計制度、經營方法等に觸れるべきではあるが、本稿はサブ・タイトルの示す如く滿洲國の監獄長、副長に指示したるものであり不徹底のそしりは免れないのであるが、唯、これによつて我が國監獄作業の動向を知つて戴けば幸甚である。

**はしがき**

**第一、**監獄作業の實績に就て

**第二、**康德六年度の豫定と實績（以上本號）

**第三、**康德七年度の作業計畫と其の經營方針

一、本年度計畫の數字的內容

二、本年度實施の重要事項

(1)統制經營型態の創設

(2)業種の廢合統一

三、本年度に於ける經營方針の概略

**第四、**作業經營上各監獄當面の主要問題

**はしがき**

本稿は去る五月二十一日より三日間、國務院講堂に於て開催せられたる滿洲國第六次監獄長會議の席上に於て、監獄作業の所管科長たる司法部行刑司第一科長の述べし作業經營方針と注意事項に若干の資料と字句の修正を加へ、滿洲國監獄作業の現況の一端を「刑政」誌上に紹介せんとの目的の下に草稿したものである。友邦日本の行刑界に紹介すべき我が國監獄作業の解說としては、もつと根本的な諸問題特に行刑中に於ける作業の意義、監獄特別會計制度、經營方法等に觸れるべきではあるが、本稿はサブ・タイトルの示す如く滿洲國の監獄長、副長に指示したるものであり不徹底のそしりは免れないのであるが、唯、これによつて我が國監獄作業の動向を知つて戴けば幸甚である。

**第一、監獄作業の實績**

康德元年度より康德七年度（昭和十五年）に至る監獄作業の實績は次の通である。

| 年別度 | 作業歲入額 | 作業費歲出額 | 一日就業人員 | 一日收容人員 | 收容人員ト就業人員ノ比 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 康德元年 | 二〇〇、〇〇〇圓 | 二七三、二五七圓 | 二、二五一人 | 七、四二七人 | 三〇% | 半ヶ年 |
| 康德二年 | 一五五、〇二六 | 二七三、一三〇 | 三、一四九 | 八、六七八 | 三七 | 特別會計實施 |
| 康德三年 | 五三八、七五七 | 四九一、二五五 | 五、三〇一 | 一〇、六八一 | 四九 | |
| 康德四年 | 二、〇七五、五八八 | 一、七九三、八三〇 | 八、〇三九 | 一二、四五一 | 六四 | |
| 康德五年 | 三、九七五、七九〇 | 三、七〇八、二六九 | 八、〇九六 | 一二、八〇五 | 六三 | |
| 康德六年 | 八、二八、三二四 | 六、四七二、五五三 | 九、四〇一 | 一四、三〇三 | 六六 | |
| 康德七年 | 一八、九三六、三二六 | 一一、一三四、九九六 | 一二、七三一 | 一五、五四四 | 八二 | 豫定 |

（註）作業費歲出の內譯は作業職員の俸給、用人費、給費、材料素品費、包裝及運搬費、用具費、機器補修費、作業實與金、雜費等

即ち建國早々に於ける監獄作業の概況に就ては誓く措き、

康德元年一般會計に編入せらるゝとともに從來の手工業的施設を一變して、新京、奉天兩監に木工、印刷機械等を設備し、同年末日本刑務界より簡拔せられたる招聘官吏を中心として、奉天、新京、吉林、濱江、安東、營口、延吉、北滿特別區の各監に對し漸次統制ある作業を開始せしめ、機械器具の充實を計るとともに、就業人員の增大に努めたのであつた。

康德二年度に於ては奉天外八監獄に印刷、木工、裁縫等の諸機械を設備し、一方新營費一三八、五〇〇圓を以て、奉天外八監獄に合計七七四坪の工場及三二六坪の倉庫を建造するとともに、破損工場を修理し、極力、作業擴充に務むることとしたのである。

康德三年度に於ては一月早々、日本刑務界より作業技手十數名を招聘して直接作業技術の指導にあたらしめたる結果、就業者の技術は漸次進步の跡を示し、又機械器具等の設備も漸く整ひ、監獄作業の將來性に付て稍々曙光を認むるに至つたのである。

康德四年度に至りては監獄特別會計制度の實施初年度として注目せられ、滿洲國監獄作業の企業經營は本年度から開始せらるゝこととなつたのである。本年度に於ては作業用機械器具設備費約二十萬圓を以て、一段と機械設備の改善を圖り、營繕費關係に於ては三十萬圓餘の經費を以て新京、吉林、龍江、延吉、安東、撫順、營口、錦州、鐵嶺等各監の作業場其他の新營費及濱江監獄の用地買收等を行つたのである。かくて作業經營は大監獄集中主義を採用した。その結果は前表の示す如き成績を擧げ、收入額に於て、就業人員の消化に於て、著しき進步

刑政第53巻第9号
矯正図書館



を遂げ、特別會計制度運用の妙を雄辯に立證したのである、尙同年度頭初に於て第三次日本刑務官五十餘名の招聘があつた。

康德五年度に於ては一月、監獄特別會計事務章程及作業章程が實施せられ、特別會計下における作業事務處理の方法が確立せらるゝに及んだ。物的方面に於ては作業用機器設備費約三十萬圓、營繕費約二十九萬圓を以て、新京、延吉、安東、錦州、奉天、承德、齊々哈爾、新京分各監獄作業場その他の新營費に充當し、年を閱する度に、機械、工場の充實に一段と關心が拂はれつゝあることが窺れ、人的方面に於ては、作業事務關係へ新に甲種商業卒業生の原價計算係が、全滿主要作業施行監獄に夫夫配屬せられ、原價計算に對する正當なる評價が試みらるゝこととなつた。

以上は康德元年より同五年に至る間、わが國監獄作業の概況を極めて簡單に述べたのであるが、數字的膨脹の顯著なるに比較して、その內容に於ては未だ必ずしもわれ〳〵の念願とする領域には到達せず、幾多の革新が必要とされ、幼稚と粗雜が潛んでゐるのである。惟ふにこれらの數年間は、我が國情の然らしむる建國早々の諸條件に惠まれて、特別なる企畫をも要せず、監獄作業としての國家的地位への保障も深く省りみられず、單なる監獄作業として民間業者に伍して、受註及び材料を調達し、消極的な經營狀態を經過しつゝあつたと謂へるのである。けれどもその裏面には、我が國獨自の監獄作業への胎動が既に具體的に感じ初められてゐたことは、六年度、七年度の概況の內から看取されるのである。卽ち監獄作業の理想的型態と稱せらるゝ、一監一業種の態勢を目指して康德五年八月に於ては僻地監獄の群小業種を相當廣範圍に亙りて廢止併合し、爲に全滿數ケ所の監獄に於ては作業全廢にまで及んだものもある。監獄に定役を持たねばならぬとされる理論に對し、一擧に數ケ監獄の全業種の作業廢止を斷行したことは、監獄作業の企業態勢への前進であつたのであるが、一部には相當の非難もあつたのである。更に又其の間我が國情、我が國特有の資源の活用に立脚した油脂工業の創設が計畫されつゝあつたのである。卽ち滿洲特產の大宗たる大豆を工業化することに着目せる各種油脂作業が計畫され、手工業より全然脫却せる科學工業への監獄作業への新分野の開拓であつた。これは康德七年六月に至りて、竟に各般の準備を終へて創業する運びとなつた。かゝる萌芽は既に康德四年度より五年度に至る監獄特別會計の實施期間中に、相當根强く胎動しつゝあつたことが窺はれる。

康德六年度に於ては作業收入一千萬圓の關門を目標とし之を突破することが監獄作業の將來への重要契機でありたる爲、專ら內部的整備と充實に努めつゝあつたのであるが年度途中に於て物資統制が强化せられ玆に監獄作業としては重大なる難局に直面することとなつた。併しこの統制强化の波に順應することによりて却つて新生面を拓き其の國家的地位を獲得する機運を醸成したのである。

かくて我が國監獄作業は漸次其の官業たる性質を認識せられ、其の法制化へと步を進めることになりつゝある。而も監獄作業の生產力は國家的生產機關の一單位として登場しつゝあるのみならず國家的企業として我が國產業、經濟政策上占むる使命は漸次重きを加ふるの機運に進みつゝあり、勿論機運であり、胎動を感ずるの程度に過ぎずして完全に其の地位が法制化せられたものではないのであつて、その完成の前途には幾多切り拓かねばならぬ荊の途があることを知らねばならぬのである。

## 第二、康德六年度の豫定と實績

昨年度（康德六年度）に於ける豫定と實績の檢討を數字的に說明するに總收入豫定一千六十萬圓に對し、收納濟額八百二十一萬圓にして約七十七%の成績を示したのであるがこれを細別すると次の通である。

（イ）業種別豫定收入と實績

| 業種 | 豫定收入 | 實績 | 過不足 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 木工 | 二、九四五、七八四 円 | 一、八三、七九九 円 | △一、二六一、九八五 | |
| 裁縫 | 二、一七七、七三 | 二、三三、一四 | △印不足額ヲ示ス | |
| 印刷 | 一、五七四、一三 | 一、〇八四、六五 | | |
| 屬金 | 六三五、七四二 | 三一五、六八六 | △ | |
| 織物 | 五〇〇、七八九 | 三〇二、五七三 | △ | |
| 皮革 | 五三一、九七八 | 三四六、九六八 | △ | |
| 製革 | 二五〇、〇〇〇 | 一六三、六四〇 | △ | |
| 防具 | 二七四、三〇一 | 二五〇、六八六 | △ | |
| 製袋 | 二〇四、三一三 | 一六三、三九八 | △ | |
| 土木 | 三三八、五一〇 | 三五八、八四五 | | |
| 雜業 | 三、八九一 | 二一、二六三 | | |
| 建築 | 一、一六六、六六七 | 一、一九四、六五五 | | |
| 計 | 一〇、五九三、八七〇 | 八、二八、三三 | △二、三七五、五四七 | |

（ロ）各監別豫定收入と實績

| 監獄別 | 豫定收入 | 實績 | 過不足額 |
|---|---|---|---|
| 新京 | 二、二一五、七三六 円 | 一、四三、八八三 円 | △七九一、八五三 円 |
| 吉林 | 一、〇八二、三二八 | 七六六、四六六 | △三一五、七三 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 延吉 | 三六三、八六一 | △ | 三四三、〇四六 | △ | 二〇、八一五 |
| 奉天第一 | 一、七一八、一一三 | △ | 一、四一〇、一九〇 | △ | 三〇七、九二三 |
| 奉天第二 | 八四三、八五三 | | 八五八、六九三 | | 一四、八四〇 |
| 遼陽 | 二八四 五八五 | △ | 二四七、五五六 | △ | 三六、九二九 |
| 撫順 | 四六三、七七三 | | 三三四、六〇六 | | 一三九、一六七 |
| 鐵嶺 | 一九〇、七三六 | △ | 一八〇、九〇〇 | △ | 九、八三六 |
| 營口 | 二一四、九七九 | △ | 一七七、八九八 | △ | 三七、〇八一 |
| 西安 | 二〇〇、一九六 | △ | 一六二、一六九 | △ | 三八、〇三七 |
| 安東 | 四三一、〇一五 | △ | 二六五、九二三 | △ | 一六五、〇九三 |
| 哈爾濱 | 一、三五一、一〇五 | △ | 一、〇三二、九六〇 | △ | 三二八、一四五 |
| 呼蘭 | 四四、三七二 | △ | 四二、六五八 | △ | 一、七一四 |
| 克山 | 二三、七三〇 | △ | 三四、六六〇 | | 一〇、九三一) |
| 錦州 | 四〇六、五二一 | △ | 二八四、五八七 | △ | 二一、九二四 |
| 承德 | 一三三、六三九 | | 七八、〇八七 | △ | 四四、五五二 |
| 齊々哈爾 | 四八六、四〇〇 | △ | 四九、五二五 | △ | 七六、八八五 |
| 牡丹江 | 一五一、〇四三 | △ | 一四九、〇七〇 | | 一、九七三 |
| 其ノ他 | | | 三六、三六八 | | |
| 計 | 一〇、五九三、八七〇 | △ | 八、二八、三三三 | △ | 二、三七五、五四七 |

註、△印ハ不足額ヲ示ス

八萬圓であり、工賃及益金は總計二百八十二萬圓に對し、實績百八十二萬圓にして差引減百萬圓である。

右の如き數字を擧げたるが、其の實收入は前年度（康德五年度）に比較すると四百二十三萬圓の增加であり、二倍以上に達する。我が國の監獄作業が急激に發展しつつあることが窺れるのである。これ一つにはわが國現下の生産擴充の狀勢が、監獄作業に有利な影響を及ぼした結果ではあるが其の反面これに携る監獄職員の苦心努力の賜物でもある。殊に一月早々開催せられたる作業打合會議の時期に於ては物資統制は未だ具體化せられず從つて未だこれに處すべき何等の具體的對策は確立せられてゐなかつたのである、が三月以降相ついで公布せられたる各種統制法規は本格的物資統制の强化を加へ、作業上の所要材料にして、重要物資として統制せられたる素材の割當は皆無であり、爲に作業經營は著しき困難に遭遇したのであつた。かゝる時局的重壓のうちにも、七十七%の實績を把握したことは、寔に監獄職員の並々ならぬ熱誠に外ならぬのである。又行刑當局が從來の各監單位の經營方法から統制經營への移行を逸早く企圖するに至つたのもこの點の半を越えざる時季であつた。

(二) 益金に於ては豫定百四十五萬圓に對し、實績七十

(ハ) 工賃に於ては豫定百三十七萬圓に對し、實績百四萬圓であり、就業者一人當平均工賃は五拾三錢强となる。





是すべきにあらざることは勿論であつた。第一に豫定と收入とを比較すると七十七%の實績であり二百五十二萬圓の收入減である。これらの理由を檢討するに、

一、資材の入手困難なりしこと

年度中途に於て經濟界の統制强化せられ、素材は一定の手續を經て一定のルートを通じて配給せらるゝこととなり、其の結果、受註の型態が從來と異なるに至りたるに拘らず、各監に於ては時局に對する認識を缺き、物資統制法に通せざる結果、これに卽應する手續を爲さず、或は之を知るも入手時期等思ふに委せず、從つて生産力に高低あり、遊休によるロスが多分に存在したること。

二、作業計畫に粗漏ありしこと

單に年度頭初の計畫に粗漏ありしのみならず年度計畫についてはその後の情勢に應じ逐次修正せる執行計畫を樹立して其の圓滑を期すべきに拘らず慢然たる作業經營により竟に經濟狀勢に應ずる計畫を爲さゞりしこと。

三、工場管理未だ不充分なりしこと

四、年度頭初購入豫定の機械器具が遲延したること。

五、作業に對する監獄各科職員の認識及努力が未だ足らざりしこと。

等が擧げらるゝのであるが殊に警戒を要する點は資金の回收に關する事項にして

(イ) 未收金の回收が適正迅速を缺き爲に資金の運用に蹉跌を生ぜしことであり、試みに回收狀況を見るに、

九月末に於て調定額三百八十五萬圓に對し收納濟額二百三十七萬圓、

十二月末に於て調定額八百二十一萬圓に對し、收納濟額五百四十萬圓、

に過ぎない。特別會計の立前は年度內に收納し之を支拂に充當せねばならぬのである。卽ち本年度の刑務費、作業費の合計一、〇二七萬圓の支拂豫定に對し、年度末に於ては、一般會計よりの補給金二五三萬圓と据置運轉資本三〇萬圓及收納濟額五四〇萬圓の合計八二三萬圓の財源のみを有し、その差額二〇四萬圓は實際資金を有せざるために年度內支拂不能の危機に立至つたのである。勿論整理期間があり、決算的には其の間に整理を爲せば法規的には不可なきも、特別會計の監獄經費としては事實的に年度內に支拂せざれば各種の支障を生ずるのであり、これが對策に關しては善後策を講じて措置したるものの、未收金の回收は特に迅速に進めねばならぬのであつた。

(ロ) 貯庫品の過多に就てであるが、六年度の貯庫品の豫定は成品、半成品、材料素品等其の他を合する九十萬圓の計畫なりしところ、その實蹟は二百八十二萬圓の巨額にのぼり豫定の約三倍であつた。其の結果約二百萬圓は豫定を超過して資金が死藏せられたこととなつたのである。作業經營の立場からすれば、多額の材料を貯庫して、註文に應ずることが好ましく、且又次年度の作業經營の爲には相當多量のストツクを有することを理想とするも、現在の監獄特別會計は未だかゝる多額の在庫品は許されずなるべく資金の增加を計り、決算することが當面の問題としては必要なるに拘らずかゝる巨額の貯庫品を有したることは、監獄作業の致命的失敗であつた。

その結果前記の巨額の未收金の殘高と相俟つて、六年度末に於ては、俸給、賞與金の支拂、國庫餘裕金の償還に著しき支障を生じたのである。

以上の如く各種の點に於て、幾多の不充分ありしものの、反面、本年度に於ける監獄作業の收穫としては

(イ) 統制經濟下に於ける監獄作業の地位が漸次固定化し官業としての新分野の開拓即ち滿洲國に於ける各官廳の所要物品を一元的に配給すべき國家的機關たる「官需局」との提携により、官需物品の製作部門を監獄生産力が擔當すべき傾向に進み得たること。

(ロ) 某工事に受刑者を多數出役せしめ、單に同工事に寄與するところ尠からざりしのみならず監獄作業の聲價を高めたること。

(ハ) 作業が漸次論議の中心となり行刑其のものの重要性への示唆を誘導しつゝあること。

(ニ) 作業收入がその前年度に比し二倍以上の高蹟を擧げたること。

等は六年度に於ける監獄作業の主なる收獲であり、單に數字的に發展の途を進むのみならず、其の內容に於ても改善の跡著しきものあるは行刑に携るものの等しく慶びとするところである。

尙六年度に於ける營繕費關係は約三十九萬圓を以て奉天第二、奉天第一、哈爾濱、撫順各監獄作業場其の他の新營費に充當し、作業用機器設備費としては約五十萬圓を投じ機械器具の入手困難の時局下に之が設備を一應完了したのであつた。







# 旅で拾つた話 (三)

隨筆

吉田遊水

## 掠奪戰

長良の河畔に、金華山と相對して、此の地方には珍らしいモダンな建物がある。夕闇が迫ると、電燈が部屋々々にともり、窓をもれる青い灯が、清澄な流れに落ちて、すばらしい華麗さを顯現する。

毛織工場を經營しゐる或實業家の別莊と云ふことで、吾々風情はそばにも寄りつけなかつた。

世の中に有爲轉變ほど激しいものはない。十年もたぬ間に、それが長良川ホテルと變つて、私は今、其處の泊り客の一人と爲つてゐるのである。

奈良に泊つてゐた際、本願寺では、私が歸京の途次、京都に一泊するものと想定して、私を左阿彌に招待してゐた。然し日程に限りがあるし、そして急に鵜飼がみたくなつたので京都を素通りして、一路岐阜へ向つた。

所で、汽車が膽吹山の麓を通る時分に、雨雲が低く垂れて、その夜の鵜飼がどうやら氣遣はれ出した。關ケ原へ差かゝる頃、愈々雨が斜めに窓ガラスに打ち付け初めた。大垣に着いたが、雨は依然として止まなかつた。特急を遣り過ごすべく、汽車が七八分停るのでホームの溜りに行つて、樣子を驛員に訊ねてみたが判らず、照會して貰つた結果、鵜飼は決行するとのことで、やれ〳〵と云ふ思ひで岐阜へ乘込んだ。そして米倉忠治君の斡旋で長良川ホテルに投宿したのである。

刑政第53巻第9号
矯正図書館



ふりみふらずみの天候で、乘氣になれなかつたが、晩餐をすましてから、兎も角も帳場に命じて乘合船を申込んだ。陽はとつぷり暮れてゐたが、三四十分するとホテルの下に小船が來た。客は外に一人もなく、貸切り同樣である。紅白のだんだら幕を張り廻はした屋形船で、中に岐阜提燈がゆれてゐた。

船頭は最初の內は水棹を使つてゐたが、瀨の音が激しくなると、川の中につかつて、後から船を押上げてゐた。

船底を洗ふ水の音が、萬斛の涼味を呼んですが〳〵しい限りである。

川上の方では頻りに花火が揚つてゐた。鵜船の下るのを待つ間に、遊覽船から打揚げられてゐるのである。

私の乘つた船が、金華山の黑い影の中に這入る頃、幾艘かの鵜船が、あか〳〵と天をこがしながら下つて來た。待機してゐた遊覽船がどつとそれを取り圍む。かゞり火の燃えさかる音、船ばたを叩く音、鵜のたけり、鵜をはげます聲などが入り交つて、平和な暗い川の面に、突如として壯觀な一種の掠奪戰が展開されたのである。

私の船は、二番目の鵜船にぴつたり寄り添つた。稍もすると火の粉が顏にふりかゝつた。縱橫に突進する鵜の敏捷さ、鵜をあやつる鵜匠のあざやかな手さばき——が手に取るやうに眺められた。

さうした掠奪戰は、ゆるい流れの四五町位の間に行はれて、長良川ホテルの前でやんだ。解禁後まだ間がないのが、鮎は小さく四寸位のものばかりであつた。

鵜船は川原の水ぎわに休んだ、鵜は船べりに列んで、羽ばたきして滴を切つたり、頭を背筋にすりつけたりして、ぬれ羽を乾してゐた。

戰の終つた後の靜けさ、今まで何事もなかつたかのやうに、凡てが一と休みと云つた形で、瀨の音がするばかりである。誰れかゞ殘りの花火を揚げた。それが消えると、愈々闇が濃くなつて行つた。

## 鵜匠の家

長良の淸流は、金華山の正面にぶつかつて、弓なりにゆるいカーブを作り、やがて淺瀨となつて長良川ホテル下の堤防を洗ひながら、そのまゝ西に走つて長良橋をくぐつてゐる。ゆるいカーブの內側は月見草の咲く石川原で、その廣い川原を、渚に向つて橫切る若い男女があつた。はでな日傘に强い朝の陽を受けてゐる。

渡らうにも橋がないのに、はてなと見てゐる內、向岸から小舟がやつて來て、それに迎へられて渡つた。二人連は船から上つて、金華山の麓をゆるゆると歩るいて、上手の方に消へて行つた。遠方ではつきり解らなかつたが、靑葉がくれに立派な散步道がついてゐるのである。

今日は前日とは打つて變つた上天氣、何處かで頻りと河鹿が啼いてゐる。

長良川ホテルは、さうした景色を、そのまゝ前庭に取り入れた景勝の地位にある。その間に塀もなければ、圍いもない。

ホテルの隣に「鵜匠の家」がある。門札に「山下幹司」とある。その前通を散步してゐた私は偶然の機會に、山下氏から鵜飼に關する說明を聞くことを得た。

鄙躅の花咲き殘る邸內で、山下氏は手拭やうの紺の布切を、巧みに頭に卷付けた。するとそれが烏帽子の形になつた。黑い顎ひげのある四十五六の人品のいゝどう見ても漁師とは思へないやうな優さ男である。

紺の筒袖襦袢を着て、腰蓑をつけ、足中草履をはき、胸當を首から掛けた鵜匠姿で、鵜籠を前に置いての說明である。

長良川の鵜飼の起源は隨分古いらしい。足利時代には室町幕府へ生鮎を獻納したことがあるし、永祿十年には織田信長が、鵜飼見物をしてゐる。その時分から鵜飼する人を「鵜匠」と呼び、祿米を給與された。現在では山下氏が宮內省の役人として、位階勳等を持つ鵜匠頭を勤めてゐる。

金華山は帝室の御料林になつてゐるが、枯松は鵜匠に下渡されそれがかゞり火の材料に使用されてゐる。

鵜は幼い時分に茨城あたりから捕獲して來て、それを訓練するので、優秀なものになると二十餘年の經歷を持つてゐる。

鵜につけられた手繩は、檜の纖維で作られたもので、前方に向つては非常に强靱であるが、然し撓を戻して逆に引くと、また極めてもろい。此の强いと云ふことゝ、その反面にもろいと云ふことゝが肝要なの

矯正図書館



で、鵜が水中に突入して鮎を追廻はして、水底に沈んでゐる木の枝の中などにもぐつて、身體の自由を失つた際など、鵜匠はその手繩をすばやく切斷して、それを救助して遣らねばならない。其處に易く切れることを必要とする。

手繩は鵜の喉を適度に締め、それを腹部にかけ、更に背中に廻はして結んである。それに依つて鵜を自由自在に馳驅し、且つ屢々船べりに引上げるのである。喉が締めてあるのは呑んだ鮎が腹の中へ這入らぬためであるが、さりながら全然這入らぬとなると鵜は弱つて來るから偶には通すのである。餘り通すと漲腹になつて鮎を追はなくなる。そこを適當に按排するのが鵜匠の手腕であり「コツ」なのである。

鮎は夜になると靜に川底に眠つてゐる。急にかゞり火がさすので進退其の度を失つて右往左往する。其處をすかさず訓練された鵜が鋭い眼と、强靱な嘴とを利用して之を捕へるのである。

鵜船には烏帽子に腰蓑をつけた一人の鵜匠と、それを手傳ふ一人の助手と、二人の船夫とが乘込んでゐる。鵜匠は十二羽の鵜を、助手は四五羽の鵜を使ひ、目にも止らぬ速さで入り亂れて鮎を追ふ鵜、その鵜の動きにつれて、手繩を左手にもつれぬやうにあやつりながら、右手に鮎をとつた鵜を船べりに引上げては喉を押して鮎をはかせるのである。其の巧みさは神技に近いものがある。

鵜飼の壯觀は「總掬み」につきる。遊覽船を河原にとゞめておき、鵜船六艘が、二三町の上流から川巾一ぱいに横に並び、舷を叩きながら、いさましいかけ聲をかけて鵜をはげましながら下つて來る。追ひつめられた小鮎が船の中へ飛込んだり、河原へはね上ると云ふことであつた。

山下氏の話に感心させられて、ホテルに歸つてみると、岐阜刑務所長の米倉忠治君と、看守長の高木初二君が應接間に、私の歸へるのを待つてゐた。

應接間の正面の壁に、山下幹司と尾上菊五郎との二人が鵜匠姿で撮つた寫眞が、額に入れて掛けてあつた。菊五郎が歌舞伎座で「鵜匠の家」を上演した際凝性の菊五郎は、山下氏を態々長良川畔に訪れて、鵜飼の傳授を受けたことがある。その時の記念撮影である。





## 行刑と板垣

金華山の麓岐阜公園に一異彩を放つてゐるものに板垣退助の銅像がある。フロックコートを一着に及び自慢の長鬚をなびかせながら、嚴然として公園の一隅に屹立してゐる。

議會開設を前にして、黨勢擴張のため、板垣御大は自ら馬を陣頭に進め、東海遊說の途上岐阜入をした。そして明治十五年春爛漫の四月六日、神道中教院の大懇親會に臨み、型の如く一場の演說を試み、終つて將にその門を出でんとする一刹那、刺客相良某の兇刃に見舞はれた。傷は淺いが「板垣死すとも自由は死せず』と云ふ千古の警句を吐いて、自由民權のため萬丈の氣焰を擧げたのである。その遭難の因緣から、後世この地に銅像が建てらるゝに至つた。

當時自由改進兩黨の結成に續いて、帝政黨組織せらるゝや、是れをきつかけとして、中央地方相呼應し政爭益々熾烈を極め、政情頗る騷然たるものがあつた。自由改進の兩黨はその精鋭をすぐつて全國遊說を企圖してゐる時、單り帝政黨は筆陣を張つて、盛に野黨を攻擊し、殊に福地源一郎等の鋭利峻烈なる筆勢は、よく無智の人々をして、自由黨を以て反逆の賊徒であるかの如く妄信せしむる力があつた。板垣の遭難も畢竟するに政府や帝政黨一派の誣妄的宣傳によつて、生れた一つの悲劇であるとさへ云はれてゐる。

板垣は吾々刑務官に取つては忘れ得ぬ人々の一人であらう。なぜなれば、彼は監獄費が國庫支辨になつた事に關して、切つても切れぬ因緣を持つてゐるからである。

監獄費國庫支辨案が始めて議會に提出されたのは、明治三十四年の第二議會、松方內閣の時であつた。その際は樺山海軍大臣が、軍艦建造費問題で、「維新以來の安寧は薩長政府の功績である」と豪語して、政黨の激怒を買ひ、爲に議會は解散、議案は圓つぶれとなつた。その後數回提出されたが、政爭激甚のあほりを食つて、容易に通過を見るに至らなかつた。

明治三十三年の第十四議會にも、第七回目の監獄費國庫支辨案が提出された。時の首相の山縣有朋は、その前の第十三議會に增稅案を提出した。日淸戰爭の直後であつて、軍備の擴張愈々急を告ぐる際であつたか

刑政第53巻第9号
矯正図書館



ら山縣は當時の一大勢力である自由黨の首領板垣を說き伏せ、その援助に依つてまんまと目的を達成してゐる。その裏面で山縣と板垣との間に政治上の取引があつて、自由黨年來の主張たる監獄費國庫支辨案が、第十四議會に政府案として提出せられ、衆議院だけはすると〳〵と通過したのである。

然し當時の財源を以てしては、誰れが見ても監獄費の國庫支辨の實行は覺束なかつた。其處で自由黨の側に在つても、政府が敢て此の案を提出したる所以は、我黨との約束を履踐せんが爲に過ぎないので、陰に貴族院に手を延ばし、否決せしむる魂膽であると見て取り、總務委員會に於ては、監獄費國庫支辨案が貴族院を通過するまでは、豫算案の議事を延期せんことを決議した位であつた。政府は貴族院の方は必ず通過する故、豫算案だけは討議して呉れと自由黨に泣を入れ、その結果漸くそれを審議して貰つたのであるが、豫算案が通過してみると、意外にも貴族院研究會に於ては、黨議を以て監獄費に反對することに決し、園田安賢、都築馨六等亦必死となつて反對運動を初め形勢頗るあやしくなつた。

之を察知した自由黨員は眞紅になつて怒り出し、研究會には清浦法相がゐる。然るに反對の黨議を爲したるは政府の使嗾に出たためであらう。又園田君の如き官吏の反對運動を默過するとは何事ぞ、政府は我黨を欺いたのだと敦圉いた。山縣首相初め閣僚等は非常に狼狽して、俄に人を八方に派遣してその挽回運動に狂奔し、漸く木曜、茶話、中立三派の全部と懇話會の半數とを取纏め、又研究會中の官吏を缺席せしむる事にした。さうしたエピソードがあつて、貴族院に於ける監獄費國庫支辨案討議の日は到來した。

## 監獄費の論戰

此處は貴族院に於ける本會議々場、今——詳しく云へば明治三十二年十二月二十日午前十時將に監獄費國庫支辨案の討議に入らんとする所。議長席を中心にして、右側に山縣總理、西鄕內務、清浦司法の各大臣、左側に松方大藏、芳川遞信、曾根農商務の各大臣が居並ぶ。

やをら特別委員長たる曾我子爵が登壇した。「本案は、政府より提出せられたること三回、貴族院より二回、衆議院よりも二回、都合七回の提出をみたる歷史付の議案である」と先づ沿革的に說き起し、委員會に於ける質疑應答の模樣を詳細に報告した後

「委員會に於て調査研究したるは、主として財政關係の點なるが、三十四年度以降、年々四百八十萬圓の豫算を超過せざるやう留意するとの政府委員の言に信賴を措き、本案を可決したり」

と述べ、次に「本員一個の意見を述べん」と前提し

「本員は、監獄經營を地方經濟より國庫支辨に移すも經費の增加を見ない、又年々四百八十萬圓の豫算を超過せざるやう留意するとの政府の言をそのまゝ信ずるものではない、去りながら、監獄費は性質上國庫に屬せしむるを妥當なりと思惟するが故に、本員は止むを得ず原案に贊成す」

と長廣舌を振つて壇を降れば、周布、西村等の勅選組の質問があり、例の村田水產翁の愚にも付かぬ質問に滿場哄笑の場面などがあつて討論に入る。

三好退藏反對論者の先鋒として登壇

「予は最初本案を歡迎したるも、委員會の經過は予をして本案に反對するの已むなきに至らしめた。抑も監獄は刑の執行を爲す所即ち刑事裁判の執行を爲す所なれば、民事裁判の執行と同じく執行事務の一にして、典獄の職務は檢事の職務と相待つて行はれねばならない。故に歐洲各國に在りては、監獄事務は司法大臣の管掌に屬し、殊に未決監は裁判所と密接なる關係を有し、裁判關係の如何、被告人の感情如何を知るは最も重要なる事項なれば、假令既決監は他の大臣の管下に置くとするも、未決監は必ず之を司法大臣の管下に置き、その監房の如きも多くは裁判所の構內に之を設置しあるの實狀にあり、本邦に於ては監獄費は地方經濟に屬するが故に之を內務大臣の管掌內に置くも致方はないが、既に監獄費を國庫支辨に移す以上は、之を司法大臣の管掌內に置くことは當然の歸結なるべし。然れども是れもとより官制の事に屬するを以て、機を得て改めて論ずることゝし、之を以て直に本案反對の理由とは爲さゞるも、予は他に本案に反對すべき理由を有す。

理由とは何ぞ、監獄を以て一ヶ年四百八十萬圓の受負仕事と爲さんとすること之れである。

刑政第53巻第9号
矯正図書館



議院も一ケ年四百八十萬圓の豫算を超過せざらんことを望み、政府亦之を守らんとす。是れ恰も一個の受負仕事にして、斯の如くんば監獄の改良は得て望むべくもない。監獄費を國庫に移さんとする第一の理由は獄政の改良發達にあり、而して獄政の改良發達を企圖せんとせば、先づ獄舍の改良を計らねばならない。然れども獄舍の改良は受負仕事の如き方法にては斷じて爲し得らるゝものではない。本員は斯の如き姑息なる計畫に反對し、以て本案の否決を希望するものである」。

と論難大に努む。議長は玆で休憩を宣した。三好議員の發言中、栃木の名文家田村耕平が、頻りに簡單々々を連呼し、三好との間に應酬があつて、貴族院としては珍らしい風景を呈した。

午後一時十分再開、渡正元議員登壇、三好議員の反對說を辨駁して原案に贊成の意を表し降壇すれば、都築馨六その後を承けて登壇し

「治水警察事業等焦眉の事業ある今日、監獄費を國庫に移すが如きは失當である。或は性質上當然であると論ずる者あるも、過去二十餘年間地方の負擔に在りたる歷史と、內外の形勢とに鑑み、本案の可否を決せねばならない」

と強調し、列國競爭の太平洋に推移したること、東洋の情勢とを論じ、或は獨逸外相の言を引き、支那問題に對する準備の急を要することに言及し、尙國庫支辨より生ずべき將來の收支を豫言し、豫算は萬一の場合に備へ、彈力性を持たせ置くやう平素よりその計畫を樹立し置くの緊要なる所以を力說し、論鋒鋭くつめ寄つて反對意見を述ぶる所があつた。松平正直議員の贊成演說、西五辻男の討論終結の動議などありて、贊否を無記名投票に問ひ、開票の結果

| | |
|---|---|
| 出席總數 | 二一九 |
| 可とするもの | 一五一 |
| 否とするもの | 六九 |

となり、本案は大多數を以て通過し、引續き第二讀會、第三讀會を終了し、玆にめでたく可決確定して大團圓を告げた。

而して翌年の一月十五日に、監獄に關する費用は總て國庫に於て之を支辨する、本法は明治三十三年十月一日より之を施行する趣旨の法律第四號が公布されて今日に至つたのである（完）



# 北米合衆國ニユー・ヨーク州矯正法（二）

Correction Law
of the State of New York.

**第二十一條　不動産の取得**

從來の若くは新たに創立されたる州立監獄又は其他の施設のために、行刑局長又は同局の行ふ不動産取得に充當せらるべき資金が創定せられ、この取得が法律に依つて認可せられ、從て基金が法律的効力を發生せる場合には、局長は必要なる不動産或は其の一部或は必要なる地役權或は地役權の購入、收用（condemnation）、登記（entry）或は占有（appropriation）に依る取得を州に要求することを得。但し此の際法律に依つて規定されたる特別手段の存在せざることを要す。本條の規定は不動産、地役權、土地、設備（accommodation）に對してのみならず、水道、水道設備、下水工事並に其の改良、下水處分、其他監獄及び其他の施設の目的達成に必要なる總べての物件に對して適用さる。斯の如き不動産或は不動産地役權を登錄又は占有に依つて取得するとき、本條に規定されたる局長の權利、義務は次の如く實施さる。

北米合衆國ニユウ・ヨーク州矯正法

一　局長は此の不動産の測量圖並に地圖を作成せしむ。同委會員、適法なる代理者並に矯正局職員は此の測量圖並に地圖を作成する目的を以て當該不動産の登記をなすことを得。此の地圖は正確にして、同圖に描かれたる不動産若くは地役權（それ等を明記す）は公共の目的（目的を明記す）に必要なるものにして本條に規定されたる目的の一に該當すべき旨の告知を包含する局長署名の證明書を同圖に添付す。局長の要求に依り公共事業局は斯の如き測量圖の作成、地圖及び記述の調製事務を遂行す。該地圖並に證明書の原本は州務局（the office of the department of state）に提出され同局の證明せる其の謄本は同不動産の所在する郡の郡登記所（the office of the county clerk or register）に提出さる。

二　該證明書に記載されたる目的を以て使用さるゝ同地圖に描かれたる不動産の州に依る登記及び收用は、前項記載の地圖並に證明書提出の時期より完全なるものと看做さる。局長は前記の地圖並に證明書の提出後直に該地圖に描かれたる不

動產全部を登記し且つ所有す。必要に際しては地役權の行使を目的としてこれを使ふ。

三　局長は該群登記所に同地圖並に證明書の謄本を提出せる後、取得さるべき不動產或は地役權の所有者並に同不動產に何等かの權利（estate or interest）を有する總べての者に對して、上記に規定されたる同地圖並に證明書の提出告知の通牒を發せしむ。同告知書には同人等に所屬せし該不動產或は權利の收用を記載す。百方手をつくしたるも同人等に告知書の通牒をなさしむるを得ず或は同不動產又は權利所有者の確認不可能なる場合には、局長は同不動產或は其の一部分が存在する郡に於て發行さるゝ新聞紙上に少くも一週間一回引續き三週間に亙つて前述の告知を揭載せしむ。直接通知を發し或は前記の新聞廣告を終へたる後、局長は不動產の所在する郡の登記所に前記直接通知或は新聞廣告の遂行證明添付の同告知書謄本を提出登錄せしむ。次いで同登記所は該告知書並に各名宛人に對する同書送達證明書を、法律に依つて規定されたる讓渡者（grantors）名索引簿に索引を附して記帳す。而して法律に依つて規定されたる不動產處分（deeds to real property）登錄簿に同告知書並に送達證明書を登錄す。斯の如き通告を受けたる者は何人も、隨時當該不動產に就き所有する權利の價値に關して主張し、或は局長と契約を結ぶことを妨げらるることなし、但しこれを妨げる法律規定の存せざるを要す。

四　局長は當該不動產並ににそれに設定せられたる各人の權利（estate and interest）の價値を鑑定せしむ。局長は當該不動產の決算をなす目的を以て其の所有者と交涉し、如何なる場合に於ても鑑定額以上の金額を支拂ふことなし。局長は當該不動產所有者にしてその決算額を承認せる者と、決算額支拂ひ承認の契約を設定す。本條の規定に依つて所有不動產を收用され、決算額に同意を與へたる者は、其の證明書を提出して支拂ひを受けることを得。

五　檢事正（the attorney-general）は本條に規定されたる方法にて取得されたる不動產に對する權利を證明するに必要なる調査を要請す。本條に規定されたるが如き土地取得のために使用さるべき資金が設定されたる場合には、土地取得に附隨する權利の鑑定をなすために必要なる額を該基金の中より使用することを得。

六　國庫は決算或は裁定（award）に依つて決定されたる金額を、土地或は地役權或は本條の規定に依つて取得せる同不動產に對する權利（interest）の所有者に對して支拂ふ。同金額は議會の協贊を得、局長の證明を經て會計檢查院これを許可す。而して行政裁判所書記の適法に證明せる鑑定書（judgement）の謄本が會計檢查院に提出され、或は檢事正（the attorney-general）が該鑑定書に對する上訴は惹起せず並に惹起する虞なしとの證明書を會計檢查院に提出する迄行政裁判所の鑑定は認可されず或は同金額の支拂は行はれず或は一上訴が提起されたる場合にも控訴院の最終鑑定の證明書謄本は行政裁判所の鑑定を全部的に或は部分的に確證す。

（一九三〇年四月八日法律第二五〇號に依り追加）



**第二十二條　行刑施設拘禁者の出產**（一九二六年法律第七〇二號に依つて第二一條に變更一九二七年一月一日實施。一九二九年四月二日法律第二四三號に依つて第六一一條に變更且つ修正）

**第二十二條　合衆國監獄**（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り第六一二條に變更）

**第二十三條**　（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り第六一三條に變更）

**第二十四條**　（一九二九年四月一日法律第二四三號に依り第六一四條に變更）

**第二十五條乃至三十二條**　（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り第六一五乃至六二二條に變更且修正）

**第三十三條乃至第三十九條缺條**

## 第三章

**第四十條　矯正委員會委員は他の事務に從事すべからず**

「シユープリンテンデント」、訪問局員、「ワーデン」或は同委員會の訪問、監督を受くる施設の行政官たる者は矯正委員に任命されるを得ず又同委員會の職務に携はるを得ず（一九二九年法律第二四三號に依り修正）×原タ。內容に適應せず。

**第四十一條　同委員會長の俸給**（Salary of secretary）

同委員會長の俸給は其の豫算內に於て委員會之を決定す（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

**第四十二條　委員會會員の報酬並に其他の經費**

同委員會會員に任命されたる者は何人も、全員會議（meetings of the commission）或は小委員會（its committees）に出席する每に日當十弗を受領すべし或は規定（the constitution）に依る訪問又は觀察に從事中又然り。但し年一千弗と自己の任務遂行に必要なる經費を超過するを得ず（一九二九年四月二日法律第二四三號と一九二〇年法律第二二二號に依り修正）

**第四十三條　會議と缺席の効力**

同委員會は規則により定期或は特別委員會を開催すべし同會は少くも各月一回たるを要す。定期的に召集さるべき四委員會を以て定員を構成す。委員は何人たりとも各曆年に於て連續三回の會議に欠席せる場合、委員會の正式なる投票に依つて該行爲が是認されざる限り、同委員は不出席の理由に依り知事の解職處分を受く。知事は同人の後繼者を任命すべし。同委員會の年期報告には各會議に出席せる委員の姓名を記載すべし（一九

二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）

**第四十四條　事務室並に備品**

矯正委員會は事務室或は會議室用として適當に設備されたる室を同委員會用に供すべし。同室には總ての必要なる雜誌、會計簿、白紙、備品を備ふべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）

**第四十五條　記錄、證明書並に召喚狀**

同委員會は訴訟記錄を保存せしむべし、同委員會の所有又は保管する訴訟記錄及び總ての文書の謄本は議長或は書記官の署名を得て普通形式により證明さるべし。同文書に認められたる調査をなすために、委員會又は委員會の何人たりとも宣誓事項を實施し宣誓せる當人を調査するために證人の出頭或は文書の提出方に關し強制令狀を發することを得（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）

**第四十六條　同委員會の一般的權力と義務**

州矯正委員會は犯罪被告或は有罪の健全なる成年者或は證人或は負債者の收容施設或は矯正委員會の監督下にある施設の總てを訪問、監査し、又次の事を實行すべし（第一項は一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二七年法律第二八五號、一九二五年法律第四五四號に依り修正）。

一　同委員會の監督する總ての施設に公明、恩愛的經濟的管理を確保すべく補佐すること。

二　職務の遂行に關して同施設職員に助言して其の統制事務を補佐すること。

三　州立輕罪監獄（state correctional institutions）を除き、收容者の便宜を慮つて適當なる施設の建設に共力すること、或は施設の創立並に改良に關する設計書並に明細書を認可し或は拒絕すること、或は斯の如き任務の遂行に關する公共的事業につき典獄（シュープリンテンデント）の助言並に補佐を要求すること（第三項は一九二五年四月八日法律第四五四號に依り附加）。

四　同委員會の訪問を受くる各施設經營並に經營に參加する職員其他の者の行爲と能力の調査。

五　同施設の建物並に土地を最高の衞生狀態に置くこと並に收容者の健康を保護すること。

六　同施設並に同施設を管理する州廳局課の財産、收入、支出並に同施設收容者數及び狀態に關する統計的報告の蒐集。

七　公衆及び收容者の最大利益にして且つ憲法並に受刑者の雇傭に關する州法律に牴觸せざる如き、州立輕罪監獄以外の收容者雇傭制度の確立並に勸告。

八　受刑者の隔離及び分類に關する法律規定上危險、不衞生、不適當なる郡・市監獄或は警察監置所或は村立監獄・拘置所（lockup）の閉鎖。これ等各分區に於ける委員會の權利、義務は次の如く實施せらる。同委員會は地方監獄の場合には



監獄課長或は書記に、都市監獄或は警察拘置所の場合には市長或は市書記に、町（town）監獄或は拘置所の場合には、監督官（supervison）或は町書記に、村監獄或は拘置所の場合には、村長（mayor）、村會議長（president）或は村書記に召喚狀を郵送せしむ。同狀は少くとも申告日の二十日以前に郵送さるべく、地方、市、町、村當局に對し指定されたる日、場所に同委員會に出頭すべく、且つ何故に同施設が閉鎖さるべからざるかの理由を明示することを求む。同委員會は右の申告書並に將來起り得べき缺陷を審査したる後、召喚狀に指摘されたる前記諸施設に對し九十日以內に閉鎖さるべしと命ずることを得。前記諸施設は斯の如き訴件移轉命令書令狀（order by writ of certiorari）に對して上級裁判所に上訴することを得。九十日を經過すれば、該閉鎖命令は登錄文書を以て、夫々監督課長（the sheriff of the loard of supervision）と書記、或は市書記或は町監督官（the supervison）と書記或は村長、村會議長、村書記に通達される。上訴は成立せず、同委員會の命令書發送後十日を經過せることを裁判所が確認すれば該命令書に指摘されたる夫々の施設は閉鎖さるべし、然らば同處への拘禁は不法たるべく同所へ拘禁を命ぜる官吏は輕罪處分を受くべし（第八項は一九一四年法律第三七九號を以て附加、一九二九年四月二日法律第二四三號、一九二七年法律第二八五號、一九二五年法律第四五四號、一九二四年法律二九八號に依り修正）。

**第四十七條　施設の訪問並に監督**

同委員會の訪問を受くべき施設は同委員會又は其の一員又は書記官（its secretary）又は特に許可せられたるとき同委員會其の任命せる適格なる職員又は監督官又は其の目的を有する議長（chairman）の隨時訪問、監督に附せらるべし。同委員會或は其の何人たりとも、かゝる訪問、監督事項に關し卽時審問をなすことを得。同委員會或は書記或は特に許可せられたるとき同委員會の任命せる適格なる職員又は監督官は常に同施設に附屬する土地、建物、書籍、文書を觀察し、同施設取締りの責に任ずる職員に對して、彼等の任務遂行に關し必要と認められる報告を要求することを得。同委員會にて用ひられるための前記報告が明瞭劃一、迅速になされ得るため、同委員會規則を作成し白紙書式を規定す。同委員會委員、職員、監督官に對して訪問、監督の目的を拒否し或は拒否せしめたる者或は同委員會又は委員、職員、監督官の要求する報告の作成又はその作成せしむべきことを拒否し又は怠りたる同施設の典獄、職員又は同施設取締りの責に任ずる何人たりとも輕罪を以て處斷さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）

**第四十八條　施設若くは同施設を管理する職員に對する同委員會の命令**

斯の如き調査を施行したる後、同施設の建築、管理、事務並

に收容者の保護、處遇、訓練に關する法律の侵犯或は收容者が慘酷、冷淡、不適當に處遇され或は收容者の食物、衣服、世話(care)、監督、其他彼等に相應して適當に生活する爲に必要なる條件の實施不充分なることが判明せるときは、同委員會は斯の如き調査報告書を其の意見書と共に矯正局に提出し、同局長の指揮を受けて大審院に對して同施設が適當なる典獄(superintendent)、典獄代理者(agent)、管理者其他の職員に指揮さるべき訓令を要請す。或は同局長の指揮を受けて斯の如き處遇を改正し、除去し或は兩者同時の實施を大審院に要請す。斯の如き訓令の實施は本法第五十一條に規定されたる如く實施され、大審院は正當なる限りこれを許可す。該訓令を受け故意に同令に從ふことを拒絶せる者は輕罪に處斷さるべし(一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

**第四十九條　委員會の報告**

州矯正委員會は每年二月十五日當日又は其の以前に於て其の執務經過に其の成績と意見書を添附して議會に報告す。同報告書には調査に依つて獲られたる報告並に同委員會の訪問を受くる施設に關し必要にして適當と見做される其他の事項を包含す。知事或は兩院の要請あるとき、同委員會は其他の特別なる報告をなす(一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)

**第五十條　矯正局職員(correctional officers)の報告**

同委員會の訪問を受くる健康なる成年受刑者、證人或は負債者を收容する監獄の典獄(warden)、各矯正所典獄(reformatory superintendent)、各行刑施設(penitentiary)長、各地方監獄(jail)其他の施設管理者は、此の報告書のほかに、前條の權力を有する州矯正委員會の要求に從て隨時、每年八月一日當日或はそれ以前に同委員會に對し、前年六月末日迄の男女被告人數、受刑者數、證人、負債者收容數並に前年間に生ぜる入獄、出獄、死亡數、被告名、拘置期間並に同委員會が要求する其他の事實並に參考事項を同委員會に報告すべし(一九二九年四月二日法律第二四三號並に一九一六年法律第一一八號に依り修正)

**第五十一條　委員會の權能の擴大**

本條に依つて州矯正委員會、其の構成員、職員、監督官、其他總ての職員に與へられる權能は大審院の訓令(order)、大陪審員の公訴或は兩者の指示に依つて擴大さる。此の訓令の申請は特別なる條件或は當該施設の位置せる地區の大審院上訴地域內に限定され、少くとも斯の如き申請をなすべき時間、場所に關し同施設を管理する職員、課(board)に對して廿日間の豫告を以て行はれる。かゝる申請の依據する總ての書類の謄本は實施の豫告を添付して送達さる。同件の審理終了後大審院は正當なる限り訓令を發す、當該條件を遵奉せざるは法廷侮辱罪に該り、斯の如きものとして處罰さる。斯の如き申請の決定せざる期間且つ上訴地區の審理に先立つて同委員會は原因を明示して、特別なる條件の申請を中止し或は市吏員が同委員會に反對行動を採らざる如く大審院合議部の裁判を申請することを得。この中止期間は上訴裁判所の任意に原申請の決定する迄繼續することを得。同委員會の意見として、斯の如き施設の管理或は夫に何等かの關係ある者或は收容者に關して法律的調査或は何等かの處置が要求せらるゝとき、同委員會は檢事正(the attorney-general)或は郡の辯護士(the district attorney of the county)或は其の兩者に告知書を發す。前記の者は必要にして適當なりと思惟する限り前條の事項に關して取調べを行ふ。委員會が彼等の義務として斯の如き法律的補助、助言をなすべきことを要求せる時、夫等の取調べをなすは前記の者の義務なり(一九二九年四月二日法律第二四三號一九一八年法律第三六四號に依り修正)。

**第五十二條　輕罪(misdemeanor)**

本條に他の規定なき限り、此の條文の規定を侵犯したる者は何人たりとも輕罪に問はるべし(一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

**第五十一條乃至第六十九條缺條**

## 第四章　州立男子監獄

**第七十條　州立男子監獄の名稱並に位置**

四個所の男子監獄が本州受刑者の戒護、矯正の目的を以て維持せらる、夫々ウエストチエスター郡オツシング、カユガ郡オーバン、クリントン郡ダンモラ、ウオシントン郡カムストツクに位置し、夫々シン・シン監獄、オーバン監獄、クリントン監獄、グレート・メドウ(大牧場)監獄と稱せらる(一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一四年法律第四七九號に依り修正)。

**第七十一條　クリントン監獄の使用に供する土地**

ニュー・ヨーク州に屬し或は將來同州の所有に歸すべきクリントン監獄の十哩以內に位置する總ての土地は賣却を禁止され、同監獄並にダンモラ(Dannemora)州立病院用地として使用され得べし。アルトナ及びダンモラの邑中に在りて部分的に前記十哩限定の內外に位置する數ケ所の地域は本條文前項の規定より除外され州に依つて賣却され得べし(一九二九年四月二日法律第二四三號、一九一四年第四八八號により修正)。

**第七十二條　クリントン監獄用地の南部境界**

一八四四年にセント・ヂョン・B・L・スキナー其他の者に依つてダンモラ市の敷地として讓渡されたる二百エーカーの土地の南部境界はダンモラ村クック街の中心地に於て表題の如く決定されたり。前記二百エーカーの土地は擴張せず且つ州は前記クック街中心地の南部に對して何等の權利(right)或は地券(title)を有せざることをこゝに聲明す(一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

**第七十三條　農業並に外役場として土地の借地契約並に取得**　行刑局長は州立監獄に拘禁されたる受刑者の農業勞働、採石、石割用地として五年を超えざる期間を以て州内に土地を借地し、同地に於て本條の目的を以て假建築を爲し、必要なる建物の修理、變形を施し、又必要なる設備をなすことを得。斯の如き借地權、建築並に設備に要する經費は基本金として周知されたる州立監獄作業資金の負擔にして、同企業より生ずる收入は現在或は將來法律に依つて規定さるべき該基金に收納さるべし。前記目的のために典獄の行へる農業或は敷地の借地契約は是に於て効力を發生し、斯く借地されたる土地は本條の目的を以て使用さる。本條の規定に從て設立し經營する農場或は他の工場は州立矯正施設内の其他の監獄工場並に農場に適用される法律の規定に從ふ（一九一七年法律第三九一號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

**第七十四條　シン・シン監獄農場**（一九二九年四月二日法律第二四三號に依つて第七十三條に變更）。

**第七十五條**（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り第七十三條に變更）。

**第七十六條乃至第八十九條缺條**

## 第五章　州立女子監獄

**第九十條　州立女子監獄の名稱並に位置**　本州に於ける女子受刑者の戒護並に矯正の目的を以てオーバン監獄敷地に一個の州立女子監獄を置く、名稱は州立女子監獄なり。

**第九十一條　典獄**（Warden）　オーバン監獄の典獄は行刑局長の指揮を受けて、オーバン監獄並に同所拘置受刑者取締りのため法律に依つて同職に與へられたると同然の取締りを同女子監獄並に同所拘置者に對して施行すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

**第九十二條　女子の收監**（commitment）、**告知、移送、附添者**（attendantu）　本州の裁判所に於て重罪（felony）を宣告さるゝ十六歳以上の女子は何人も刑期一年以上に該るときは州立女子監獄拘置を命ぜらるべし。但し刑法二一八七條に規定されたる者を除く。斯の如き宣告をなしたる裁判所の書記は當該事項をオーバン監獄典獄に告知す。同典獄は少くも一名の女子付添人を附して當該受刑者を同女子監獄に移送せしむべし。當該支出は會計檢査官の査定と承認を得て國庫に於て支拂はるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號並に一九〇九年法律第二四〇號に依り修正）。

**第九十三條　女子受刑者の小兒**（一九二九年法律第二四三號に依り修正、一九三〇年四月一日法律第二四二號に依り廢止）。



**第九十四條　オーバン監獄支所**　同女子監獄管理の目的を以て本條に依つて規定せられたる以外の女子監獄はオーバン監獄支所（branch）たるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

**第九十五條　會計**（accounts）**並に記錄**（records）**の分離**　州立女子監獄の會計並に記錄はオーバン監獄とは別個にこれを保持さるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

**第九十六條　商人との契約**（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り廢止）。

**第九十七條乃至第百條**（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り第九十二條乃至第九十五條に變更）。

**第百一條乃至第百九條缺條**

## 第六章　州立監獄の行政

**第百十條　會計檢査院書記**　公衆の利益に對して必要なりと判斷せるとき會計檢査院は各監獄に書記並に書記助手を任命することを得（一九二九年四月二日法律第二四三號並に一九二〇年法律第三七號に依り修正）。

**第百十條a　囑託醫師**（一九二三年法律第四八六號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四號に依り廢止）。

**第百十一條　典獄及び其他の職員の俸給並に給與**　重罪人の拘禁せらるゝ施設典獄並に高級職員は最低額六千弗の年俸を受く。同額は年五百弗の比率を以て最高年俸九千弗に達する迄增加され得べし。其のほかに同人並に其の家族に對し監獄倉庫より食糧を給與さるべし。同監獄典獄は同所に設置されたる家屋に居住すべし。典獄官舍には典獄並に其の家族用家具、燃料、燈火を官費を以て設備すべし。典獄公務旅行の必要あるとき又は州廳に出頭を求めらるゝとき、會計檢査官は夫々必要なる總ての出費及び手當を隨時査定する權限を有す。該旅行及び出頭の必要なることは行刑局長之を決定し且つ其の出費は會計檢査官之を檢査す。檢査濟の金額は會計檢査官の證明書を得て國庫より支拂はるべし。同施設主任管理者（the principal keeper）或は同階級の職員は最低額年俸四千弗を受く、同額は年二百五十弗の比率を以て增額され最高年俸五千弗に達することを得べし。

主任管理補（the assistant principal keeper）並に同階級の職員は最低額年俸三千弗を受く。同額は年二百五十弗の比率を以て增加され最高年俸三千五百弗に達することを得べし（一九三〇年七月一日法律第五四九號、一九二九年法律第二四三號並に一九二〇年法律第五八七號に依り修正）。

**第百十二條　州立監獄に關する行刑局長の權限並に義務**　行刑局長は州立監獄、同所受刑者並に管理、訓練、戒護、契約、會計に關する總ての問題を指揮、管理、統制す。局長は監獄に關する總ての事項を調査する權限と義務を有す。局長は本州の法令に牴觸せざる限り監獄職員の服務規則を作成すべし、

刑政第53巻第9号
矯正図書館



但し會計檢査院書記並に同助手を除く、同職等は同院に依つて規定せられたる財政事務に關する規則に服す。尙ほ局長は自己の適當と認むる職員服務規則並に各監獄毎に行政・訓練規則を制定し且つ典獄をして同規則を記錄せしめ、各職員任命の際に同書の復寫を配付せしむべし。局長は各刑務所に保存せらるべき會計（accounts）並に記錄（records）の方式を制定すべし、同方式はそれ等の監獄に於てともあれ整一のものたるべし。局長は尙ほ監獄に收容せられたる受刑者の同一人たるを證すべき寫眞並に其他の方法の記錄に關する規則を制定す。局長は監獄職員の指導方法に關し典獄或は其他の職員に報告書を請求し且つ典獄或は其他の職員に依る不正行爲の强要に就いて訊問し得べし而して該目的を以て證人の出頭並に同一の簿冊・文書類の提出を强制し、治安裁判所に於けると同樣の命令違反に關する效果並に服罪を規定せる召喚狀を發し、證人として出頭せしめたる總ての者を自ら訊問し或は檢事正（attorney）をして訊問せしむべき權利を有す。行刑局長は一八七九年法律第一四八號の權限に依り建設せられたる鐵道を、本州の知事並に會計檢査官の認可せる年限並に條件を以て、借用し得べし。

刑事訴訟法典五〇五條に規定せられたる死刑の執行に對して充分にして適當なる電氣設備並に同法典に規定せられたる義役刑の執行に必要なる機械・器具を裝置するは行刑局長の義務なりとす（一九二九年四月二日法律第二四三號並に一九一八年法律第二九〇號に依り修正）。

**第百十三條　近親と認定せられる者の葬儀並に死期に立會ふため受刑者を假出獄せしむ**

行刑局長は死刑該當者を除いて總ての受刑者に對して本州に居住する同人の父、母、子女、兄弟、姉妹、夫、妻の葬儀に會し或は其の死期に立會ふことを許可す。而して同權限の實施は出獄許可、出獄の期間、保護檢束（custody）、移送、受刑者の保護（care of the prisoner）、逃走の防止に關して行刑局長の制定せる規則に依るべし。本條の規定に依る各受刑者に關する支出は監獄の經常費と見做され、同經費中より支拂はるべし。而して典獄は行刑局長の制定せる規則の範圍内に於て同支出の返納を受刑者或は其代理者に許可することを得べし（一九一九年法律第二四〇號に依り附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

**第百十四條　其他の職員の俸給**

行刑局長は隨時其他の監獄職員の俸給を制定すべし但し各刑務所に於て斯の如く制定せらるべき俸給は各職員の地位に相應せる年額を超過すべからず。前項職員の俸給は夜勤看守主任（Captain of the night guard）は二千五百弗、看守部長（sergeant of the guard）は二千五百弗、構内主任（yardmaster）は二千五百弗、調理主任（Kitchen Keeper）は二千五百弗。州立監獄看守の俸給は次の金額を超過することを得ず。一年勤務者に對して年額千八百弗、二年勤務者に對して同千九百二十弗、三年勤務者に對して同二千四十弗、四年勤務者に對して同二千百六十弗、五年以上の勤務者に對して同二千二百八十弗。而して勤務年限に基く俸給の增額は本條に規定せられたる奉仕



（service）期限の終了せる日に續く月の第一日迄は其效力を發生せざるものとす（一九三〇年七月一日法律第五四九號、一九三〇年三月二六日法律第一七三號、一九二九年法律第二四三號、一九二六年法律第七三八號、一九二三年法律第五八四號、一九二〇年法律第五一三號、一九一八年法律第五七七號、一九一四年法律第一八九號、一九一二年法律第五〇號に依り修正）。

**第百十四條　日誌（Daiy record）**

各監獄の典獄は監獄日誌を保持せしむべし。日誌の內容は典獄の聞知せる職員に依る監獄規則の侵犯、受刑者の懲罰、其種類、其範圍及び執行者の姓名並に食糧の不足・粗惡、衣服の缺乏、慘酷にして不正なる處遇に對する受刑者の合理的なる情願より成る。同誌は常に行刑局長の檢査のため公開されてあるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り改正）。

**第百十五條　會計簿（Accomt Looks）**

各監獄は總ての賣買（accounts）、取引（transactions）事項を記入すべき一定の會計簿を保有せしむべし。典獄の收納する總ての金額は其收入源泉に係らず規則的且正確に同簿に記入さるべし。同簿には典獄の職權に依つて或は財產上の手續費として受刑者より徵收さるべき總ての金額並に典獄の職權を以て支拂はれる總額或は支拂ひの對手、目的を記入するものとす。同簿並に同簿に記入されたる計算は公開して行刑局長、會計檢査官或は其何れかゞ認可せる何人の檢閱にも供せらるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

**第百十六條　受刑者の資金（funds）並に作業所得金（earnings）の領置**

各監獄の典獄は會計檢査官の指定せる銀行に受刑者の資金並に雜收入として收納せる總ての金額を少くも一週一回典獄の貸方勘定に預入るべし。典獄は受入及び預金額、其時期、人員、目的、預入日を示す報告書を每週會計檢査官並に行刑局長に提出すべし。同報告書は該預金銀行の適當なる職員の證明を受くべし。典獄は又該預金は總ての刑務所收入源泉より收納せる全金額（當該週間に於て前項報告書に記載されたる最終日迄の受刑者作業收得並に其製品の賣却高を除外す）なることを宣誓書を以て證明すべし。該預金を預入する銀行は預金を受納するに先立ち、同金額を必要と認むる旨の州會計檢査官の保證を受くべし。典獄に依り受刑者資金並に雜收入として斯の如く預金される金額に對して、會計檢査官の承認ある場合に限つて典獄は小切手又は手形を發行し得べし。會計檢査官に該小切手又は手形が行刑局長の承認せる見積額に包含せられたる費用の支拂ひ或は次に說述する目的に限つてその發行を承認すべし。各監獄の典獄は每月一日に合衆國受刑者の衣服・給養・押送並に本條に規定されたる受刑者預金及び同月間の利子の支拂に要する見積明細書を作成し州行刑局長に提出すべし、局長は同額を減少することを得且つ局長は該見積を愼重査定し同見積金額は上述の目的に對して實際的に必要なる旨を證明せる後、之を合計檢査官に移牒するものとす（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

刑政第53巻第9号
矯正図書館



The Social Treatment of the adult Offender

Prof. Nathaniel Cantor

# 成年犯人の社會的處遇

ニユウ・ヨーク州バッフアーロー大學教授
ナサニエル・キヤンター

この一文は一九三九年六月ニユウ・ヨーク州バッフアーロー市にて開催せられたる全米社會事業大會（National Conference of Social Work）の總會席上に於て朗讀せられたるものである。

犯人善處の方法として社會的なプログラムを樹立するために、といふのは、犯罪の增加を防止するためには、犯罪生活を生み出す要因を發見し、能ふべくんば、これを除去することかはしいといふことについては、何人も異論を挾むものはないのである。

## （一）

犯罪的な行動の研究は色々の角度から企てられ得るのである。此等の企圖は決して互に相容れないといふ性質のものではなく、實は、同じ現象を異つたレベルから看るにすぎないのであり。例へば、犯罪の行はれる周圍の道具立を生み出す物質的原因（material causes）を考究調査することもできる。これは必然に現代のアメリカの社會的竝びに經濟的の生活の型の解剖をやることになる。又は、我々は犯罪の活動原因（efficient causes）に興味を有つこともできる。この研究からは、「何故に或る特定の個人が犯罪者となるか」「或る特定の人々が犯罪者とならないように豫防され得るだらうか」といふような問題が生じてくるのである。

犯罪行動を生ぜしむる文化的狀勢がたとへ何であらうとも、この狀勢が終にその效驗を現はすのは犯人の性格を通じてであつて、しかも只だこの一途に由るのみである。而して、犯人の





懷ける犯人たるの心意が彼の行動し生活する環境の狀勢を反映するものであることも等しくまた眞實なのである。

犯罪の原因を探求する場合に、犯罪の行はれる道具立てを準備する物質的狀勢の討究と犯罪に導く一個の人間の心理的傾向の討究とを混同してはならないのである。この二つの見方はいづれも正しくして同時に兩者は補足的の關係に在るもので、一方に重きを置いて他を否定するといふのは無益な仕業である。自分は玆處で双方の見地についていさゝか解說を試みたいと思ふのである。

犯罪の物質的原因は何であるか。我々の大都市の犯罪地帶の特色とも看做すべきは、住宅狀態の劣惡、人口の雜業過多、監督の行屆いた娛樂機關の缺如、及び一般生活標準の低いことである。成年犯人の大部分は學校教育は極めて貧劣で、彼等は不熟練工であり、就職記錄は不良で、其上に、家庭生活は不健全なものであり、且つ、犯人の大部分は經濟上不利の立場に在る階級に屬してゐるものである。

アメリカの學者は、一般に、犯罪現象は廣い範圍に及ぶ社會的竝びに經濟的組織の紛亂を反映するものであるといふことに意見が一致してゐるのである。これは前きに擧げた物質的事情といふべきもので、犯罪をかもし出すことになるのである。此等のコンデイションスが實際に作用を起すようになるかならないかはこれに暴露された特定の人のタイプに依つて定まるのである。この事は我々を他の問題、卽ち、「然らば、何が犯罪の活動原因であるか」といふ疑問に導いて行くのである。

すべての人間の行動は個々の人々の差し迫つた內部の要求の徵候とも見るべきものである。我々は何人も何か或る一つの形式で表現されなければ已まない動的な驅り立てるような內部の要求を有つてゐるものである。人に存する二つの最も根本的な心理的要求は、自分の信ずる所では、安全卽ち他に依存せんとする欲望と及び自主自立卽ち自己表現の欲望とである。我々の生きてゐる限り、他と同じからんとする要求と他から異ならんとする要求との間のデイレンマ（矛盾）は常につきまとつてゐるのである。安全、保護及び依存といふことが望まれ求められ、そしてその望みが遂げられるのであるが、しかし、それは直ぐと自己を主張し、他を壓倒しようとする斷えざる要求によつて拒み斥けられて、そして振子は反對の方向へ振り動くのである。

我々普通の人間の大部分は亂暴に自我の要求を通さうとするものもないし、といつて、また、他人の要求に脆くも屈服してしまうものでもない。大部分のものは生きた經驗の中で見附け出された自分の要求と他人の要求との間のバランス（釣合）をどうにか巧く保つていくのである。この兩極端の矛盾衝突のために行動の自由の妨げられるゝといふものは少いのである。

しかし、自分を壓倒してくる現實の恐怖に屈するか又は働くまでも他を壓倒しようとする人々にとつては、果して何ういふ

が起らうか。彼等は社會の罠にひつかゝるか又は自分の自我の罠にひつかゝるのである。彼等は恐怖に喰はれてしまうか又は何等かの形での餓ゆるが如き權勢欲のために自分の身をも他をも亡すことになるのである。

彼等の周圍の社會は彼等に供するに餘りに多くの然らずんば餘りに少い安全、餘りに多くの然らずんば餘りに少い權力を以てしたのである。かゝる人間は自分の環境とも自分自身ともバランスが取れなくなつてゐるのである。然るに、かゝる人達はこの事實を認識して之を甘受することをしないで、そんな筈はないと之を否認して、而して、之に對する自分の態度心持を或は祕し或は矯め、又は、全然別な新しい態度心持を創作して、自分のさうした仕方を許容するに都合の好い行動に出づるのである。

多くの犯罪は感情の矛盾葛藤の外に現はれたものである。自分の實際經驗してゐる眞實の感情を、これを承認することを怖れ且つこれを發表することを敢てし得ないために、經驗してゐることを自ら否認する場合、この發表することの憚られた感情の代りに、腹癒せ的に犯罪行動の取らるゝことが往々にしてあるのである。自分の眞實の感情に對する責任を甘受することは、他から罪ありとせらるゝ大きな危險に己れの身を曝らすことになる。自分が他から甚しく異なつてゐるとの奥底の感じを暴露する時、之に伴ふ耐へがたいギルト（罪）の感に堪へ得るものは甚だ少ないのである。

玆處で面倒な問題が起るのである。卽ち、ハンデイキヤップを負はされてゐる性格の人の追求する特別な目的は何で說明さるゝものか。何故に我々は我々がやつてゐるやうな行動をするのか。我々は何人に限らずすべて多少に拘らず深く根ざした內部の煩悶を有つてゐるものである。裁判を受けたりプリズンへ送られるような重大な犯罪をやるものは、まあ少ないが、我々はいづれも何かしら犯罪に似た多くの所業をやつてゐるのである。

どうしてかういふことになるのか——この問ひに滿足な解答は與へられない。といふのは、理由が十分に知られてゐないからである。しかし、一般的な解答ならできないことはない。人間の行動に差別を生ずるのは、外部の偶然の事情、根本の性格の型の先天的差異、及び、環境に反應する我々の態度方法に依るのである。

この最後の環境への反應といふことが重大な意味を有つてゐるのである。我々は、何故に一個の性格を有つ人間が隨時に環境の中からその爲す所のものを選み而して如何にしてこの選まれたるものが性格に適合するよう變化せしめられるのであるか、これを理解するに努めなければならない。といふのは、恐らく、經驗が一人の人間にとつて場合々々でどういふ意味を有つてゐるかといふことを理解するべく努めなければならないといふことになるのである。

犯罪の物質的原因に活動原因とが一つの動的な全體となつて働き出すのは玆處である。或る種の環境を與へらるれば、人は犯罪を行ふかもしれないのである。人がそれを行ふか行はないかは、其時の其人の態度、作用しつゝある意欲のテンション（緊張）の如何に依るもので、このテンションを解放する形式の如何によつて明かな犯罪を構成し得るのである。

張り切つた意欲の解放を求めて訴ふる所ある個人に近代社會の提供する解放の方法の主なるものは何であらう。語を換へて云ふと「成功（サクセス）」するといふのは我々の社會に於て何を意味してゐるのであらう。人は學校で、スポーツで、藝術で、學問で、又は各種の職業で成功者たり得るのである。しかし、何といつても、第一に、經濟上の地位如何が成功を量るスタンダード（標準）となつてゐるのである。

競爭といふことは、すべての集團生活に於ける如く、我々の文化生活に於ても、其自身ノーマルな狀態である。我々の箇の社會生活の特色といふべきものは「經濟上（エコノミック）」の優勢を占むるために奮鬪努力することである。競進して已まざるは必ずしもそれだけで其人の性格の歪み曲つたことを意味するものではない。自分の爲す所のものに於て他に秀でることを欲するのは人情の常である。客觀的な何人の目にも鮮かな現實は我等を驅つて自己の力と他人の力とを相較し相鬪はしめずには措かないのであつて、これがために人は前へ前へと進んで止まないのである。

しかし、心理的に確かなしつかりした人々の努力奮進と心理的に確固りしない人々のそれとを區別するのが重要事である。其人の活動がノーマルであるか又は强ひられた無理なものであるかを決定するものは競爭の背後に潛むでゐる其人の態度——其人にとつての努力奮鬪の意味である。

競爭だ成功だといふ聲は我々の經濟社會のすべての大きな施設會社を通じて到處高く叫ばれてゐるのである。財政的に安全であり、富に伴ふ聲價のために嘆賞さるゝといふことは、家庭でも、學校でも、ラヂオ、新聞紙竝びにムービーに、斷えずくり返して語られてゐるのである。

個人の身にとつて欲しいものは廣告宣傳によつて人工的に煽り立てらるゝのである。自動車を有ち、衣裳を飾り、女學生のような生々した顏色、まつ白な貝のような齒、柔かい手、ハリーウッド式化粧法、家具調度、其他數々の贅澤品で身の廻りを輝かすことは地位身分を高めることになるのである。此等の「地位を維持する」必要物（status-preserving needs）の多くを手に入れるマネーがなければ、失望は不滿と不幸とを生むのである。大した財産を作り上げるといふ人は澤山あるものではない。かくして、だめだといふ失敗感で徐々に自尊の念を蝕ばまれ行くのが大多數のものゝ運命なのである。

刑政第53巻第9号
矯正図書館



更らに他の角度から、卽ち、我々の社會の形式的な理想と社會に於ける事實上の實踐愼行との矛盾といふことから、情緒上の矛盾撞着が生じて來るのである。兩親も、敎師も、敎會の長老も、いづれも悉く社會に於ける協力相愛の理想を靑年に說き立てるのである。深切であれ、中庸なれ、慈惠なれ、相互に寬容なれ、相互に理解せよ——數々の美德は談論の種とはなつてゐる。しかしながら、一般から見て、我々の社會で、遠慮勝ちで、心から協調的で、誠實で山氣のない、處世上攻擊的でないものは、大した立身出世はできないものである。かういふ人に限つて、立身出世のできないのが自分の處世術の拙であるためなるを覺らないで、自負の意氣は全く壓しつぶされてしまつて、自分を低劣なもの不合格者だと感ずるのである。この心理學で謂ふインフエリオリテー・コムプレキス(劣等感)は蘇つて其人の心中に世に對する憤恨反抗の念を生ぜしむるのである。而して次いで來るものは煩悶である。かくして、情緒の上に於ける壓迫が餘りにはげしくなつてくると、或る種の人々はそれに堪へきれないで、ノーマル(正常)な道を踏んで世に處して行くことができなくなるのである。

失望、恐怖、不適不遇、延いては不安の感情は、多くの人々にとつては、許されがたい承知のできないいやな感情で、そんな筈はないと否認せられ又は無理に抑壓せられて、その腹いせに犯罪の形で相殺的行動が取らるゝのである。

かういふ犯人は幼年時代から其行動の中に亂暴な、攻擊的な反社會的な型の示されてきた人々である。彼等の性格の特色は强烈な意欲を有つてゐることで、それがポジテイーブ(陽性——正面的)の方向を取らないで、ネガテイーブ(陰性——反面的)の方向を取つたものである。自分の一個人としての性格の素質といふか分限といふか、早く云ふと、自分自身を維持し全ふしようとして此等の敗北者によつて取られたかういふ行動の方向は、大部分我々、の自由競爭の經濟社會の一般的な文化の壓力によつて運命づけられたものである。然り而して彼等の心理的要求が活動的な原動力となつて、上述の物質的環境中にこの要求を滿足せしむる要素を選擇し吸收して、これを或る現實の行動に變化せしむるのである。

(二)

成年犯人の社會的處遇の有效なプログラムを立てるには、第一着手として、犯罪の由つて來る病根を發見することか必要である。只だ我々にして障礙の那邊に存するかを理解しさへすれば、我々は豫防又は處遇の效果的なプログラムを立案することを望み得るのである。

茲處に表示された命題は極めて簡單にみえる。しかし、それは手近の事實に照してみて犯罪の原因についての最も合理的な一般解釋と自分には思はれるのである。主張さるゝ所は、我々の廣汎に亙る社會的竝びに經濟的の紛亂葛藤は或る人々の間に心理的な不安動搖を釀成するものである。彼等の多くは、異常な感情の煩悶焦燥に苦しみ、社會的に承認されてゐる調和的な處世法を講ずることができないのである。失望して、ビク〳〵してゐるから、事毎に反抗的であり、彼等は社會的權威に逆行して遂に犯罪生活に陷ることになるのである、といふに在る。

かゝる主張の題目は、犯罪を豫防するには、先づ社會的竝びに經濟的機構を變改すると共に同時に現在活動してゐる成年犯人を犯罪傾向から脫せしむることに努めなければならない、といふ意味を包含してゐるのである。

確實なトリートメント・プログラム(處遇方策)は二つの戰線に對する攻擊を要求してゐるのである。卽ち、根本的な意味での犯罪豫防は必然我々の現在の社會的竝びに經濟的の機構のラデイカル(徹底的)な變革を伴ふものである。賢明な國民なら何人も犯罪を促すような事情を除去し得る見込の十分な秩序のある變改を喜んで支持するにちがひない。それは可いとして、其の間に、我々は幾千ともしれない成年犯人に當らなければならないのである。この問題をどう取扱つたらいゝのか。茲處で我我は狹義の犯罪豫防を取扱ふことになるのである。卽ち、犯罪の直接の活動原因を除去し得るような處遇を犯人に施さうと云ふのである。問題は性格を變じ改めることで物質的環境を造り變へようとすることではないのである(もつともこの二つの方法は補足的なものではあるが)。環境からくる活動上の制限を甘受した上で、さて、犯人の更生を扶くるために、我々は何を爲し得るであらう。

自分は、茲處で、成年犯人の社會的處遇の一方面、卽ち、國家によつて與へらるゝ成年犯人の監督處遇(supervisory treatment)について論ずるに止めたいと思ふのである。卽ち、自分はプロベーション竝びにパロールに屬する監視のテクニック(實務)を指して云ふのである。

(三)

我々は今迄に既にアキ〳〵する程プロベーションとパロールとについて書きもし說きもしてきたのである。しかも、自分は成年犯人の處遇に於ける此の二つの重要なる領域はなほ未だ十分に踏査されてはゐなかつたと思つてゐるのである。で、自分は茲處で自分がパロールとプロベーションの意義ある監視なりと信ずる所のものを明かにしたいと思ふのである。以下述ぶる所はプロベーション及びパロールの双方のスーパーヴヰジョン(監視)を通じてあてはまるものである。

最初に、非難したいのは、自分の取扱つてゐるプロベーショナー(プロベーションに付せられた犯人)及びパロリー(パロール(假釋放)された受刑者)との交涉に於て意義ある經驗を味はふとするプロベーション・オフイサー又はパロール・オフイサー(兩者いづれもスーパーヴイザー(監視官吏)である)の比較的少ないことである。オフイサーの取扱ふものは何であるか。彼

刑政第53巻第9号
矯正図書館



はあらゆる種類の矛盾と煩悶とを有つてゐる生きた人間を眼の前にしてゐるのである。自分自身ではさうだと確信してゐるのであるが、犯人も犯人ならざるものも、我々の悉くは自分の根本の心情裏の煩悶を他人に打明けて色々と談じ合ふことのできるものは、よしあつたとしても、極めて稀れであると思ふのである。我々は自分の安危に關はるような事を餘りにも多く有つてゐるのである。我々が談じ合ふとする人も同じことである。自分をさらけ出して自分自身であることを許してくれるような關係をオフイサーとの間に結ぶことの、犯人にとりてはいかに困難であるかは想像するに餘りあるのである。

更らにまた、自分は、成年犯人の大多數でなくとも、かなり多くのものゝ有つ苦惱は感情の領域に存するものと思つてゐる。最近の調査はこの假定の誤らざることを證據立てたのである。心理的に健康である人は簡單に重大な犯罪を行ふものではない。プロベーション又はパロール・オフイサーの主たる任務は、時々法に觸れるような不正な行動にたづさはることを避けさせる力のある感情の平衡を自分一個の努力で發見するよう犯人に助力を與へることに存するものと、自分は信ずるのである。

重ねて言ふが、オフイサーの任務は、犯人なり受刑者なりに力を添へて心の底に潜んでゐる感情上の苦悶を彼をして進んで表白させて、かくして此の深く根ざした不可思議の迫力から破裂しそうな緊張を取り除いてやることである。自分の手がけてゐる被監視者が自分自身の苦しい事情を理解するように力が添へられなければならないのである。プロベーショナーなりパロリーなりの道德上の決斷は、オフイサーのやつたものでなく、彼自身の力で爲したものでなければならないのである。

經驗のあるオフイサーならば、彼等の手がける犯人に代つて決斷を爲す責任を取ることの愚を覺つてゐるのである。これは自分の責任を他に嫁したもので、正しく彼等の欲する所のものなのである。彼は長い年月それを行つてきたのであつて、これは斷じて二度とあつてはならないのである。よしたとへそれができたとしても、オフイサーは犯人の苦悶を本人に代つて解釋してやつてはならないのである。オフイサーの是非爲なければならないことは、犯人に赤裸々の自分になるチヤンスを與へることである——非難に對する恐怖を棄てゝ自己を告白し、自己の缺點を直視し、嘗つてはわが事として受け入れることを否認せんと努めたものを喜んで受け入れるチヤンスを與ふるのである。一と度犯人が自分の否認したものを思ひ切つて直視する勇氣を奮ひ起したならば、オフイサーは初めて誤つた生活の調製に於て彼に力を添へることができるのである。

之を要するに、オフイサーの任務は、犯人の現在今の經驗が彼れによつてどう取られてゐるかを理解してこれを受け入れることである。上手な醫師は患者の態度を受け入れて、患者の自分自身を理解することに力を添へてやる。一人の人間をして感情の安定を得せしむるのがプロベーションやパロールのワーク(事務)としての目的とする所なのである。

プロベーショシもパロールもいづれもそのワークは主題となるものと且つ主題に入る豫備手段とから組み立てられるのである。主題となるものは、大ざつぱに言へば、實際のインタービユウ(面晤)である。もつと嚴密に言ふと、いかにして明かに調節を失つてゐる人間に近づいて行くかの方法の解剖である。どんな手段技術がインタービユウに於て用ひらるゝかが此の二つのワークの手始めの實務訓練の主題である。而して、いかに此等のテクニック(技術)か驅使せらるゝかゞ箇のワークへの入門階梯をなすものである。茲處に言ふ所にして誤らざるものなれば、すべてのオフイサーか主題の研究から益を受くることは勿論のことで、入門階梯となるテクニクが、オフイサーの熟練と感性の如何と竝びに個々の犯人によつて表示せらるゝ特別の矛盾煩悶とに依つて、一々のケースに於て獨別のものであらうことも等しく亦明瞭なることである。プロベーション又はパロールの特權はそれだけで一人の人間を救濟するものではない。重要なものはオフイサーとクリエント(オフイサーの取扱つてゐる犯人)との間に生起する關係交渉に存するのである。

明確にされてゐなければならないことであるが、プロベーション及びパロールなる二つの職制は國家によつて制定されたものである。かるが故に法律上の制限及び國家權力の要素は自然プロベーショナー(プロベーションに付せられた者)及びパロリー(假釋放を受けた者)の遭遇に入り込んで來るのである。其處には、プロベーショナーやパロリーの喜ぶと喜ばざるとに拘らず、强制されなければならない規則か存して居るのである。プロベーション・オフイサーもパロイル・オフイサーも自分達の行動動務の拘束さるゝ制限を承認して甘受しなければならない。彼の機能は權力のタイプとその機能によつて限定せらるゝのである。

權力と制限の要素か存在してゐる以上、それ等のものは承認せられ而して後利用せられなければならないものである。技術工作の問題としては、此等の要素は、それは明かに制限的の要素であるが、極めて有利に利用され得るのである。我々か不快に思ふのは權力や制限ではなく、それ等が行使されたり實施されたりするその方法である。我々の何人も悉く日々幾多の制限を受けながら生活してゐるが、若しその必須缺くべからざることが理解されるれば、我々はそれ等の制限を甘んじて受けるのである。

プロベーショナー又はパロリーが特に不快に思ふのは勝手に定めたプロベーションやパロールの條件である。プロベーション及びパロールを掌るデパートメント(局)によつて定められた

刑政第53巻第9号
矯正図書館



る生活の課程には往々にして犯人の堪へ得る以上のものがある。彼等は、彼等の如き人間であるので、只だ彼等に要求せらるゝ價値通りに生活していくことができないのである。トリートメント（處遇）のプログラムはそのプラン（考案）から利する所のあるためには犯人の能力と適合のある釣合のとれたものでなければならない。

若しクリエント（處遇せらるゝ者）にしてかゝるプログラムに於ける「關係療法」（relationship therapy）から利益を得る能力なく又は利益を得ることを欲しないならば、どういふことになるだらうか。この場合には、オフイサーはプロベーション又はパロールのルール（規則）の威嚇的效力を頼んで條件違背のカドを以てクリエントをプリズンへ引戻さなければならない。武器や、權力や、威嚇や、かういふものは大して久しい效力のあるものでなく、たゞ一時的のものではあるが、一層滿足な方法を發見することのできないような場合の急場の必要に應ずるには足りるのである。

プロベーション・オフイサーなりパロール・オフイサーなりが悉くソーシアル・ワーク（社會事業）の分科たる精神病に關する社會事業（psychiatric social work）の技術にたづさはる必要はない。元來、プロベーションやパロールに付せられてゐる犯人中愼重に選擇せられた興味のあるケースを研究することのできる十分の資格を備へたオフイサーは澤山はないものである。しかし、理想的に言へば、犯人の處遇を取扱ふすべてのオフイサーは精神衞生學（mental hygiene）上の見地を正當に鑑識してゐなければならないのである。

人間相互の關係の問題を處理する任務を有つてゐるものは何人もメンタル・ハイジーン（精神衞生學）の領域に於て重要なる任務を有つてゐるものである。熟練した精神病學者はもとよりエキスパート（專門家）であるが、素人たる我々の總ても、また日常生活に於ける相互の關係上、自分だけの熟練と理解との程度に從つてメンタル・ハイジーンの原則を適用し得るのである。我々の社會生活に於ける精神の健全を維持し增進せんとするメンタル・ハイジーンを利用し尊重する態度は決して單に他人に對する好意の有無の問題ではなく、人間相互の滿足な關係を維持すべき才能の有無を明かにする特殊の事實についての智識に關する問題で、科學的な態度なのである。更らにまた、それは、部分的には、自己修養に屬する事で、自己の短處を知り自己の煩悶の那邊より來るかを察する、つまり、賢者も難しとする自ら知る能力の養成に關する問題なのである。多少なりともメンタル・ハイジーンのいかなるものかを知つてゐる人ならば自分獨りよがりであつたり又は自分が人に立ち勝さつてゐると感じたりする筈はないのである。また一方では、メンタル・ハイジーンにたづさはる人は動もすれば自分自身の感情の紛糾煩悶から免かれるために他人を利用しようとする誘惑を感ずるのである。で、若し處理しなければならないものが自分の場合でなく他人の場合に屬する時には、彼は自己の感情上の必要を滿足せしむるために他人を利用しないように努めるのであつて、多少成功はする。熟練したオフイサーはできるだけ自分の受持の犯人の生活から離れてゐるようにする。彼は犯人の身にまつはる面倒な問題を處理する入門的な豫備手段はクリエント（受持の犯人）の能力、態度及び本人の興味を有つ價値を通じて講ぜらるべきであつて、ワーカー（オフイサー）自身のそれ等を通じて爲すべきでないことを理解してゐるのである。

プロベーションなりパロールなり、ソーシアル・ワークの一分科たる犯人個人相手のケース・ワーク（ケースとして犯人の調査指導）がプロベーションナー及びパロリーの有つてゐるプロブレムス（面倒な諸問題）への唯一の入門的工作であることは特に明かにしてをかなければならない。

自分が特にオフイサーとそのクリエントとの間の親近工作を強調する所以は、從來犯人のトリートメント（處遇）に關してこの事の論議せらるゝことの少なかつたためである。





（四）

「成年犯人のソーシアル・トリートメント（社會的處遇）のプログラムに於て期待さるゝものは何であるか」の問ひに對する我々の答へは二た通りある。即ち、社會的分裂混亂を除去せよ而して犯罪者を助けて性格の缺點を整正するに努めしめよ、是れである。來る年も〳〵世代を通じて犯罪者と闘ひつゞけるよりも、むしろいつその事社會の組織制度を改變することの更らに早手廻はしにして更らに有效なるに如かないかもしれないのである。

しかし、プロベーション竝びにパロールオフイサーの第一義的任務は、社會改造のそれではなく、犯罪者のトリートメントである。とはいふものの、犯罪行爲を助長せしむる社會生活に於ける文化上の分裂軋轢を減殺すべき見込のある社會的活動に參加することを拒まなければならない、といふ論理は出てこないのである。

性格と文化との間に相互依存の關係の存するを知るの必要なるは固より論を俟たないのであるが、若しこの兩者の關係についての智識が社會と個人との双方を改造するために應用せらるるにあらざれば、それは創造性のない無益なものである。犯罪

刑政第53巻第9号
矯正図書館



行爲は特殊なカルチュア(文化)の中に生活する個人の反應である。犯罪を減少するためには、先づ積極的に進んで自己を表現するの機會が個人に與へられなければならない。といふことは、家庭生活及び社會生活の在來の型式が一變せしめられなければならないといふことなのである。而して、また更らに、この事は自然在來のものとは異つた成功の標準、「好い生活」(goodlife)と呼ばるゝ所のものの今迄とは異つた概念の發達を促すことになり、延いては、必然的に、經濟組織並びに政治組織に關する今迄とは異つたフイロソフヒー(理論)の發生にまで導いていくのである。各人が十分な營養を與へられ、滿足な住居に事缺かぬためには、家族は經濟的に安定を得なければならない。而して、是に至つて初めて彼等は心理的に定定を得るのである。學校は兒童に自己發展の機會を與ふるために自由な教育を施さなければならない。スクールは既に國民の大部分に容れられなくなつた古い社會的價値(道德——習慣)を强いて永く保存せしめるための機關として用ひられてはならないのである。政府は單に國民の大多數のために役に立たなくなつてゐる産業組織を維持する問題に頭を惱ましてゐるばかりでなく、如何にして國民をして文化的に品位のある生活を營ましめ得るかの根本問題に心を勞さなければならない。

社會に於ける矛盾撞着、個人の生活に於ける矛盾撞着——矛盾撞着は常に到處に生起するであらう。それが人生である。あらゆる社會には犯罪と犯人の種は盡くることはあるまい。それは致方なしとして、我々の關心事は現在の社會に於ける犯罪の發生をできるだけ少なくすることである。パロールとプロベーションの制度の整備せられなければならないのは實に是れがためである。この二つのスーパーヴアイゾリー・トリートメント(監督處遇)の技術並びにこれに從事する職員の改良は一日も忽にしてはならないのである。しかし物の進歩發達には限度があるもので、この事は始めから承認しておかなければならない。不可能なるを爲さうと試みるものは、たとへベストを盡くすに成功してさへも、なほ失望することを免かれまい。

Journal of Criminal Law and Criminology, June, 1941.



# 江戸時代の行刑

(四)

## 平沼文男

一、總　論
二、德川時代の捕具
三、德川時代の刑具
四、德川時代の拷具
五、結　論

### 切腹

御定書百ヶ條には切腹に就ての規定はない樣である。勿論切腹は士道を立つる刑であるから一般庶民に對しては行はれなかつた。そして此の刑の執行は獄舍或は本人を預つて居る大名屋敷の邸內に於て檢視役が立會の上に行はれた。彼の有名な淺野內匠頭長矩は殿中松の廊下で吉良上野介を斬り付けた爲め田村左京大夫の邸に預けられ、同邸內に於て切腹したことは人のよく知るところである。大名屋敷に於て切腹する場合、大抵は庭の中を仕切つて切腹の場所を定める。先づ練塀際より七尺五寸程隔てた所に、一丈四尺程の間砂を敷いて其の上に緣のない疊を二枚敷き、本人を其上に座はらせる。すると正介錯人が先づ自分の姓名を名乘つて本人に向つて一禮し、刀を拔いて本人の背後に控へる。すると副介錯人は本人を助けて着衣を脫がせる、其の用意が出來ると兼ねて相圖の咳拂らひをする。此の咳拂らひに應じて牢屋同心が紙に包んで其の上を二箇所結んである長さ九寸五分の木刀を載せた三寶を持つて來る、そして之を本人の席より三尺許り離れた前方に置く、すると副介錯人が同心に命じて三寶を戴く樣に差圖し本人が手を延ばして之れを取らうとした時、正介錯人が背後より首を刎ねるのである。大名屋敷で切腹を執行する當夜は十六ヶ所に高張提灯を立てゝ煌々と火を點ずると言ふことである。

德隣嚴秘錄には切腹の模樣に就て次の樣に書かれてある。それは牢屋敷內に於て執行する場合である。其の手續は當日本人を揚り座敷より呼出し、評定所御座敷に於て大目付、町奉行、御目付立會の上、切腹の儀申渡す。そして駕籠に乘せて之を町方同心双方四人牢屋同心二人が附添つて牢屋敷へ連れ戻り表門よ

り駕籠の儘大牢庭へ連行する。其處へは町方與力双方二人引續いて出張し、出牢證文を石出帶刀へ渡す。此時は檢視の御徒目付二人も評定所より出張し一同にて檢視場に着席する。すると與力より御徒目付に對し切腹人を出したる旨の報告をする。すると御徒目付より更に御目付へ其旨を報告し、御目付より與力へ指圖があつて牢屋見廻に申付けて本人を駕籠の儘入口より入れるのである。すると鍵役が出牢證文と本人とを引合はせて人違ひの有無を確め駕籠より出ることを命ずる。其の差圖があると副介錯人の町方同心双方二人が左右に附添つて本人の袂を押へ右を掛りの者が持ち左を非番の者が持つて疊の上に連れて來る。そして檢視役の方に向つて座らせる。すると本介錯人が本人に對して自分の姓名を名乘り本人の後に廻はり左の方に位し、後向きになつて佩刀を拔き控へるのである。すると副介錯人が二人にて本人の肩衣を脫がせ後の方に控へる、そして相圖の咳を發すると牢屋同心一人が三寶に紙で包んで紙撚で二ヶ所結んだ長さ九寸五分の木刀を持ち來り本人が十分に手を延ばせば取れる位の約三尺位前に之を置く。そして樣子を見て副介錯人が本人に對して三寶を戴く樣に申渡し本人が之れに手を掛け樣とする處を介錯人が介錯するのである。これが終ると添介錯人は首をあげて右の手でたぶさを取り、左の手を下へ添へて右膝をつき之を檢視役の方へ首の横面を向ける。すると檢視何守見屆けたる旨を御徒目付より申立つる。そして首を死骸に添へて置き直ちに下男が薄綠二枚持ち出して死骸にかけ四人にて疊の儘南の方塀際へ寄せる、これが終ると檢視御目付役が退出し評定所へ罷越し御目付町方與力も同樣評定所へ罷越し御用濟の旨を各々其筋へ相達するのである。

檢視の際御目付は廉上下に着換ゆるので町方與力も其服裝に就て町奉行に伺つた處、御目付の外は檢視でないから着換へろに及ばぬと言ふ差圖があつたので平服にて立會つたと言ふことである。正介錯人、副介錯人、三寶持ち共服裝は共に刀帶袴計着け股立ちを取る。

然し一說によると廉上下を着けるのは切腹の定式であるとも言はれて居る。

切腹の證文は

年月日

一、何某　何歲

此者儀何守殿へ爲手負候に付揚座數へ入右何某儀何月何日於殿中何守へ手疵爲負候亂心と雖何守右手疵に而依相果候切腹被仰付旨松平周防守殿依賴御差圖評定所に於て大目付何守町奉行何守御目付何守立合申渡候間檢視へ可相渡者也

何月何日

と言ふ形式になつて居つた。

尙切腹の死骸に就ては豫ねて設けてある棺桶に入れ親戚家族の者へ引渡すことになつて居つた。





黥刑に就て其由來を調べて見ると日本紀に次の如く說明されて居る。

日本紀云去來穗別天皇履仲元年四月丁酉召阿曇連濱子詔之曰汝與仲皇子共謀逆將傾國家之罪當于死然垂大恩而免死科墨卽日黥之因此時人日阿曇目亦免從濱子野島海人等之等之罪役於倭將代屯倉

同紀云大泊瀨幼武天皇雄略十一年十月鳥官之禽爲蒐田人狗所噛死天皇瞋黥面而爲鳥養部於是信濃國直丁與武藏國直丁侍宿相謂曰嗟乎我國積鳥之高同於小墓日暮而食尙有其餘今天皇由一鳥之故而黥人面太無道理惡行之主也天皇聞而使聚積之直丁等不能忽備仍詔爲鳥餘部

とこれによれば黥は既に履仲天皇雄略天皇の御代より行はれたものと推定することが出來る。

黥刑を執行するには大體次の樣な手續によつた。入墨の申渡を受けたものは牢屋同心が一名附添つて下男が腰繩をとり牢屋見廻の詰所の前の砂利の上へ筵を敷いて其の上に座らせる。其の上の椽側には薄緣を敷いて當番の鍵役が控へて居り、出牢證文と科人とを對照して人違ひの有無を確め非人手傳が左の肌を脫がせ、下腫部に筋を畫き針を以て彫るのである。彫つた跡へ非人が指に墨をつけて摺り込む、そしてこれが終ると用意した手桶の中へ腕を入れてよく墨を洗ひ拭ふ。尙針の行き屆かないところへは針の先へ墨をつけて更に彫り入れる、これが終つてすつかり入墨が濟むと石出帶刀がこれを檢査する。そして罪へ墨を濃く筋を引いて紙で結んで三日の間溜に預ける、そして三日間經てば呼出して更に見分する。

溜は江戸に二ヶ所あつた。一は品川南宿にあり、一は淺草の千束村にあつた。双方共南北奉行の支配下に所屬して居り、淺草の溜は非人頭車善七が掌り、品川の溜は非人頭松右衞門と言ふ者が預つて居つた。これには主として小傳馬町の牢屋に在獄して居る者の中重病に罹つた者が溜に移されたもので、この兩所の溜の諸費用は全部小傳馬町の囚獄所より出すことになつて居り、其の監督は牢屋見廻の與力が擔任して居つた。そして直接の戒護は非人頭手下の者が當つて居つた。尙溜には在獄者のみでなく、市中行倒れの無宿者等に對しても町奉行の便宜によつて此處へ移して治療したこともあつた樣である。溜には女溜と男溜とがあつた。

次に諸國の入墨の圖を示す（圖略）

江戸

江戸に於ける入墨の初めは享保五年二月十七日に仰出され、同年五月十一日中山出雲守掛にて長崎町の平兵衞と言ふ者が江戸橋橋杭卷銭物を外した科によつて入墨の上追放せられたより初まる。

尚女に對する入墨は、寛政元年十一月五日松平和泉守の差圖によつて火付盜賊改長谷川平藏が小日向西古川町吉兵衞店八五郎母つたと言ふ者が湯屋で衣類前垂を盜取した科によつて入墨の上入牢を命じられたのが初めであつた。

尚增入墨と言ふのがあつて安政六年十一月晦日松平右京太夫の仰せによつて同七年六月二十一日牧野大隅守掛りにて小金井無宿權次郎に對して初めて增入墨を行つた。

次に人足寄場の制は寛政五年十一月五日池田筑後守牢御番所より牢屋敷へ圖を下渡し寄場内に於て入墨相當の科ある者に對して入墨申付けた。

其後赤井越前守勘役中よりは兩腕に入れる樣になつた。

その他國に依り所に依つて各種各樣の同刑が施行された。

このやうに各種の入墨を土地別に彫り込んだのであるから、一見すれば何國に於て入墨せられたか判明すると言ふ譯である。

## 結　語

江戸時代の行刑に就て其の大要を秩序もなく綴つて來たが、此の邊て一先づ筆を擱く。

御定書百ヶ條は德川吉宗將軍が寛保二年四月社寺奉行水野越中守、町奉行石塚土佐守、勘定奉行水野對馬守の三奉行と共に制定した規定であつて、不完全ながら免も角も一定して居たものであつた。

古書を繙いて見ると我國に於ける行刑は古來より仁政を基として行はれ、相當用意の行屆いて居つたことゞ見逃すことは出來ない。勿論復讐或は威嚇主義の下に行はれた制度であつただけに何分苛烈慘酷なる殘刑が伴はぬではなかつた。然し之は當時の文化の程度からすれば寧ろ致し方のない避け難いものであつて、一概に非難すべきものでも何でもない。寧ろ我々が學ぶべきは刑罰の執行に當つては徹底して嚴正と仁愛と公明の精神を中心として行はれたと言ふことである。

凡そ刑の執行に當つては特に嚴正でなければならぬことは時の古今を通じて變らぬ鐵則でなければならぬ。嚴正なるが爲めには當然規律が之に伴はねばならぬ、規律があれば必らず苦痛が伴ふ、かゝる苦痛の伴はぬ刑罰は蓋し空骸的の虛刑である。森嚴なる規律の下に行はれてこそ始めて教育的にしろ、害惡的にしろ、刑罰の眞の效果を擧げることが出來るのである。

嚴正の前には畏怖を生じ、屈服も亦必らず之れに伴ふものである。然るが故に嚴正の反面には常に仁愛即ち、公平に人道的に爲政されることが必要である。德川時代に於ける行刑も亦、實に此の機微を失しては居ない。然るが故にこそ御定書百ヶ條の如き簡潔なる法制の下によく三百年の治安を維持し、傳統と榮光の爲政を全ふすることが出來たと言ふことが出來よう。

德川時代の行刑と較ぶれば今日のそれは全く長足の進歩をなし比較すること自體既に時代錯誤の誇を免かれぬかも知れぬが、行刑の妙諦は徇く迄誠の一字に歸一し、嚴正と仁愛と公明の大精神に立脚さす所以の纖則には昔も、今も毫の變りもないと信ずるのである。然るが故にこそ言ふ、公慈明剛の精神こそは國家行刑の永久變らざる大原則でなければならぬと。公なれば偏せず、慈なれば酷ならず、明なればよく照らし、剛なれば能く斷づである。吾人は常に此の精神を體し、之を正義とし、何物にも屈せず毅然たる態度を以て行刑の事に當らねばならぬであらう。

行刑に兎角の理論は多い。然し行刑官自身にして、しかく泰然とし、しかく毅然として身を持し、行刑に盡粹するもの何人かあるであらうか。玆に江戸時代の行刑を尋ねて蓋し思ひ半ばに過ぐるものがある。敢えて志を述ぶ。措辭幾許の稗益するところあれば幸甚である。

一五・五・一〇　巢鴨無爲庵にて誌るす






紀元二千六百年 **記念懸賞論文募集**

**論　題**　「長期戰下ニ於ケル司法保護事業ノ使命ヲ論ズ」

**原稿ノ制限**　從來未發表ノモノニシテ原稿用紙四百字詰百枚以內（但シ若十ノ增加ハ之ヲ認ム）

**締切月日**　昭和十五年十月三十一日

**審査員**　檢事總長　岩村通世
司法次官　三宅正太郎
東京帝國大學教授 法學博士 小野清一郎
司法大臣官房保護課長 法學博士 森山武市郎
財團法人司法保護協會理事長　神谷敏行

**當選**　一等　賞狀及金參百圓（一名）
二等　賞狀及金貳百圓（一名）
三等　賞狀及金百圓（一名）
尚選外ノ優秀論文ニ對シテハ謝ヲ呈ス

**發表**　昭和十五年十二月十五日東京、大阪發行日刊有力新聞紙上
入選並選外優秀論文ハ其ノ著作權ヲ本協會ニテ取得シ本會發行ノ刊行物ニ揭載シ又ハパンフレットニテ印行スルモノトス

**宛名**　東京市麴町區霞ヶ關一ノ一 司法省保護課內
司法保護協會懸賞論文係

刑政第53巻第9号
矯正図書館



# 海外時報

## 一九三八年度英國內務省行刑局報告

——Prison Commissioners' Report, 1938——

最近公にせられた一九三八年度のリポート(報告)は興味のあるものであるが、別に驚く程のこともない。二三の喜ばしい記事もあるが、全體としては統計は前年に比して不滿足な狀況を示してゐるのである。

ローカル・プリズン(小)で刑を受けたものゝパーセンテージは微小の增加を示したが、コンビクト・プリズン(大)に於けるパーセンテージは毫も變化はない。體罰(corporal punishment)を受けたものは全部で五件である。一九三七年には二件、一九三六年には五件であつた。一九三八年中懲罰を受けたボースタル收容者の數はローカル及びコンビクト・プリズンの受刑者に比して非常に多いのである。一九三八年中ボースタル施設に收容された三千六百四十八人の中九百五十四人は規則違反で懲罰を受けたのである。ボースタル施設に於ては百八十六件の逃走未遂があり、百八十八件の屛禁(close confinement)があつた。ボースタルへ送られた男女少年(lads and girls)の數は前年に比して增加を示してゐる。累犯の數は依然として甚だ多い。一九三四、一九三五及び一九三六年にボースタルから釋放されたボーイズの約三七パーセントは一九三八年の十二月末に再び有罪の宣告を受けたのである。ガールズの數は殆んど同じである。此等の數字を一九三四年から一九三六年迄に初めて禁錮の刑を受けた後再びプリズンへ歸つて來なかつた二十一歲以下のプリズンに於ける受刑者のパーセンテージを示す數字の傍へ並べてみると興味がある。この受刑者のパーセンテージは八〇パーセントとなつてゐる。この數字は固よりボースタルの再犯者のパーセンテージとは比べものにはならないが、しかし、この累犯の調査から、プリズンが多くの人の想像してゐたよりも成績の良いことが分明かつたのである。

× × ×

次に、プリズンの中の生活と勞働についての報告中から二三の興味のある記事を抜き出してみる。作業は繼續して改良されてをり、諸官省へ供給さるゝ製品の價格も大きな增加を見たのである。

プリズンは非常に費用のかさむ所で、受刑者の勞働の價格が控除された場合でさへも、收容者一人當りの國家の負擔は一週二磅十志である。

リポートの到る處に最近實施された賃金制の有益なる結果が述べられてゐる。行刑局のメデイカル・コムミッショナー——(Medical Commissioner——衞生官)(プリズン・コムミッション(行刑局)なるボードを組織する三人のコムミッショナーの一人)は賃金制の入院治療に對する受刑者の態度に及ぼした結果について語つてゐる。現在では、就業をつゞけるために受刑者の健康の害されもしようかとの處から實際に局から入院の命令が發せられなければならないほどに、受刑者達は賃金の收得を斷念することを恐れてゐるのである。三ペンスを獲るために郵便行嚢(メール・バッグ)の五百二十五呎を手で縫はなければならないといふ記事を讀む時に、この制度のいかに容易に受刑者に喜ばれたかといふことが想見さるゝのである。ホルウェー・プリズンに於ては、作業の生產高が著しく增加し、品質の低下もなく、プリズンの全體の雰圍氣が一變したと報ぜられてゐる。ウインチエスター・プリズンも、プリズン全體の調子と作業の生產高に於ける一般の進步を報じてゐる。で、最初に行刑局で賃金制を採用することを非常に遲疑してゐたのが今では遺憾に思はれてゐるのである。一九三八年に於てこの制度は更らに他の三ヶ處のプリズンへ擴張されただけであるが、その際一九三九年には更らにまた十一ヶ處のプリズンにも適用さるゝ公約があつたのである。

宗教については、上席敎誨師(Senior Chaplain)はプリズンに於ける宗教上の事業の發展について熱心に報じてゐる。篤志の勤行、聖書講義、各週の聖餐式——すべて此等は宗教の復活に與つて力のあるものである。他の敎誨師達も同じ題目について樂天的な報告をしてゐる。行刑局の報告と共に受刑者自身の側からの報告があればいゝと讀者の望むでゐるものは、恐らく、他の事項にまして宗教に關するものであらうと思はれる。いかに受刑者が自分達のためになさるゝ種々の努力に反應するかを知るのは興味の深いことである。

次に幾個かの男子刑務所に於ける看護婦(nursing sisters)の配置の增加せられたといふこと、且つ、行刑局(コムミッション)で遂に「熟練した看護婦は手に負へない男囚を制御することができるばかりでなく、看護の能率もまた進步した」ことを認めたといふ報告は喜ばしいニュースである。二十年前にも、コムミッションは女子看護手(woman nurse)を男子刑務所に斷然不相應なるものとしてその要求を拒みつゝあつたのであるが、とう〳〵その要求を容れるに至つたのであつた。

戰爭のために焦眉の必要に迫まられてゐる建築工事の實現が阻止されてゐることは悲しむべきことである。多くのプリズン・ガヴアーナー(所長)及びメデイカル・オフイサー(保健技師)によつて切に建言せられてゐる精神病治療の特別施設の建設についての期望の全く絶えたことは、特に遺憾とせらるゝ所である。行刑局の衞生官(Medical Commissioner)も亦かゝる施設の必要を切論してゐるのである。

Howard Journal, Spring Number, 1940

刑政第53巻第9号
矯正図書館



# 第二十三回協議會狀況

小田原
川越 兩少年刑務所

一、開催日時
昭和十五年八月七日午前十時より午後四時迄
一、開催場所
川越少年刑務所々長室
一、協議員
川越少年刑務所側
寺光所長以下幹部一同
小田原少年刑務所側
根田所長、木下看守長
一、議題及議決事項
少年受刑者をして其の更生に自發的自律的ならしむべき方法に就て
ここに取扱ふ問題は少年行刑の出發點でなければならぬものであると共にまた理想の彼岸でもある、至難なる問題である、少年受刑者をして其の更生に自發的。自律的ならしむるが爲には先ず自律的。自發的ならしむべき雰圍氣を創り出すことを要し（敎化より感化へ）其の爲には特別なる技術と組織とが要求せられる。
更生に自發的。自律的ならしむるが爲の一般的指導的理念は
(1) 自覺せしむること　ここでは主として罪の自覺。
(2) 奮發心を興起せしむること　此の爲には、イ、「希望」を有たしむることに留意し、少年法第十四條の精神を活かし、兵役の義務を活かすと共に、ロ、自力更生の「自信」を授けることに留意し、肉體の鍛練により先ず身體に關する明朗なる自信を得せしめ、ハ、進んで「責任觀」を養ふことに留意し、自治的。團體的規律訓練を徹底せしむること。
(3) 努力精進の念を培ふこと　行刑累進處遇令第一條に謂ふ所の「發奮努力」。
更生に自發的。自律的ならしむるが爲には、(一)少年受刑者に自己反省の機會を與へると共に、(二)其の自發意思の表現を漸次に自由ならしむることを要すべし、此の爲には、現に種々の方法が存し、また種々の方法を考へ得べきも
(1) 鏡の設置、
(2) 自由時間。自由運動時間、
(3) 默坐反省時間、
(4) 宿題制度の活用、
(5) 一日一善的日記、
(6) 誕生日敎誨、
(7) 淸掃奉仕、
(8) 規律自治、
(9) 累進處遇の此の方向への徹底（卽ち、累進制度をしていやしくも行刑上の重宣手段たらしむることなく、直接的に改過遷善に結合せしむること）、
(10) 最も有効なる技術としての「夜間獨居制」
(11) 更に、少年受刑者に對してはむしろ他動的なる諸「訓練」の徹底を通じてそこに自律的。自發的なる精神を錬成すべしと叫ぶことを得ざるか（感化よりも敎化）
一、次回の議題
少年受刑者　對する敎誨の重點に就て





# 刑務所便り

## 支那事變三周年記念行事

○小菅　當所に於ては意義深き三周年記念行事として、かねてから一般收容者に對し標語、慰問袋獻納金、慰問狀を募集してゐたが成績次の通り。
標語　一等　奉仕の汗に輝く興亞。二等　前線思へば不平なし。三等　築けよ興亞守れよ銃後、堅き銃後に搖がぬ東亞。
慰問袋一人一口四十錢、應募人員七四〇人、計金二九六圓、これに職員會より金五圓を補つて三〇一圓、一個二圓十五錢のもの一四〇個を求めた。その翌日陸軍に九〇個、海軍に五〇個夫々獻納の手續を了つた。この外毎月の興亞奉公日に職員が日の丸辨當を食べて據出した金額も亦慰問袋代として獻納した。
慰問狀　應募一一四通。その中には前線の兵士の心を動かす立派なものがあつたことは、過去に於て當人を勵ましてきた兵士からの返事に依つても伺はれる。
○岩國　當日記念式終つて運動場に於て受刑者全員の模擬戰に移る。時恰も炎熱下壯烈なる攻防戰を展開し、引續く勇壯なる分列式等に遠く戰線を偲ぶことを得る。更に職員代表者は氏神白崎八幡神社に參拜すると共に職員中出征者の家庭を訪問し懇に慰問の誠意を表した。かくて嚴肅に意義深き一日を送つたのである。續いて九日には更に記念行事の一として岩國海軍航空隊の厚意に依り「我等の海軍」「海の護り」等軍事映畫を觀覽し期待に背かず多大の感銘を與へこゝに記念行事は了つた。
因に支那事變三周年の記念し受刑者より募集したる當選標語は左記の通りである。

聖戰の感激あらた三周年
不自由も笑つて忍べ國の爲
世界にとゞろけ正義の步調
持久戰民は一億心は一つ
思ひ出新たに濺る緊張

刑政第53巻第9号
矯正図書館



# 實務質疑應答

本月から質疑應答欄を設けて實務家諸君の事務遂行に資することにする。解答の擔當を行刑局の處官各位に御願した。有權解釋といふことは出來ぬが法規討究上稗益するところ少からずと祕かに自負する。讀者諸君の奮つて質疑を寄せられんことを乞ふ。但し紙數の都合上採否は編輯者にお任せを願ふ。

**○減刑の結果其の刑期が一年未滿となつた場合の處理方法**

（答）質問には單に「減刑の結果刑期一年未滿となつた場合」とあるが、此の場合には減刑の時を標準として左の三つ場合が考へられるので之を分けて說明する。

A「刑期一年以上の刑の言渡を受けた者が、其の刑の執行前に減刑の結果、刑期一年未滿となり入所した場合」

この場合には勿論處遇令の適用は除外さるべきであらう。

蓋し同令第二條に云ふ刑期とは判決に於て言渡された刑期ではなく、現實に執行すべき刑期の意に解すべきことは、累進處遇令の趣旨より當然であり、又通牒（昭和八年十一月行甲第一六九七號第一號前段）にも明文のあるところである。而して本例の場合には判決の刑期其のものも減刑の結果入所前に既に一年未滿に變更せられてゐるのであるから、假令同通牒同號後段に所謂第二級に進級の可能性ある十一月以上の刑期の場合と雖も、同通牒の如き便宜的な解釋を下す餘地はないと思ふ。

B「身上調査中減刑の結果刑期一年未滿となつた場合」

此の場合もAの場合同樣、處遇令は適用すべきでないと考へる。

斯く考へることは變更刑期十一月以上の場合には前記通牒第一號後段の「未決拘留通算一箇月迄のものには同令を適用す」とあるに比較し、いささか均衡を失する嫌がないでもないが、併し此の場合叙上の例と異り形式上も刑期は一年未滿となつたのであるから處遇令第二條に依り其の適用を除外すべきは又已むを得ないことであらう。

C「現に處遇令適用中のものが減刑の結果、刑期一年未滿となつた場合」

本例に付いては昭和九年二月行丙第四四一號の一行局長回答に「引續き累進處遇をなすべき旨」指示されてゐるから、今更疑義の餘地はないが併し此の場合もA又Bと同樣刑期そのものが一年未滿に變更されたので同令第二條を正面から解釋すれば、其の適用は當然除外さるべきであるが、同通牒は引續き處遇令の適用が繼續せられに居たる狀態を急にくつがへすが如きことは返つて恩赦の趣旨に反し、又處遇令の目的から見ても惡影響を及ぼす惧があるといふ實際的の見地から之が適用の繼續を認めたもので法的には可成廣い便宜解釋たるを免れない。

**○刑期變更の結果其の責任點數に異動を生じたる場合の處理方法**

（答）本問は先づ第一に從來の責任點數を其の儘繼續するか、變更刑期に付定められた責任點數に依るべきか、一應疑問となるが、併し前者が手續上如何に便宜であらうと、處遇令の條文解釋よりは當然刑期の變更に伴つて其の責任點數も亦異動を生するものと考へざるを得ない。

扨て斯く其の責任點數に異動を生ずるものと解すれば、既得點數が變更刑期による其の所屬階級の責任點を未だ消却してない時は左程問題は生じないが、之を超過した場合には種々疑問及異見が生じて來る。

A、既得點數より變更刑期による其の所屬階級の責任點數を差引き進級せしめたる上、更に其の剩餘點を進級せる階級の責任點より控除す。

B、進級のみを認め剩餘點は除棄す。

C、其の變更刑期による責任點數を基準とし既得點數の多寡を斟酌し、累進準備會に於て進級、特別進級、假進級、滯級等の制度を右に利用することとし、既得點數は一切除棄す。

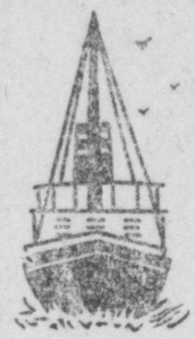
等の處理方法が考へられる。

Aの場合は進級の速度の增大する弊、卽ち其の階級に於て未だ責任點に滿たざるものとの觀念の下に所得したる點數を責任點數變更の爲め進級せしめたる上、尙剩餘となりたる分までも進級階級の責任點數より更に控除するが如きは累進處遇令の精神たる發奮努力の程度により處遇を緩和すとの觀念に合致せざる嫌あり。

B、CはAの弊を或程度緩和すも處遇令其のものの規定（第二四條）及通牒（昭和九年一月行丙第四一號ノ一行刑局長回答）の趣旨に牴觸する處あり（尙Bに付ては、減刑の效力の不遡及原則に據り、減刑の時を以て其の所屬階級の責任點數を消却したるものと認められるものであつて、從て剩餘點の如きは存在せず當然除棄すべきであるとの說を主張するものもあるが、減刑の效力は刑期其のものに及ぶものであつて直接責任點數に及ぶものではないから、斯の說は採ることを得ない）結局恩赦の趣旨竝に處遇令の規定によりAの方法を採り依つて生ずる弊害は滯級制度の可及的活用によりある程度之を緩和せしめるのが最も穩當な方法だと考へる。

以上減刑の場合のみを採上げ回答したが、追加判決又は執行猶豫の取消決定等あり刑期に變更を生じた場合に其の責任點數も亦變更すべき事は今更說明を要しないところだと思ふから省略。

（解說者　赤塚孝）



# 海外異聞錄

## ◇英國の裸體問答

戰爭以來英國の人心は頽廢して裸踊り的レヴユーなどが殷盛を極めるに至つたゝめ、最近セント・ヂエームス宮に開かれた裸體運動反對懇談會では「裸體は藝術に關する限り許容す」との一項が決議された。ところがこの條項に巧に便乘した最初の劇場が法廷で裁かれ、珍らしい裸體問答が檢事と辯護士間に取交された。論爭の中心は同劇場のレヴユーが藝術的なものか、挑發的不道德卑猥なショウに過ぎないものであるかといふにあつた。同劇場はフランシス・アデイ、メルヴイル・グレンの兩男女優によつて演じられたレヴユーの一幕一唄、女そして？？」と題するものを上演、上記メルヴイル嬢が一寸したレースの上衣を纏つて舞踊に現れ、彼女の唄が終つて照明が薄暗くなつた一瞬、彼女はその上衣をさつか脫いで素裸になるといつた趣向なのである、辯護人並に劇場支配人は「ほんの一瞬裸體のポーズをする」だけであると主張したが、裁判官はそのシーンが不適當である理由からではなく、檢閱のため提出すべき書類に右の事實が記載されてなかつたといふ理由で製作者に二一磅、支配人に一磅一志の罰金を科して興行衙に大衝動を與へた。なほ女優は命令で演技をしたゞけであるとして無罪であつた。

## ◇素晴らしい警察犬

ケープタウン市の警察年鑑には犯罪捜索に殊勳を樹てた警察犬の話がいろいろ出てゐるが、警察犬がその敏感な嗅覺を利用して如何に驚くべき能力を發揮するか、その一例を擧げると昨年秋九月、同市の郊外で十六歳になる一少女が行方不明になり、事件は完全に迷宮入りをし、警察は途方に暮れてしまつた。たゞ一つ少女の足跡らしいものが發見されたのを端緒に、クリスティといふ犬にその足跡を追はせてみた。クリスティは足跡を追つて走り出したが問題の足跡は街を三つ通り牧場を横切つて谷間へ入り、そこでぷつつり消えてゐた。だがよく附近を捜査して見ると少女の持つてゐた本と鏡が發見され、續いて少女の慘殺死體が發見された。そこで今度はその死體から逆に犯人の足跡を犬に追はせて遂に犯人を逮捕したといふ。

## ◇米國の結婚流行と徵兵忌避

米國においては最近二週間に結婚屆が全國的に激增し、日曜には各地で從來の三倍とか五倍とかいふ未曾有の記錄が作られた。ところでこれは主として結婚に依つて兵役の義務を免れんとするヤンキーボーイズが目下本會議に廻付されてゐるバーフ・ワズワース强制徵兵案の議會通過を見越し愛人を說得して大急ぎで手續をとつたゝめで、ニューヨークのブルックリン區役所前などには若い男女が五百人餘り列を作つて歸還兵士と共に樂して踊つてゐてよろしいと悠々たる餘裕綽々振りを示すものではなからうかといふ觀測が行なはれてゐる。

## ◇獨佛休戰條約發表の裏に駐佛英大使の猫婆

獨佛休戰條約の內容がドイツ側の發表前にロンドンから洩らされたが、英國がこれをどうして入手したか。その經路につきデーリ、テレグラフの報ずるところによると、キヤムベル駐佛英國大使が同條約文のフランス側の唯一のコツピーはルブラン大統領の手元にあることを知り、大統領を訪問したところ、机上に問題の書類があるのを發見した。大統領は大使にそれを渡すわけには行かないと述べたが、大使はそんなことを耳にしないやうな樣子をして話題を變へて語りつゞけ、その間にそつとポケツトに猫婆をしてしまつた。大統領は大使が立去るまでそれに氣附かなかつたといふ。





り、三百名は月曜廻しにされがつかりして歸るといふ珍風景だつたといふ。

## ◇嚴禁と許可、獨佛兩軍の差

今次の歐洲動亂にドイツ軍がフランス軍に勝つたのはその士氣において格段の相違があつたからだといはれるが、獨佛兩軍を比較する時、どの點に相違があるかを示した挿話がある。即ち前の世界大戰の一九一八年佛軍がアルサスを占領した時、佛司令官がまづ行つたことは獨軍最後の部隊を佛軍と交代させることであつたが、その時佛司令官がドイツの司令官に駐屯規則を尋ねたところ、獨司令官曰く「本官は各部隊の兵士が午後十一時以後居酒屋に出入することを嚴禁する」佛司令官卽座に曰く「各部隊の兵士は午後十二時まで居酒屋に出入することを許可する」これを聞き傳へた市民曰く「ドイツはすべての事を嚴禁し、フランスはすべての事を許可するらしい」

## ◇獨逸でダンス解禁

ドイツがすべてのことを「嚴禁」するのは今も昔も變りはなく、今次の戰爭でも統制は嚴重で違犯者には嚴罰が加へられて來たものだ。ところが今度完全にフランスを征服したヒツトラー總統は國內に布告を發し、今後水曜日と土曜日の一週間二回だけ午後七時以後カフエーや料理店でダンスを行つても差支へなしと、ダンスを一部解禁した。去る五月十日ドイツ軍の西部進擊開始と共に人心を緊張させるために禁止されてゐたものだが、いよ〳〵英本土へ總攻擊を開始しようといふ大切な時にそれを解禁したのである。この解禁は如何なる意味からか。卽ち勝ちつゞきで口に出してこそ言はぬが踊りたくてたまらぬドイツ民族の希望に應へる意味が一つ、次に西部戰線から凱旋や休暇で故鄕に歸つたドイツ兵士を慰める意味が一つ、最後に英國をヤツケルのには大兵力を必要とせず銃後はに氣附かなかつたといふ。

刑政第53巻第9号
矯正図書館



# 高橋白鵬

## 審査概評

### 課題

**特級** ▲清司君、今迄の君の作品は何れも筆が重過ぎる感があつた　充分とはいへないが今度の作品は筆が動いてゐる。▲蘆畔君。極めて眞面目な作ではあるが、何んとなく弱いところがある。君の作としては上出來とはいへない。整つてはゐる。

**一級** ▲崖龍君。筆にゆるみがなく氣力見るべきものはある、但し涼字の最後の點の打ち處は惡るい。▲大丘君、堂々と書いてゐるが、あまり大きく書き過ぎて字と字が重り合つてゐる樣に見へてチト見苦しい。

**二級** ▲安海君、暢達、少し淡墨ではあるが氣持のいゝ作品である。

**隨意**

特級、▲東崖君、今回の作品の中では、課題、隨意を通じて、この作品の右に出るものはない。▲芳山君、流暢の作、もう少し食ひ込んだ筆が出て來ると一層と強くならう。清司君、少し氣宇が小さい、大宗はもつと大きいものである。

一級、▲湖畔君、佳作、極めて意氣盛んなものである。▲梨泉君、歐法を學んで俊拔、用筆は正しい。

二級、▲安海君、暢達すばらしい出來である、益々練磨せられたい。▲梨堂君、よく形が整つてゐる、筆力はもう一息。

三級、▲常春君、樂に書き上げて欲の無いところによさはある、もう一歩ふみ込んでもらひたい。

四級、▲紫園君、眞面目な點は賞すべきである。筆力はもう一息。

五級、▲隆義君、堂々として歐法をよく學んでゐる。運筆も正しい。

**條幅**

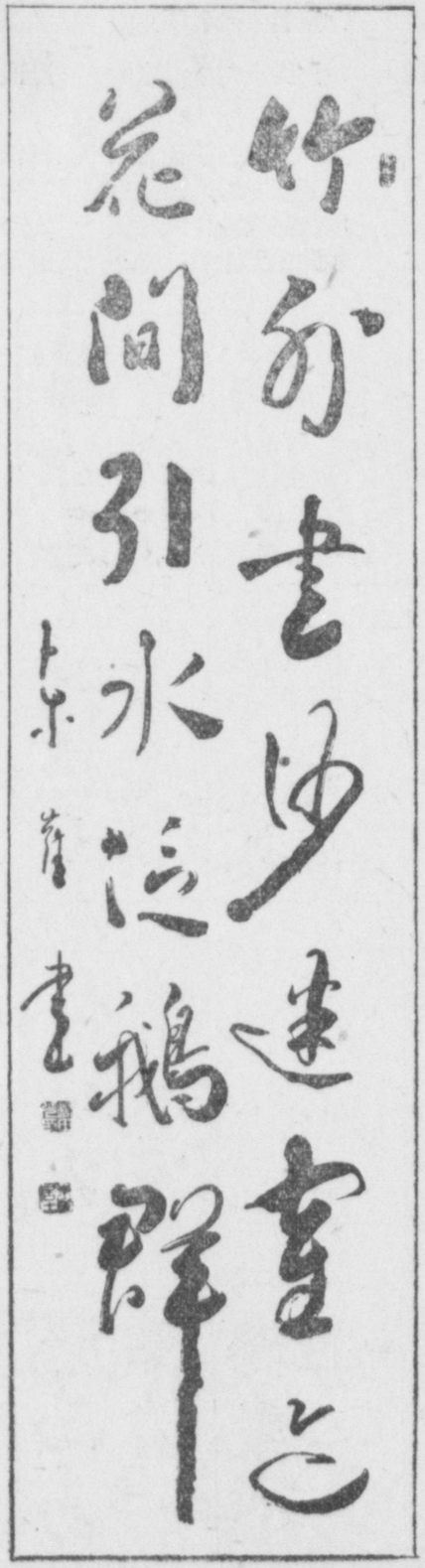
▲東崖君、條幅としては、うまく配字を





して居る。君の作としては中位の出來であらう。▲竹巖君、楷書をこれ丈條幅にまとめるのは、やさしい事ではない、東崖君の作品に比して劣らない、チト字が大き過ぎた爲二席にした。▲流芳君、最近筆力が出てゐない、ことに落款が落ちる。

▲紫園君、何に依つたものかチト解せない點が多い、始めの中は矢張り眞面目なものに依つて學び勝手なものはやらぬやうにした方がよろしい。




## 第十回競書成績發表

（◎印は當選、○印は昇級、課題、隨意何れか昇級すれば次回より兩方とも昇級します。）

### 課題

**特級**

横濱府中 ◎飯村清司
水戸 ◎大川蘆畔
横濱 宮山芳
名古屋 飯村清司
三重 梶田東崖
中山峯堂

**一級**

長崎 ◎◎古賀野大崖龍丘芳畔翠巖洲
開城京 ◎山松下流湖月秋竹
東岡京 望見川
靜岡戸 松浦
水戸 通木薫
名古屋 名古屋

**二級**

靜岡 ◎宮本安海
東京 宮本關山
名古屋 中野青雲山
東京 本關山

**三級**

◎伊藤常春風
江波川
沼津 尾道

**四級**

神戸 廣島
水戸
神戸 大阪
橫山
金澤 松江
松泉口

**五級**

池田 ◎◎山崎東光
益永晴義
永正義園
赤木紫

井上 ◎◎小川
隆舟
水義
清忍
廣一

**特級隨意**

名古屋 三重 橫濱 水戸 名古屋

**一級隨意**

◎◎梶田東崖
◎◎宮村清司
◎◎飯中山峯堂
芳
梶田東崖

横濱 名古屋 一級
静岡 東京 開成 名古屋 長崎 名古屋 東京 名古屋 水戸
梶田 飯村 東崖 清司
◎◎日望月湖翠泉畔
◎松岡高大竹龍流薫流芳洲芳市巖丘
浦野竹下木山通山古山
見川秋翠

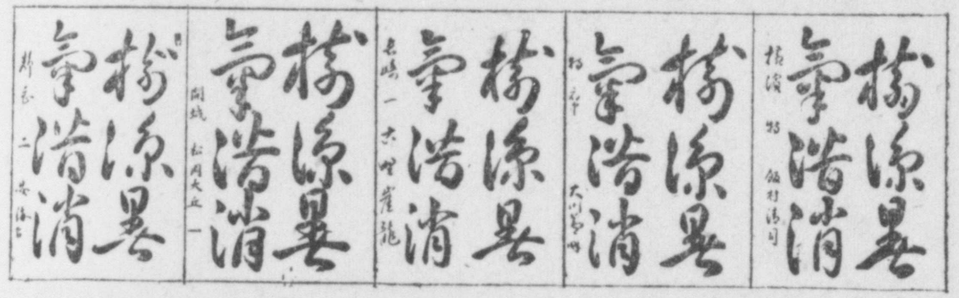
千葉 名古屋 二級
静岡 東京 名古屋 東京 水戸
◎◎宮諸戸本翠安海堂
中野青山雲
宮本關

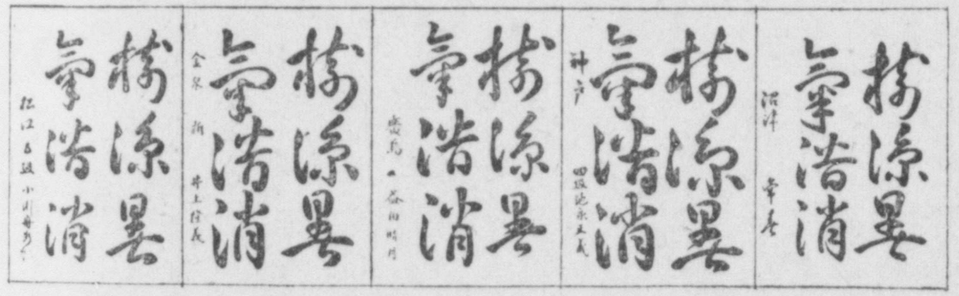
名古屋 東京 三級
千葉 名古屋 東京
◎伊藤常春
沼津

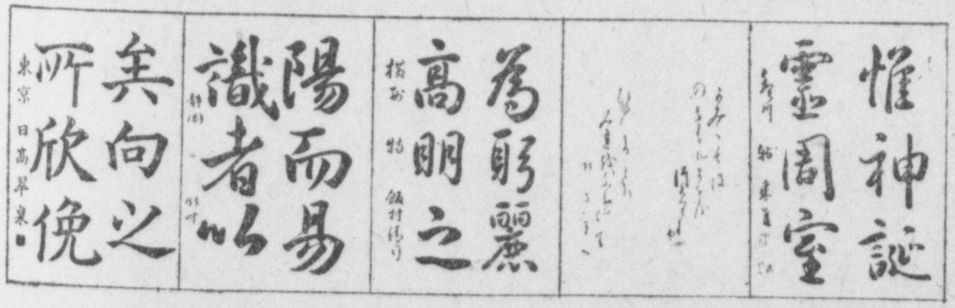
大阪 水戸 四級
◎赤木紫園光
山崎東

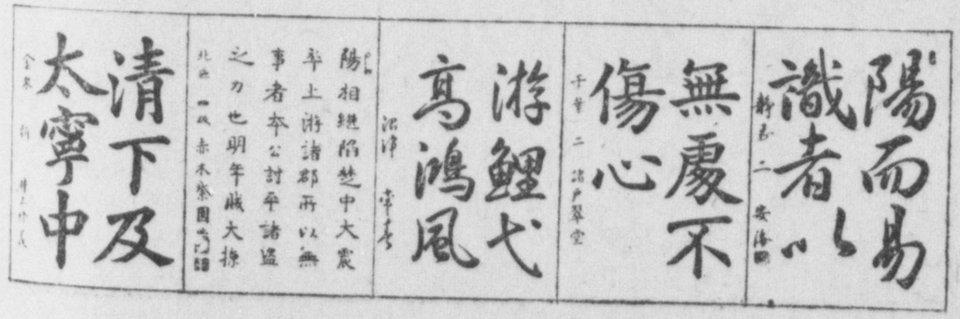
金沢 松江 泉 五級
◎小井上隆舟義
川舟水

名古屋 東京 大阪 條幅
◎梶田東巖芳
松浦竹崖
赤木下紫園













選歌しつつ（三十五）

## 古今集の話（8）

大翼

人はいさ心も知らずふるさとは花ぞ昔の香に匂ひける（巻一、紀貫之）

見わたせば柳櫻をこきまぜて都ぞ春の錦なりける（巻一、素性法師）

白雲に羽うちかはし飛ぶ雁の影さへ見ゆる秋の夜の月（巻四、讀人しらず）

月やあらぬ春や昔の春ならぬ我身ひとつはもとの身にして（巻十五、在原業平）

などの歌は、いづれもこの集を代表す

## 毎月募集 刑政歌壇

當季雜詠
締切 毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

臼井大翼選

住 作

○
朝飼ひの刈る手を止めて我が牛の草食む音にきゝ入りにけり
天の川明るく星の降る夜さを稲葉を渡り風立ちにけり

○
重湯葛湯にあきたる吾子が飯ほりて泣く様見れば吾も泣け來ゐ
枕時計の音のみ高くひびき居り更けしづまれるこの部屋ぬちに

○
一面の南瓜畑の中にたつ見張看守に日照雨降る
豌豆のあをむらさきの花ぬらし日照雨降る夏の朝かも

○
ならび行く四人の中にわれよりもよはひわかきがまじりてをれり
この宮の欅大木の若葉かげふかき木下をゆきかよふかも

松江 田尻久美緒
岐阜 梶田草民
名古屋 高島明峰
青森 一

刑政第53巻第9号
矯正図書館



る秀歌であるが、その觀念的にして神經の纖細なところ、主觀に曲折が多くて調べの流麗な點がいはゆる古今集的風態を成すもので、「白雲に」などの歌では表現技巧の驚くべき進歩を見ることができる。從つて、さうした意味ではこの集の作品は萬葉集などに比べてはるかに磨きのかゝつたものであるといへる。この特徴は本集の戀歌において最も著しく、浪漫的で豐贍な情緒を幽艶自在な手法に託し切々の餘情に富んだものが多い。古今集の藝術的評價に眞に永遠性の肯定を躊躇するものも、本集の戀歌には比較的秀れた作品の多いことを認めざるを得ぬと思ふ。

○　札幌　來生忠次

道民の神にさゝぐるまごころは燃ゆる聖火にあらはれにけり
選士團海山遠くかけり來しさゝげまつれる聖火尊とし
夏の夜はいたく更けたり靜かなる青葉に月の白く光れる

○　咸興　岡元舜水

霖雨の霽れたる今朝を犬呼びて子等に手傳はせ洗ひてやるも
牛を洗ふて歸る鮮童手綱振りアリラン歌ふ夕燒の雲に

○　宮城　志賀宮童

君征きぬ日にあり／＼と殘れるは君がしめたる麻の葉の帶
虔ちやんはむしろにはゐず庭土にぢかに坐れる柿の木のかげ

○　岐阜　河野寅雄

山峽に陽は傾きて遠くまで送電線のたるみて光る
病み呆けてうごきもならぬ父のこと勤めに居りてひねもす思ほゆ

○　樺太　佐竹綠坡

たはむれに地圖を開けば上部なる樺太直ぐにわが眼來るなり
山火注意の貼紙所々にあり煙草吸はぬ吾にてあれば心安きかも

○　小田原　白河英龍

鐘樓の下草ごもり紅百合の燃ゆるをみれば昨の夜かなし
夕汽車の窓にとほる山林に秋時雨雲たちのゆゆしき

○　滿洲　黑岩重治

皓々と冴たる月の山影にこだま反つして犬の遠聲

○　松江　三世子

寄閣の中をこぎゆく釣舟の川風に立つるろの音涼し





## トマト汁の句その他

花蓑

蝙蝠やあやつるものゝある如く　一泉

蝙蝠が夕闇に粉れて縱橫自在に飛び廻つてゐる有樣を見ると何處かに何か隱れてゐてあやつるものがあるやうに見える、想像すれば闇の中に魔の手が隱れてゐて眼に見えぬ糸にあやつられて蝙蝠が飛んでゐるやうにも見えるといふのであります。さういはれてみるとその光景が眼前に浮んで來るのであります、之は理念を超越した詩的創造の力によるのであります。

蚊火明り父の如くにゐるは兄　蝶子

蚊遣の火明りを受けていつもそこに父が坐つてゐるのであるが今日は兄が恰も父の坐つてゐるが如くに坐つてゐるといふのであります、父と見紛ふ程の兄を賴母しく思ひ親愛の情を寄せてゐる家族の人の心持が餘情として感じられます。

ボアの如く藤蔓垂れし木下闇　一舟子

木の下闇に獸の毛のやうにもや／＼と藤蔓が垂れ下つてゐるのでせう、ボアの如くといふ形容に强い感じがあります。

桐の花墓に詣でて別れ告ぐ　名古屋　栗本味代子
梅雨晴の照りは蕃榮花さゝぐ　同
冷風はいがなす咲ける茂みより　同
貰ひ水蔦の山井の淸ければ　同　壽美子
恙なきの し枕の糖の蟻の來て　同
孔雀草の日夫の外出に氷菓詑す　同
武藏野の地にしだれたる濃紫陽花　同
母と會ふ今宵は灯蛾も少なかり　同　いばら
朝がたの擬寶珠の雨に母縫へり　同
トマト汁母に看とられつゝのみぬ　同
蚊張暑く兄の戰信よみかへす　同
初蟬や五十鈴の宮の太柱　諫早　副島雅石
新綠や五十鈴の川に口すゝぐ　同
麥笛やくろんぼよごれして嘻々と　同

毎月募集
刑政俳壇
當季隨意　題締切每月五日限　用紙官私製葉書
淺水茶蓼　選

雨期長し堰の水音日に高く　透水

雨期長しには朝鮮特有の情感が含まれてゐます、内地の梅雨よりも更に深刻なものがあります、その長い雨期がつゞいて毎日降りつゞく雨の爲に川水が増して堰の水音が日増しに高まつて聞えて来るといふのであります、朝鮮に住むものにとつて雨期の循ぐつて来ることは時に一つの杞憂を伴つて生活の安定を脅かすものがありませう、然し乍らさうした自然の脅威をも克服して生活を保持して行かねばならぬところに人間の力が感じられます、この句を讀むとそんなことさへ思ひ合はされて来るのであります。

明日は征く夫に繭扇の風送る　砂太峰

が出征することになつて明日はいよいよ出發といふ前夜のことでありませう、いろ〳〵のことを話し乍ら妻君は夫に繭扇の風を送つてゐるといふのでありまして名殘りは盡きないことでありませう、軍人の妻として立派な女性であることが想像せられます、袂別の悲しみは夫婦の情合として察するに餘りありますが女々しい振舞も出來ず靜かに團扇の風を送り乍ら涙を押へてゐるその心の中を思ひやることが出來ます。

止みかけし雨にぬれつゝ菖蒲きる　初枝

雨の上るのをしびれを切らして待つてゐたのでせう、漸く雲が切れて青空が見え

春汐や熔岩の群像沈めたる　函館　船山船風
懶さや雲脚垂れて梅雨に入る　同
土用野や伸びほうけたる柏の葉　同
朝の間の茄子の手入や根切虫　同
夕月の庭掃いて待つ歸省の子　同
虫相撲おさなの髪をそゝけ立つ　名古屋　栗本豊齊
蚊柱の立つ軒下に子等うたふ　同
山に佇ち遠き街なる花火見る　同
はしよりして妻は質屋へ梅雨しとゞ　同
送火の穂に黒潮のとゞろなる　小田原　白河英龍
魂送雨のつぶての夜となれる　同
栗咲ける貯水の池の朝は冷ゆ　同
鱶見るや右舷の島に椰子茂る　松江　川津天水
タラップの下まで鱶のよりにけり　同
椰子とりに無人島へも渡りけり　同
晩涼や終航汽船見て歸る　滋賀　西村幸吉
夕涼ボート漕がんと友は言ふ　同
舟涼み湖上案外波高し　同
天瓜粉水疱瘡のあと消えず　高松　いしろ
川狩や村ざかひまで來てゐたり　同
山茶花や茶寮靜かにくれてゆく　名古屋　設樂銀月
歸り花咲く日を老囚出所かな　同
殘雪の南部代掻く田もありて　飯田　市川紅東





て来たので細かい雨が降つてゐるのだけれども池邊に下り立つて菖蒲を剪るといふのでありまして日の當りながらほう〳〵と降る小雨に濡れるのも愈じひ菅々しい氣持でせう。

火蛾舞へり夜店の低き電燈に　邦雪

銀ブラをした人には直ぐその光景が思ひ浮ぶでせう、いろ〳〵の夜店が並んでゐる中に電燈を低く地にすれ〳〵に釣つて物を賣つてゐる店がある、げて物店か何かでせう、雜踏する人の流れが限りもなく續いてゐるのだがその店の前に足を止める人とてはない、只その低い電燈の灯をめぐつて徒らに火虫が飛び廻つてゐるのも哀れであるといふのであります。

桐の花墓に詣でて別れ告ぐ　味代子

今日の時局から考へて或は大陸へ行くことにでもなつたのでせう、暫く祖國を離れねばならぬことになつて祖先の墓に詣つてお別れを告げる、それは墓の傍に桐の花の咲いてゐる季節であつたといふのであります。

トマト汁母に看とられつゝトマト汁　いばら

病床にあつて母に看とられつゝトマト汁をのむといふのでありまして母子の愛情が惨み出てゐるやうな氣がします。

嬶娘赤し晝のまゝある旱雲　福岡　宗霞舟
裸の子なだめても〳〵すねやまず　同
橋下につなげる舟やはたゝ神　廣島　小森若生子
十七夜の月のぼり來つ舟渡御に　同
祭町千疊閣は休憩所　濱松　皆木好城
庭小菊露ぞ光りて夜明なる　姫路　富山芳雄
晝顔の砂丘をひとり吾れゆけり　臺南　一歩生
ピンロー樹ありと一と休みして冷し　名古屋　松井廉川
往來へ打水をしておやの時　滋賀　深田五角
矢走路や青田を走る雲の影　松江　落下傘
杉垣の手入する人棕梠の花　朝鮮　黒岩重治
雀等も梅雨の嵐に濡れ鼠　大阪　北騎
向日葵や鳩に親しみレプラ囚　靜岡　ひさこ屋
浮草にとまる蜻蛉いつまでも　富山　久美子
風鈴や梧桐の風晴きざす　同　あきを
夏の海手繰る帆綱に旭は昇る　小田原　大木舟波
垣に添ふ松葉牡丹の咲き揃ふ　横濱　吉原湖南
鬼灯の赤く熟れたり姪來る　同　先崎寧芳
朴の花柚人の外人ゆかず　栃折越人
青桐の花散り敷きて朝暑し　富山　三世子
葛雫夕立晴れて暫くは　松江　TY生
朝涼や東の空を伏し拜む　神戸　谷とほる
ふところの物の重たき裕衣かな　岐阜

# 叙任辭令

**七月二十日**

水戸　看守長　及川勇（盛岡少）
盛岡少　同　森川照雄（網走）
網走　同　宮本秀夫（府中）
小菅　同　宮内精介（同）
免本職鹿兒島　同　川畑叶二（福江支兼長崎）
福江支所長兼長崎　同　副島千代人（鹿兒島）
兼長崎　同　本川與四郎（平戸支）
佐世保支所長　同　西野十介（島原支兼長崎）
島原支所長兼長崎　同　山下直次郎（佐世保支）

**七月二十五日**

兼司法屬（行刑局）　看守長　小久保義睦（府中）

**七月二十七日**

札幌　敎誨師　光弘靈雄（帶廣少）
帶廣少　同　龍山峻（沖繩）
沖繩九級　同　柏原惠秀（府中）
横濱兼釧路支　同　山田祐悟（釧路支）
兼司法屬（行刑局）　看守長　長谷場正壽（豐多摩）

**七月二十九日**

願免典獄補（高松）七等六級　看守長　多田羅喜平（丸龜支兼高松）
同（岐阜）同七級　同　白木清吉（岐阜）
丸龜支所長兼高松　看守長　野並勝治（奈良）
奈良　同　田北達（大阪）
大阪　同　有田和一（宇都宮）
宇都宮　同　清庸三（小田原少）
任看守長（小田原少）五三　看守　山崎清吉（靜岡）
同（福井支）同　同　竹本嘉七郎（名拘）
東拘　看守長　山本八百藏（橫濱）
橫濱　同　森忠夫（福井支）

**七月三十日**

任典獄（滋賀所長）五等六級　典獄補　森口藤松（滋賀）
同（名拘所長）六等七級　同　楠本順作（名拘）
願免一級　所長兼典獄　赤城一雄（神戸）
同五級　同　雨村信七（山口）
任司法書記官行刑局第二課長五等七級　同　中尾文策（京都）
任典獄（神戸所長）五等五級　司法事務官　吉田綱紀（行刑局）



任司法事務官行刑局六等九級　典獄　小川太郎（東拘）
行刑局第二課長兼務ヲ免ス　司法書記官　安達勝清（行刑局）
京都所長　所長兼典獄　末光榮平（千葉）
千葉所長　同　松岡武四郎（奈良）
奈良所長　同　上田茂登治（秋田）
秋田所長　同　中田主稅（青森）
青森所長　典獄補　甕川兵次（富山支）
任典獄補（富山支所長）七等六級　作業技師兼免　小泉强（宮城）
山口所長　所長兼典獄　武藤亘（高知）
高知所長　同　大場正雄（熊本）
熊本所長　同　關毅（前橋）
前橋所長　同　西岡三郎（金澤）
金澤所長　同　荒卷正修（三重）
三重所長　同　飯野豐治（岡崎少）
岡崎少所長　典獄補　宇田象三（盛岡少）
盛岡少所長　同　福山福太野（樺太）
樺太所長　同　津久井作司（府中）
任典獄補（府中）七等九級　看守長　保古政英（小菅）
願免典獄補同七級　同　三浦惣次郎（大通支）
橫濱兼岩國少　保健技師　岡本主計（岩國少）

**七月三十一日**

任看守長（大通支）三級　元典獄補　野手甚之助
免本職橫濱五級　所長兼典獄　米倉忠治（岐阜）
同　同　鍵山俊治（甲府）
兼補岐阜所長　同　椎名通藏（名刑）
甲府所長　典獄補　二瓶伊七（佐賀支）
佐賀支所長兼長崎五級　同　土橋惣太郎（長崎）
橫濱兼甲府　看守長　太田卯八（甲府）
同　同　市川鴻章（同）
橫濱兼久留米少　同　礎孫市（久留米少）
橫濱兼岐阜　同　後藤信雄（岐阜）
橫濱兼小菅　同　安東莞喜（小菅）

**八月五日**

任敎誨師（橫濱兼東拘）九級　同　瀧了慧（東拘）

**八月八日**

高田支所長　看守長　梁瀨三男吉（新發田支）
免本職新潟　同　小田嘉寬（高田支）
新發田支所長兼新潟　同　北野竹太郎（新潟）
願免四級　同　原田忠吉（京町支）
京町支所長　同　中村太郎彥（中京區支）
中京區支　同　浦口市之進（新潟）
任看守長（新潟）八級　看守　宮下幸雄（豐多摩）
同（宮津支）一〇級　同　藤山ユキ（宇都宮）
願免六級　看守長　大島とり（宮津支）
名古屋　同　伊藤光治郎（岡山）

刑政第53巻第9号
矯正図書館



岡山　同　市原福馬（高松）

八月十二日

大阪　看守長　小川末吉（鹿兒島）
任看守長（鹿兒島）
一〇級　看　守　川村富美雄（高知）
同（札幌）九級　同　和田孝次郎（滋賀）
同（廣島）四七　同　重松忠義（神戸）
同（小菅）九級　同　大坪庚（川越少）
同（前橋）五三　同　的場覺（神戸）
同（帶廣少）四七　同　辻安造（甲府）
同（長崎）五三　同　松尾正（東拘）
府中　看守長　阿部友藏（宇都宮）
宇都宮　同　久保國作（水戸）
水戸　同　鷲見孝義（秋田）
秋田　同　石垣周作（札幌）
豐多摩　同　北村增男（神戸）
神戸　同　中島末義（廣島）
免本職府中　同　立石晉作（豐橋支）
豐橋支所長兼岡崎少　同　齋藤宇作（靜岡）
免本職靜岡　同　辻多七（濱松支）
濱松支所長　同　平沼文男（東拘）
岐阜　同　小野寺諦雄（宮城）
宮城　同　鈴本勇（前橋）
免本職宮城　同　岡部清四郎（酒田支兼秋田）
酒田支所長兼秋田　同　西田直（米澤支）
米澤支所長兼山形支　同　鈴木由藏（山形支）
免本職横濱　同　英保初生（大村支）
大村海上支所長　同　齊藤清（大阪）
大阪　同　伊藤章一（山口）
甲府　同　高山輝男（八王子少）
八王子少　同　渡邊長八（帶廣少）
甲府　同　鎌田玉藏（宮城）
宮城　同　大味三也（網走）
久留米少　同　岩橋鶴吉（長崎）
免本職豐多摩　同　川上光治（熊谷支）
熊谷支所長兼豐多摩　同　大熊勇（横濱）

八月十四日

府中　保健技師　水越通（秋田）
秋田　同　町田宗俊（大阪）
大阪　同　西村博（樺太）
樺太六級　同　細谷博（盛岡少）
宮城　同　倉田道夫（網走）
任保健技師（網走）八級　保健技手　山中麟次郎（東拘）
願免五級　保健技師　安田正一郎（函館）
同七級　教誨師　佐藤經雄（鹿兒島）

八月十五日

任典獄補（小菅）
七等九級　看守長仲里達雄（神戸）



# 訓令通牒

## ◇受刑者ノ血液型檢査ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第八一〇號　昭和十五年七月廿六日）

昭和十二年八月行甲第七八八號通牒ニ依ル標記ノ件本年八月以降ハ貴所ニ於テ必要ト認ムル者ニ付施行シ本省ニ提出スヘキ指紋原紙又ハ指紋原紙追加小票ヘノ記入及血液型檢査報告ハ本年七月分迄ニテ爾後其ノ義ニ不及候條御了知相成度候

## ◇構外作業場出役受刑者ニ關スル諸表提出方ノ件

（司法省行刑局　行甲第九一一號　昭和十五年八月十六日）

調査必要有之候條標記ノ件別紙樣式ニ依リ自今每月十日迄ニ御報告相成度候

追テ當報告ハ其ノ收容受刑者百名以上ノ泊込構外作業場ニ關スルモノニ候

第一表

出役受刑者移動ニ關スル月表

| 出入 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | 滿期釋放 | 假釋放 | 其ノ他 | |
| | | | | |

記載例　出中「其ノ他」欄ニハ執行停止、死亡、逃走等ノ外病氣其ノ他ノ事由ニヨリ本所又ハ他刑務所ニ移送セルモノノ總人員ヲ掲ケ

備考欄ニハ各種類別人員ヲ記載ノコト

第二、第三表略）

第四表

教化ニ關スル月表

| 總數 | 種別 | 教誨 | 個人 | 教誨 | 接見 | 信書 發 | 信書 受 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |

記載例　備考欄ニハ其ノ他教化上特ニ實施シタル事項等ヲ記載ノコト

矯正図書館


# 法學新報

第五十卷 第八號
昭和十五年八月
定價五十錢(送料三錢)

中央大學法學部門機關



歐洲戰爭に於ける國際法關係の若干問題……教　授　松原一雄
刑法改正案に於ける安寧秩序の罪……講　師　安平政吉
おびた・でいくた(三)……講　師　高柳賢三
——(五)統制經濟と辯護士——
獨逸に於ける代理商について……教　授　寺田四郎
刑事判例研究……刑事判例研究會
新聞紙法第四十五條に所謂私行(吉田常次郎)——綿絲販賣價格取締規則の「販賣」(飯塚敏夫)
刑事判例研究……民事判例研究會
濠除權者の提供金額と相殺(岩田新)——相續の拋棄と財產目錄の調製(梶田年)——手形支拂場所變更に關する合意の效力(野津務)——內縯關係と嫡出子(丁野曉春)
比較法制研究……比較法制學會
吾妻鏡に見ゆる訴訟法(隈崎渡)
雜　報



# 法曹會雜誌

第十八卷 第九號
昭和十五年九月一日發行
定價金五拾錢

司法省構內
法曹會
振替口座東京一五六七〇番



○統制經濟刑法の本質……大審院判事　宮城實
○民事訴訟と眞實發見(四)……秋田地方裁判所判事　熊谷弘
——辯論主義の側面的考察——
○獨逸戰時立法としての民事訴訟に於ける自由裁量に依る手續……司法省調査部
○事實認定の法則……長野地方裁判所判事　島方武夫
○馬緩花(マーエンホワ)の夢——支那たより——……長谷川瀏
○ノモンハン地方視察談……前司法大臣　小原直
◇法曹會決議
◇大審院判例要旨
◇新法令
◇司法省訓令通牒回答
◇登記事務協議會決議
◇雜　報


## 編輯後記

□單なる觀念論や抽象論では律しきれぬものが行刑のなかにも醸し出されて來た。卷頭子はこのうち最も切實なるものの二つを提示した。貧糧については既に某刑務所の如き受刑者の自發的な意志を以て減量を申出でた事例すらある。時局の眞摯なる所以を受刑者に反映せしむることがわれわれの第一のつとめだ。

□滿洲國の第一課から作業經營の最近の狀態について報告を寄せられた。其處に瀧澤勝司氏以下大いなる抱負をもつて渡滿された方々の並々ならぬ努力のあることを感せざる譯にはゆかぬ、遙かに諸氏の御健康を祈る。

□鴛津愛十郎氏から官吏の事務引繼に關する玉稿を寄せられた。行刑の行政法的部面の研究が氏によつて極めて着實に開拓されつゝあること は足を大地につけるものとして愉快に堪えない。

□その行政法的部面の研究といふか、要は行刑法規の研究のために、本月から新たに實務質疑應答欄を設けた。監獄學と監獄法とには密接な關係のあることは勿論であるが、法規研究には一應そこに截然と分つべきものがあるやうである。監獄法の關係には司法上の判例も乏しいし、又行政訴訟も許されてゐない。訓令通牒と雖してわれわれの自問自答によつて正しい途を發見せねばならぬ所以である。讀者諸君の質問を望む。

□「旅で拾つた話」益々佳境に入る。殊に板垣と監獄費國庫支辨の項あたり、單なる隨筆ではないやうだ。

□昨夜帝都を襲つた豆颱風は銀座街頭の柳一本を倒した程度で既に遠く過ぎ去つたやうだ。今朝は清々しい凉風とやはらかな太陽に帝都は生してゐる。自然はやはり大きな教訓を垂れてゐる。


定價　一冊(稅共)　金六十錢　六冊(稅共)　金一圓八十錢　十二冊(稅共)　金三圓六十錢

廣告料　一等一頁　金五十圓　一等一頁　金四十圓　普通一頁　金三十圓

注文規定
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十五年八月二十八日印刷納本
昭和十五年九月一日發行
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
編輯兼發行人　大原虎夫
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷人　大河內恭三郎
東京市葛飾區小菅町二二八四番地
印刷所　刑務協會印刷所
東京市麹町區霞ヶ關一丁目一番地一
發行所　刑務協會
電話銀座(二三四四)・三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

矯正図書館